

官報

平成七年四月二十六日

○第百三十二回 参議院會議録第十九号(その一)

平成七年四月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十九号

平成七年四月二十六日

午前十時開議

- 第一 万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件
- 第二 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 第三 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第四 郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第五 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 第六 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 食品衛生法及び米穀改善法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、国土審議会委員の選挙

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

森山眞弓君から海外旅行のため明二十七日から九日間、河本英典君から海外旅行のため明二十七日から八日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(原文兵衛君) この際、欠員中の国土審議会委員一名の選挙を行います。

つきましては、国土審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、国土審議会委員に村上正邦君を指名いたします。

- 議長(原文兵衛君) 日程第一 万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第二 万国郵便連合一般規則及び万国郵便

条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第四 郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第五 郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

以上五件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長田村秀昭君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(田村秀昭君登壇、拍手)

○田村秀昭君 ただいま議題となりました万国郵便連合関係の条約五件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

万国郵便連合は、郵便物の国際交換制度の確立を目的として明治七年に設立された国際機関であります。連合の運営、国際郵便業務等は、基本文書である万国郵便連合憲章その他の文書に基づき行われておりますが、憲章を除く諸文書は、通常、五年ごとに開催される万国郵便連合大会議において改正された新たな文書が作成されることになっておりまして、議題となりました五件は、いずれも昨年八月にソウルで開催された第二十一回大会議で作成されたものであります。

委員会におきましては、郵便事業におけるテロ対策、各国の郵便料金の差額を利用したいわゆるリレーリング対策、通常郵便物の到着料等について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、五件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより五件を一括して採決いたします。

五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、五件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第六 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長大久保直彦君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(大久保直彦君登壇、拍手)

○大久保直彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、規制緩和の今後の進め方、物流コストの低減問題等の質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党高崎委員より本法律案に反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

(賛成者起立)

平成七年四月二十六日 参議院會議録第十九号(その一)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案 電波法の一部を改正する法律案外一件 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案

二

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第七 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。厚生委員長種田誠君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

○種田誠君(登壇、拍手) たいだいま議題となりました食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加及び国民の栄養摂取状況の変化並びに規制の国際的整合化の要請に対応して、化学的合成品以外の添加物に対する規制の見直し、電子情報処理組織の導入による輸入食品届け出制度の効率化、食品に係る栄養強化表示の許可制度の廃止等、総合的な食品保健対策を推進するため必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際基準への調和と我が国の食品規制のあり方、天然添加物の安全性の確保、残留農薬基準設定の目的とそのポジティブリスト化、輸入食品の検査体制の整備拡充等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して西山委員より本案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第八 電波法の一部を改正する法律案

日程第九 電気通信事業法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出 衆議院送付) 以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長山田健一君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

○山田健一君(登壇、拍手) たいだいま議題となりました両法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案につきましては、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため、免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、電波利用料についての口座振替の方法による納付を実施しようとするものであります。

次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきましては、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届け出制に改めるとともに、役務に関する標準契約約款制を導入しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査し、電波利用環境の整備、電波利用料制度の現状と課題、電気通信事業の規制のあり方、今回の規制緩和措置による効果、緊急円高・経済対策に盛られた規制緩和の前の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ三項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。まず、電波法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一〇 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長青木幹雄君。

(議案は本号(その二)に掲載)

○青木幹雄君(登壇、拍手) たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林及び樹木は、心に安らぎを与え、また、あらゆる生物の生存に不可欠な水の供給源として、人間の健康で文化的な生活にとって欠くべからざる貴重な財産であり、これを守っていくことは国民全体の責務であります。

本法律案は、このような観点から、国民の森林整備等の意義に対する理解を促すとともに、国民全体による森林整備等の取り組みを推進するため、昭和二十五年以来行われてきた国民の自発的協力を基礎とする「緑の羽根募金の基本的性格を維持しつつ、これを「緑の募金」として、その基盤の強化と取り組みの多様化を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、「緑の募金」は、都道府県段階においては知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会が、また、全国段階においては農林水産大臣の指定を受けた国土緑化推進機構が、それぞれ行うことといたしております。

第二に、「緑の募金」による寄附金の使途は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力について都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構が行う助成等に必要経費とすることといたしております。

第三に、都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構の行う業務の公正かつ透明な運営を確保するため、これら団体に係る運営協議会の設置、「緑の募金」に係る区分経理、「緑の募金」の計画及び結果の公告等、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主要な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
横尾 和伸君 荒木 清寛君
都築 謙君 山崎 順子君
武田 節子君 山下 栄一君
寺澤 芳男君 泉 信也君
釘宮 馨君 浜四津敏子君
常松 克安君 木庭健太郎君
北澤 俊美君 長谷川 清君
平野 貞夫君 猪熊 重三君
白浜 一良君 中川 嘉美君
刈田 貞子君 直嶋 正行君
星野 昶市君 木暮 山人君
風間 昶君 牛嶋 正君
統 訓弘君 広中和歌子君
田村 秀昭君 小林 正君
足立 良平君 勝木 健司君
片上 公人君 中西 珠子君
和田 教美君 高桑 松君
野末 陳平君 矢原 秀男君
中村 鋭一君 林 寛子君
及川 順郎君 鶴岡 洋君
大久保直彦君 吉田 之久君
黒柳 明君 石井 一二君
井上 計君 永野 茂門君
松尾 官平君 堂本 暁子君
河本 英典君 鈴木 栄治君
安恒 良一君 椎名 素夫君
三石 久江君 溝手 顕正君
前島英三郎君 野村 五男君
坪井 一字君 上野 公成君
吉村剛太郎君 南野知恵子君
清水嘉与子君 西田 吉宏君

成瀬 守重君 鎌田 要人君
合馬 敬君 石渡 清元君
須藤良太郎君 矢野 哲朗君
守住 有信君 青木 幹雄君
石井 道子君 大塚清次郎君
宮崎 秀樹君 下稲葉耕吉君
永田 良雄君 柳川 覺治君
竹山 裕君 吉川 芳男君
岡部 三郎君 高木 正明君
田沢 智治君 鈴木 省吾君
遠藤 要君 坂野 重信君
沢田 一精君 伊江 朝雄君
北 修二君 宮澤 弘君
村上 正邦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 眞島 一男君
関根 則之君 笠原 潤一郎君
太田 豊秋君 松谷倉一郎君
服部三男雄君 野間 越君
加藤 紀文君 岡 利定君
河本 三郎君 佐藤 泰三君
清水 達雄君 横崎 泰昌君
片山虎之助君 佐藤 静雄君
井上 章平君 陣内 孝雄君
二木 秀夫君 松浦 孝治君
鈴木 貞敏君 中曾根弘文君
野沢 太三君 木宮 和彦君
小野 清子君 久世 公亮君
沓掛 哲男君 斎藤 文夫君
志村 哲良君 倉田 寛之君
上杉 光弘君 井上 孝君
大澤 方栄君 森山 眞弓君
増岡 康治君 松浦 功君
大木 浩君 斎藤 十朗君
井上 吉夫君 佐々木 満君
岩崎 純三君 井上 裕君
板垣 正君 角田 義一君
菅野 茂君 栗原 君子君
峰崎 直樹君 大脇 雅子君
村田 誠醇君 山田 健一君
堀 利和君 種田 誠君
肥田美代子君 早下部代子君
櫻井 規順君 森 暢子君

谷本 鶴君 菅野 壽君
篠崎 年子君 大淵 絹子君
竹村 泰子君 一井 淳治君
渡辺 四郎君 山口 哲夫君
稲村 稔夫君 菅野 久光君
穂科 満治君 上山 和人君
久保田真苗君 糸久八重子君
久保田真苗君 上野 雄文君
高木 万三君 龜山 篤君
青木 新次君 小川 仁一君
鈴木 和美君 及川 一夫君
大森 昭君 志苦 裕君
武田邦太郎君 西野 康雄君
三野野栄子君 西山登紀子君
島袋 宗康君 中尾 則幸君
北村 哲男君 高崎 裕子君
小島 慶三君 萩野 浩基君
山田 俊昭君 野 正敏君
清水 澄子君 林 紀子君
庄司 中君 野別 隆俊君
下村 泰君 栗森 喬君
山本 正和君 吉川 春子君
梶原 敬義君 細谷 昭雄君
井上 哲夫君 乾 晴美君
喜屋武眞榮君 田 英夫君
本岡 昭次君 吉岡 吉典君
松前 達郎君 佐藤 三吾君
古川太三郎君 笹野 貞子君
橋本 敦君 有働 正治君
矢田部 理君 瀬谷 英行君
星川 保松君 池田 治君
磯村 修君 市川 正一君
立木 洋君 上田耕一郎君

議長の報告事項
一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員
辞任 清水 澄子君 補欠 今井 澄君
厚生委員
辞任 今井 澄君 補欠 清水 澄子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
議院運営委員会
理事 吉岡 吉典君 (吉岡吉典君の補欠)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方分権及び規制緩和に関する特別委員会に付託した。
地方分権推進法案(閣法第六十一号)
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を地方分権及び規制緩和に関する特別委員会に付託した。
地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外三名提出)(衆第二号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
国民医療に関する質問主意書(紀平梯子君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。
記
異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 異動
官職名 氏名
外務省 西田 恒夫 (解職) 平七・四
外務省 重家 俊範 (同) 同
近東省 中野 正孝 (同) 同
事務代理 事務代理
通商産業 事務代理
省機械局 事務代理
省産業局 事務代理
長事務代理

平成七年四月二十六日 参議院會議録第十九号(その一) 議長の報告事項

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省欧亜局長 野村 一成君
外務省中近東アフリカ局長 法眼 健作君
通商産業省機械 渡辺 修君
情報産業局長

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長野村一成君外二名(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山下 栄一君

補欠

勝木 健司君

外務委員

辞任

今井 澄君

補欠

清水 澄子君

厚生委員

辞任

清水 澄子君

補欠

今井 澄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

辞任

今井 澄君

補欠

大脇 雅子君

岩崎 昭弥君

野別 隆俊君

同日委員長から次の議案が提出された。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(農林水産委員長提出(参第三号))

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)審査報告書

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結

について承認を求めるの件(閣条第二二二号)審査報告書

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三三号)審査報告書

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四四四号)審査報告書

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一五五五号)審査報告書

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第六七号)審査報告書

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(閣法第八八号)審査報告書

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)審査報告書

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成六年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成六年度漁業の動向に関する年次報告及び平成七年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

〔参照〕

四月二十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

七七 守住 有信君
七八 青木 幹雄君
七九 浦田 勝君
八一 大塚清次郎君
八二 宮崎 秀樹君
八三 吉川 博君
八四 柳川 覺治君
八五 竹山 裕君
八六 岡野 裕君
八七 吉川 芳男君
八八 岡部 三郎君
八九 高木 正明君
九〇
九一

四月二十五日議長において、左のとおり議席を変更した。

九九 伊江 朝雄君
一〇〇 北 修二君
一〇一 村上 正邦君
一〇二 松浦 孝治君
一〇三 田辺 哲夫君
一〇四 鈴木 貞敏君
一〇五 大浜 方栄君
一〇六 増岡 康治君
一〇七 松浦 功君
一〇八 大木 浩君
一〇九 岩崎 純三君
一一〇 井上 裕君
一一一 下条進一郎君
一一二 前田 勲男君
一一三 板垣 正君
一一四 大河原太一郎君
一一五 溝手 頭正君
一一六 野村 五男君
一一七 坪井 一字君
一一八 上野 公成君
一一九 吉村剛太郎君
一二〇 西田 吉宏君
一二一 成瀬 守重君
一二二 鎌田 要人君
一二三 合馬 敬君
一二四 石渡 清元君
一二五 笠原 潤一君
一二六 太田 豊秋君
一二七 井上 章平君
一二八 陣内 孝雄君
一二九 二木 秀夫君
一三〇 松浦 孝治君
一三一 田辺 哲夫君
一三二 鈴木 貞敏君

官報

号外

平成七年四月二十六日

○第百三十二回 参議院會議録第十九号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

外務委員長 田村 秀昭

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この追加議定書は、万国郵便連合の組織及び運営について所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章を改正するものである。我が国がこの追加議定書を締結することは、引き続き万国郵便連合加盟国として活動する上において必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書

ソウルにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条の二の規定にかんがみ、批准を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限

り、その郵政庁は、限定連合を設立し、及び国際郵便業務に関する特別取極を締結することが出来る。ただし、関係加盟国が締約国となつてゐる文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会にオブザーバーを派遣することが出来る。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することが出来る。

第二条

憲章第十三条を次のように改める。

第十三条 連合の機関

1 連合の機関は、大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び国際事務局とする。

2 連合の常設機関は、管理理事会、郵便業務理事会及び国際事務局とする。

第三条

憲章第十七条を次のように改める。

第十七条 管理理事会

1 大会議から大会議までの間においては、管理理事会(CA)が、連合の文書の規定に従つて、連合の事業の継続を確保する。

2 管理理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行う。

第四条

憲章第十八条を次のように改める。

第十八条 郵便業務理事会

郵便業務理事会(CEP)は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を

取り扱うことを任務とする。

第五条

憲章第二十条を次のように改める。

第二十条 国際事務局

万国郵便連合国際事務局の名称で連合の所在地において任務を遂行し、事務局長に統括され、かつ、管理理事会の監督を受ける中央事務局は、執行、支援、連絡、通報及び諮問の機関とする。

第六条

憲章第二十二條を次のように改める。

第二十二條 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3 万国郵便条約及びその施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便の業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

4 連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国間の業務(通常郵便の業務を除く。)を規律する。約定及びその施行規則は、その締約国のみを拘束する。

5 3及び4に規定する施行規則は、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

平成七年四月二十六日 参議院會議録第十九号(その二)

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

六

6 3から5までに規定する連合の文書の場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第七條

憲章第二十五條を次のように改める。

第二十五條 連合の文書への署名並びにこれらの文書の認証及び批准その他の承認

1 大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。

2 施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局局長が認証する。

3 憲章については、署名国ができる限り速やかに批准する。

4 憲章以外の連合の文書の承認は、各署名国の憲法上の規則に従って行われる。

5 いずれかの国が憲章を批准せず、又はその署名したその他の文書を承認しない場合にも、憲章及びその他の文書は、これらを批准し又は承認した国に関しては、効力を害されることがない。

第八條 この追加議定書その他の連合の文書への加入

1 この追加議定書に署名しなかった加盟国は、いつでもこれに加入することができる。

2 連合の文書の締結国である加盟国で大会議によるその文書の更新の後これに署名しなかったものは、できる限り速やかにこれに加入する。

3 1及び2の場合の加入書は、国際事務局局長に送付するものとし、同事務局局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第九條 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、千九百九十六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局局長に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。

審査報告書

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

外務委員長 田村 秀昭
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この一般規則及び条約は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営及び国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新しようとするものである。我が国がこの一般規則及び条約を締結

することは、引き続き万国郵便連合加盟国として活動する上において、また、我が国の国際郵便業務の円滑な運営のため必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 連合の機関の運営

第一百條 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議の文書の効

力発生の日の後五年以内に、大会議として会合する。

2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほか二以上の加盟国を代表することができない。

3 加盟国は、審議において一の票を有する。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に、管理理事会は、大会議の開催される国を、これと合意の上、指定することができる。

5 招請政府は、国際事務局と合意の上、大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局局長の仲介によつて送付することができる。招請政府は、また、大会議において行われた決定をすべての加盟国政府に通告する。

6 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し及び組織するため必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

7 臨時大会議の開催地は、その開催を決議した

加盟国が国際事務局と合意の上決定する。
8 2から6までの規定は、臨時大会議について準用する。

第二百一条 管理理事会の構成、運営及び会合

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議開催国は、当然に議長国となる。大会議開催国が議長国となる権利を放棄した場合に、大会議開催国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議開催国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当然理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、次の権限を有する。
6.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し及び規制に関する国際的な政策(例えば、サービス

の貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合のすべての活動を監督すること。

6.2 国際郵便業務の質を維持し及び向上させ並びに当該業務を近代化するために必要と認められる活動をその権限の範囲内で検討し及び承認すること。

6.3 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し及び監督すること。

6.4 連合の年次予算及び年次会計報告を審査し及び承認すること。

6.5 やむを得ない場合には、第二百二十五条の2の二から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

6.6 連合の財政規則を定めること。

6.7 予備基金の管理規則を定めること。

6.8 特別基金の管理規則を定めること。

6.9 特別活動基金の管理規則を定めること。

6.10 任意基金の管理規則を定めること。

6.11 国際事務局の活動を監督すること。

6.12 請求があつた場合には、第二百二十六条6に定める条件に従つて、一段階低い分相等級の選定を認めること。

6.13 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

6.14 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し又は廃止すること。

6.15 職員を国際事務局次長補(D2)の等級に任命し又は昇級させること。

6.16 福祉基金規則を定めること。

6.17 国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これに関する意見書を提出すること。

6.18 その職務を遂行するため郵政庁と接触することを決定すること。

6.19 郵便業務理事会と協議の上、オブザーバーとしての権利がない機関と接触することを決定すること、連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し及び承認すること、連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと並びに大会議に代表者を出すよう招請されるべき政府機関及び国際的な非政府機関を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

6.20 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継続料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し)に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し及び承認すること。

6.21 大会議、郵便業務理事会又は郵政庁の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関する行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において郵政庁が請求する研究を行うことが適當であるかないかについて決定する。

6.22 万国郵便条約に定める手続に従い、大会議から大会議までの間において郵便業務理事会の通常郵便物の普通料金の改正の勧告を承認すること。

6.23 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第二百二十二条の規定に従つて郵政庁に対し、その承認を得るために提出する。

6.24 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め又は新たな方法をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

6.25 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び、適当な場合には、同理事会の提出する議案を検討すること。

6.26 第二百四十四条⁹の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

6.27 前条4に規定する場合において次回の大会議の開催される国を指定すること。

6.28 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

6.29 郵便業務理事会と協議の上、大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。
大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限

り考慮する。

大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

6. 30 報告書をもって大会議の委員会の会合の議事録に代える必要があるかないかを決定すること。

6. 31 大会議に提出するために国際事務局の援助の下に郵便業務理事會が作成した戦略計画案を審査し及び承認すること、並びに大会議が承認した戦略計画の毎年の修正を同理事會の勧告に基づいて審査し及び承認し並びに戦略計画を作成し及び毎年これを最新のものにするについて同理事會と協議すること。

7 管理理事會は、職員をD2の等級に任命するに当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有する候補者の職務上の適格性を審査する。この場合には、同理事會は、国際事務局次長補の職が、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるように留意し、国際事務局の能率に最大の注意を払い、かつ、昇級に関する同事務局の内部制度を尊重する。

8 管理理事會は、大会議の議長が招集する最初の会合において、理事國のうちから四の副議長國を選出し、及びその内部規則を定める。

9 管理理事會は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。

10 管理理事會の議長及び副議長、同理事會の各委員の議長並びに同理事會の戦略計画グループ

の議長は、運営委員會を構成する。運営委員會は、同理事會の各会期の活動のための準備を行い及び当該活動を指導するものとし、また、同理事會が運営委員會に委任することを決定し又は戦略計画の作成の過程で必要が生じたすべての任務を行う。

11 管理理事會の会合(大会議の会期中に開催される会合を除く)に参加する各理事國の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る)の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事會の委員會、作業部会その他の機関が大会議及び同理事會の会期外に会合するときに、当該委員會、作業部会その他の機関の各構成國の代表者に対し与えられる。

12 郵便業務理事會の議長は、管理理事會の会合の議事日程に郵便業務理事會に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事會を代表する。

13 郵便業務理事會は、同理事會の活動と管理理事會の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事會の会合に参加する代表者を指名することができる。

14 管理理事會が開催される國の郵政庁は、当該開催される國が理事國でない場合には、オブザーバーとして会合に参加するよう招請される。

15 管理理事會は、同理事會がその活動に参加させることを希望する国際機関、団体若しくは企

業の代表者又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。同理事會は、また、その議事日程に掲げる問題に關係のある加盟國の郵政庁を同様の条件で招請することができる。

16 管理理事會の理事國は、同理事會の活動に積極的に参加する。理事國でない加盟國は、希望する場合には、同理事會の活動の効率及び能率を確保するために同理事會が定める条件を遵守して、同理事會の行う研究に協力することができる。理事國でない加盟國は、また、自國の有する専門的知識及び経験により作業部会の議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。理事國でない加盟國の参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

第三章 管理理事會の活動に関する記録

1 管理理事會は、各会期の後に、同理事會の活動に關する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟國及び限定連合に対し提供する。

2 管理理事會は、その活動の全体に關する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開會の二箇月前までに加盟國の郵政庁に送付する。

第四節 郵便業務理事會の構成、運営及び会合

1 郵便業務理事會は、四十の理事國から成るものとし、理事國は、大会議から大会議までの間の職務を行う。

2 郵便業務理事會の理事國は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上國に二十四の議席及び先進國に十六の議席が確保される。理事國の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。

3 郵便業務理事會の各理事國の代表者は、当該理事國の郵政庁が指名する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

4 郵便業務理事會の運営費は、連合が負担する。理事國は、報酬を受けない。同理事會に参加する郵政庁の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該郵政庁が負担する。ただし、國際連合の作成する表において恵まれていない國とみなされる國の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事會の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る)の償還を受ける権利を有する。

5 郵便業務理事會は、大会議の議長が招集しかつ開會する最初の会合において、理事國のうちから一の議長國、一の副議長國、各委員會の議長國及び戦略計画グループの議長國を選出する。

6 郵便業務理事會は、その内部規則を定める。

7 郵便業務理事會は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事會の議長が管理理事會の議長及び國際事務局長と合意の上決定する。

- 8 郵便業務理事会の議長及び副議長、同理事会の各委員会の議長並びに同理事会の戦略計画グループの議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し又は戦略計画の作成の過程で必要が生じたすべての任務を行う。
- 9 郵便業務理事会の権限は、次のとおりとする。
 - 9.1 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継続料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し)を含むすべての加盟国の郵政庁が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ並びにこれらの問題に対処するべき措置を勧告すること。
 - 9.2 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。緊急の必要がある場合には、郵便業務理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。
 - 9.3 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。
 - 9.4 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し及び向上させ並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。
 - 9.5 万国郵便条約に定める手続に従い、管理理事会の承認を条件として、大会議から大会議までの間において通常郵便物の普通料金を改正すること。
 - 9.6 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百二十二条の規定に従って郵政庁に対しその承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。
 - 9.7 いずれかの加盟国の郵政庁が第百二十一条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の郵政庁の請求に応じて検討し、当該議案に関する意見書を作成し、及び、加盟国の郵政庁の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。
 - 9.8 必要があるときは、場合により管理理事会の承認及びすべての郵政庁と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め又は新たな方法をとることを勧告すること。
 - 9.9 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を郵政庁に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。
 - 9.10 国際事務局の援助の下に並びに管理理事会と協議の上及び同理事会の承認を得て、大会議に提出する戦略計画案を作成すること、並びに同事務局の援助の下に及び同理事会の承認を得て、大会議が承認した戦略計画を毎年修正すること。
 - 9.11 国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書のうち郵便業務理事会の責任及び職務に関する部分を承認すること。
 - 9.12 その職務を遂行するため郵政庁と接触することを決定すること。
 - 9.13 開発途上にある新たな国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。
 - 9.14 郵便業務に關係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野における諸国の経験及び成果を研究し及び普及させるために必要な措置をとること。
 - 9.15 開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務が必要とするものを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。
 - 9.16 管理理事会と合意の上、すべての加盟国、特に開発途上にある新たな国との技術協力の分野において適当な措置をとること。
 - 9.17 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国の郵政庁から提出される他のすべての問題を検討すること。
 - 10 郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。理事国でない加盟国の郵政庁は、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能力を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することができる。理事国でない加盟国の郵政庁は、また、当該郵政庁の有する専門的知識及び経験により作業部会の議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。
 - 11 郵便業務理事会は、大会議に先立つ同理事会の会期において、戦略計画案並びに加盟国、管理理事会及び国際事務局の要請を考慮して、大会議に提出する次期の郵便業務理事会の基本活動計画案を作成する。この基本活動計画は、現実的でありかつ共通の利益となる課題に関する限られた数の研究を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年見直す。
 - 12 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。
 - 13 郵便業務理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。
 - 13.1 郵便業務理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者
 - 13.2 郵便業務理事会の理事国でない加盟国の郵政庁
 - 13.3 郵便業務理事会が同理事会の活動に関し協議することを希望する団体又は企業

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書管理理事会のために作成する。

3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

第百六条 大会議内部規則

1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、この一般規則に附属する大会議内部規則を適用する。

2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができる。

第百七条 国際事務局の業務用言語

国際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。

第百八条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係するすべての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2 公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。公用語を使用する加盟国は、フランス語の言語集団を構成する。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は公用語以外の言語の言語集団の地域事務局の仲介により

かつ国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式により発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、可能な限り、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国の郵政庁と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによっても行うことができる。

6 いずれかの言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語を請求した言語集団が負担する。連合が受領した英語、アラビア語又はスペイン語による書類及び通信の公用語への翻訳の費用は、フランス語の言語集団が負担する。書類の提供に関するその他のすべての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準により分担することもできる。ただし、構成国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代表者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(二年を超えないものとする)の後にこれに応ずる。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によって行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国の郵政庁は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語は、フランス語とする。

第二章 国際事務局

第百九条 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、五年を下回らないものとし、一回に限って更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の七箇月前ま

で、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書と共に、大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に到達していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議に必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票により行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合には、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局次長補の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第一百十條 國際事務局局長の職務

1 國際事務局局長は、國際事務局を組織し、管理し及び統括し、並びにこれを法的に代表する。國際事務局局長は、G1からD1までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し及び昇級させる権限を有する。國際事務局局長は、P1からD1までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有し又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、國際事務局局長は、大陸間の衡平な地理的配分、言語その他のすべての關係事項を考慮し、かつ、昇級に關する國際事務局の内部制度を尊重する。もっとも、特別な資格を必要とする職の場合には、國際事務局局長は、外部に對し募集を行うことができる。國際事務局局長は、また、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の國民でなければならぬことを考慮するものとする。國際事務局の職員はD1及びP5の等級への昇級については、國際事務局局長は、この原則を適用する義務を負わない。更に、採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。國際事務局局長は、職員のP4からD1までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、連合の活動に關する報告書において、管理理事会に對して通報する。

2 國際事務局局長は、次の権限を有する。

2.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續に

おいて仲介者として行動すること。

2.2 郵便業務理事會が定め又は改正した施行規則をすべての郵政庁に通告すること。

2.3 連合の必要と兩立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事會の承認を得た当該予算を加盟国に通知し、これを執行すること。

2.4 連合の機關が請求する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

2.5 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で連合の機關が定める目標を達成するために措置をとること。

2.6 管理理事会又は郵便業務理事會に對し、意見及び議案を提出すること。

2.7 郵便業務理事會のために、同理事會の指示に基づき、大会議に提出する戰略計画案及び戰略計画の毎年の修正案を作成すること。

2.8 連合の代表権を確保すること。

2.9 2.8 次の者の間の關係において仲介者として行動すること。

連合と限定連合との間

連合と國際連合との間

連合と連合に關係のある活動を行つて國際機關との間

連合と、連合の機關が当該機關の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する國際機關、団体又は企業との間

2.10 連合の機關の事務局局長の職務を行い、当該事務局局長の資格において、この一般規則の特

別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

連合の機關の活動の準備及び組織書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

連合の機關の會合における当該機關の事務局の運営

2.11 連合の機關の會合に出席し、及び投票權なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。

1 國際事務局局長は、國際事務局局長を補佐し、國際事務局局長に對して責任を負う。

2 國際事務局局長が不在であり又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、國際事務局局長が行使する。第百九條3に規定する國際事務局局長が欠けた場合にも、同様とする。

第百十二條 連合の機關の事務局

連合の機關の事務局の事務は、國際事務局局長の責任の下に國際事務局が行う。同事務局は、各會期の際に発行されるすべての書類を、当該機關の構成国の郵政庁、当該機關の構成国ではないが当該機關が行う研究に協力する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。

第百十三條 加盟国の表

國際事務局は、加盟国の分担保等級、加盟国の属する地理的集團及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に現狀に合致させておく。

第百十四條 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 國際事務局は、管理理事会、郵便業務理事會及び加盟国の郵政庁に對し、要請があつたときはいつでも、郵便業務の問題に關する有益な情報を提供する。

2 國際事務局は、特に、國際郵便業務に關するすべての種類の情報を収集し、整理し、発行し及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に應じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ又は連合のために同事務局に委託される研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 國際事務局は、また、加盟国の郵政庁の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国の郵政庁の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、議決の性質を有するものではない。また、いずれの郵政庁も拘束するものではない。

4 國際事務局は、國際郵便業務に關する各種の勘定の清算につき、その仲介を請求する加盟国の郵政庁の間における決済機關として仲介を行う。

第百十五條 技術協力

國際事務局は、國際的な技術協力の分野において郵便に關するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

第百十六條 國際事務局の供給する用紙

國際事務局は、國際返信切手券を製造し、これ

を請求する郵政庁に対して実費で供給することを任務とする。

第百十七條 限定連合の文書及び特別取極

1 憲章第八條の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は、当該事務局が行わない場合には、これらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めぬように監視するものとし、また、限定連合及び特別取極の存在を加盟国の郵政庁に通報する。同事務局は、この2の規定により確認した違反を管理理事会に通報する。

第百十八條 連合の機関誌

国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第百十九條 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の承認を得た上で、加盟国の郵政庁、限定連合及び国際連合に送付する。

第三章 議案の提出及び審査の手続

第百二十條 大会議への議案の提出の手続

1 加盟国の郵政庁による大会議へのすべての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

(a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局

局に到着する議案は、受理される。

(b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は受理されない。

(c) 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも二の加盟国の郵政庁の支持がない限り、受理されない。

(d) 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも八の加盟国の郵政庁の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

(e) 議案に対する支持の通告は、当該議案と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 憲章及び一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、また、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国の郵政庁が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第百二十一條 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続

1 いずれかの加盟国の郵政庁が万国郵便条約又は約定に關して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の郵政庁の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告と共に受領しない場合には、審査の対象とされない。

2 1の議案は、国際事務局の仲介によって他の加盟国の郵政庁に送付される。

3 施行規則に関する議案は、支持を必要としなが、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、審査の対象とされる。

第百二十二條 大会議から大会議までの間における議案の審査

1 条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

加盟国の郵政庁は、国際事務局の回章によって通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。国際事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、国際事務局の回章の日付の日から起算する。

2 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

3 議案が約定又は約定の最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締結国である加盟国の郵政庁のみが、1の手続に参加することができる。

第百二十三條 大会議から大会議までの間における決定の通告

1 条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通告によって確定される。

2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国の郵政庁に通告する。条約第五十九條3及び約定のこれに相当する条項に規定する規定の解釈についても、同様とする。

第百二十四條 大会議から大会議までの間における採択された施行規則及び他の決定の効力発生

1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通告の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章 財政

第二百二十五条 連合の経費の決定及び決
済

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、千九百九十六年以後の年について次の金額を超過してはならない。

- 一九九六年 三五、二七八、六〇〇スイス・フラン
- 一九九七年 三五、二六、九〇〇スイス・フラン
- 一九九八年 三五、二四二、九〇〇スイス・フラン
- 一九九九年 三五、四五一、三〇〇スイス・フラン
- 二〇〇〇年 三五、六四〇、七〇〇スイス・フラン

千九百九十九年に予定されている大会議が延期される場合には、二十年の基本最高限度額が同年後の年についても適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、三百五十九万九千三百スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

2の二 管理理事会は、国際郵便局名簿の新版の発行を考慮して、1に定める最高限度額の超過を認めることができる。このために認められる超過額の合計は、九十万スイス・フランを超えない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーヴにおいて勤務する国際連合の職員について適用するこ

とを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む。)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局局長は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

7 連合に加入し又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

8 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合の利が生ずる。

9 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

10 加盟国は、また、滞納に係る勘定のために管理理事会が承認する償還計画の枠内で、累積した又は生ずる利子の一部又は全部を免除される。ただし、その免除については、最長五年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

11 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるため又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

12 一時的な資金不足に関しては、スイス連邦政府は、合意により定める条件に従い、必要な短期の立替払を行う。スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

第二百二十六条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

- 五〇単位等級
- 四〇単位等級
- 三五単位等級
- 二五単位等級
- 二〇単位等級
- 一五単位等級
- 一〇単位等級

五単位等級
三単位等級
一単位等級
二分の一単位等級(国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国のためのもの)

2 いずれの加盟国も、1に掲げられた分担等級に代えて、五十単位を超える分担単位数を選定することができる。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、憲章第二十一条4に定める手続に従って1の分担等級の一に属する。

4 加盟国は、その後、大会議の開会前に国際事務局に通告することを条件として、分担等級を変更することができる。その通告は、大会議に提示されるものとし、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。

5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級に変更することを要求することができない。大会議の開会前に分担等級の変更の希望を表明しない加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

6 もっとも、国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて一段階低い分担等級に変更することを承認することができる。

7 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二百二十七条 国際事務局の供給する物品についての支払

国際事務局が加盟国の郵政庁に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、期限を経過した日から年五パーセントの割合の利が生ずる。

第五章 仲裁

第二百二十八条 仲裁手続

1 仲裁によって解決を図る紛争が生じた場合には、その当事者である各加盟国の郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の加盟国の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この1の規定の適用上、単一の郵政庁とみなす。

2 いずれか一方の当事者である加盟国の郵政庁が提起された仲裁に対し六箇月以内に措置をとらなかった場合において、国際事務局に対して請求がされたときは、同事務局は、当該郵政庁に対して仲裁者の指名を促し、又は職権により自ら仲裁者を指名する。

3 係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指名することができる。国際事務局を単一の仲裁者とすることができる。

4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行う。

5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛争の解決のため、同様に係争に利害関係を有しない他の一の加盟国の郵政庁を選定する。選

定について合意に達しない場合には、国際事務局が、仲裁者による選定の対象とならなかった加盟国の郵政庁のうちから係争に利害関係を有しない一の郵政庁を指定する。

6 約定に関する紛争の場合には、当該約定に参加している加盟国の郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指名することができない。

第六章 最終規定

第二百二十九条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

第二百三十条 国際連合との協定に関する議案

前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、これらの協定において改正の条件を定めている場合には、当該改正の条件による。

第二百三十一条 この一般規則の効力発生及び有効期間

この一般規則は、千九百九十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本

一通を各締約国に送付する。

千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。

大会議内部規則

第一条 総則

この大会議内部規則は、連合の文書に基づいて作成され、これに従属する。この規則の規定と連合の文書の規定とが相違する場合には、連合の文書の規定による。

第二条 代表団

1 「代表団」とは、加盟国が大会議への参加のために指名した者又はこれらの全体をいう。代表団は、代表団の長並びに、必要があるときは、代表団の長の代理、一人又は二人以上の代表及び場合により一人又は二人以上の随員(専門家、秘書等を含む)で構成する。

2 代表団の長、その代理及び代表は、次条に定める条件を満たす委任状を有する場合には、憲章第十四条2に規定する加盟国の代表者とする。

3 随員は、会合に出席することができ、また、審議に参加する権限を有するが、原則として投票する権限を有しない。もっとも、代表団の長は、随員に対し、委員会の会合において自国のために投票する権限を与えることができる。投票する権限の付与については、会合の開始に先立ち、書面により当該委員会の議長に届け出る。

第三条 代表の委任状

1 代表の委任状には、その国の元首、政府の長又は外務大臣が署名する。委任状は、正當かつ

要当なものではない限り、連合の文書に署名する権限を有する代表(全権委員)の委任状には、その署名の効力(署名が批准又は承認を条件とするものであるか、追認を要するものであるか、最終的なものであるか)について記載する。その記載がない場合には、署名は、批准又は承認を条件とするものとみなす。連合の文書に署名する権限を与える委任状は、審議に参加しかつ投票する権限を与えるものとされる。権限のある当局から、効力について記載がない全権委任状を与えられた代表は、当該委任状に明示的に別段の記述がない限り、審議に参加し、投票し、かつ、連合の文書について署名することができる。

2 委任状は、大会議の開会後速やかに、指定された当局に寄託する。

3 委任状を有せず又はこれを寄託していない代表であっても、その氏名が自国の政府により招請政府に通報されている場合には、大会議の活動への参加の当初から審議に参加し及び投票することができ、委任状が正規のものでないと認められた代表についても同様とする。これらの代表は、その委任状がないこと又は正規のものでないことを確認した委任状審査委員会の最終報告書が大会議によって承認された時からこのような状態が是正されるまでの間、投票権を有しない。大会議による最終報告書の承認は、大会議の議長選挙以外の選挙及び連合の文書案の承認に先立って行われなければならない。

4 加盟国が大会議において自国を他の加盟国の代表団に代表させるための委任状(代理権に係

る委任状)は、1の委任状と同様正當かつ妥當なものではない。

5 電報による委任状(代理権に係るものを含む)は、認められない。もっとも、委任状に関する照会に対し回答を電報で行うことは、認められる。

6 委任状を寄託した後に一又は二以上の会合に出席することができなくなった代表団は、その旨を書面により当該会合の議長に通知することを条件として、他国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の国を代表することができない。

7 約定の締結国でない加盟国の代表は、当該約定に関する大会議の審議に投票権なしで参加することができる。

第四条 席順

1 大会議及び委員会の会合における代表団の席順は、代表を出している加盟国のフランス語による国名のアルファベット順とする。

2 管理理事会の議長は、適当な時期に、大会議及び委員会の会合の際に最前列の正面の席に着席する代表団の国を抽せんによって決定する。

第五条 オブザーバー

1 国際連合の代表者は、大会議の審議に参加することができる。

2 政府間機関のオブザーバーは、当該政府間機関に関する問題が討議される場合には、大会議の会合又は大会議の委員会の会合に出席することができる。国際的な非政府機関のオブザーバーは、当該国際的な非政府機関に関する問題が討議される場合において、関係委員

会が同意するときは、当該関係委員会の会合に出席することができる。

3 憲章第八条1の規定に基づいて設立された限定連合の資格のある代表者も、当該限定連合が希望する場合には、オブザーバーとして出席することができる。

4 1から3までに規定するオブザーバーは、投票権なしで審議に参加する。

第六条 大会議の長老

1 大会議開催国の郵政庁は、国際事務局との合意により、大会議の長老として指名される者を提案するものとし、管理理事会は、適当な時期にその指名を行う。

2 長老は、大会議の第一回本会議の開会の際から大会議がその議長を選出する時まで議長の職務を行うものとし、また、この規則によって付与されるその他の職務を行う。

第七条 大会議及び委員会の議長及び副議長

1 大会議は、第一回本会議において、長老の提案に基づき、大会議の議長を選出し、次いで、管理理事会の提案に基づき、大会議の副議長となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国の指定を承認する。議長国及び副議長国の地位は、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮して割り当てる。

2 議長は、会合を開会し及び閉会し、討議を司会し、発言を許し、議案を投票に付し、議決に必要な多数を示し、決定された事項を発表し、並びに場合により決定された事項の解釈を行う。ただし、解釈については、大会議の承認を得なければならない。

3 議長は、この規則の遵守及び会合における秩序の維持を確保する。

4 代表団は、大会議又は委員会の議長がこの規則の規定又はその解釈に基づいて行った決定につき、大会議又は委員会に対して異議を申し立てることができる。もっとも、議長の決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で取り消されない限り、有効とする。

5 議長国である加盟国がその責務を遂行することができなくなった場合には、大会議又は委員会は、当該加盟国に代わって議長国となる国を副議長国のうちから指定する。

第八条 議長団会議

1 議長団会議は、大会議の活動を指導することとを任務とする中心的な機関とし、大会議の議長及び副議長並びに委員会の議長により構成する。議長団会議は、大会議及び委員会の活動の進行を検討するため、また、これらの活動の進行を容易にすることを目的とする勧告を行うため、定期的に会合する。議長団会議は、各本会議の議事日程の作成及び委員会の活動の調整について大会議の議長を補佐するものとし、また、大会議の閉会に関する勧告を行う。

2 第十一條1に規定する大会議の事務局局長及び事務局次長は、議長団会議の会合に出席する。

第九条 委員会の構成

1 大会議に代表を出している加盟国は、当然に、憲章、一般規則、条約及び条約の施行規則に関する議案の審査を任務とする委員会の構成国となる。

2 大会議に代表を出している加盟国であって一又は二以上の任意的な約定の締結国であるものは、当然に、当該約定の改正を任務とする委員会の構成国となる。当該委員会の構成国は、自国が締結国となっている約定についての投票権を有する。

3 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

第十条 作業部会

大会議及び委員会は、特別な問題の研究のために作業部会を設けることができる。

第十一条 大会議及び委員会の事務局

1 国際事務局局長及び国際事務局次長は、それぞれ大会議の事務局局長及び事務局次長の職務を行う。

2 大会議の事務局局長及び事務局次長は、大会議及び議長団会議の会合に出席し、投票権なしで審議に参加するものとし、また、同様の条件で、委員会の会合に出席し、又は国際事務局の高級職員を代理として出席させることができる。

3 大会議、議長団会議及び委員会の事務局の事務は、国際事務局の職員が開催国の郵政庁と協力して行う。

4 国際事務局の高級職員は、大会議、議長団会議及び委員会の書記の職務を行うものとし、会合において議長を補佐し、及び議事録又は報告書の作成について責任を負う。

5 大会議及び委員会の書記は、書記補によって補佐される。

6 フランス語に精通した報告者は、大会議及び委員会の議事録の作成を任務とする。

第十二条 審議に使用する言語

- 1 2の規定が適用される場合を除くほか、審議の際には、同時通訳施設又は逐次通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。
- 2 編集委員会の審議は、フランス語により行う。
- 3 1の言語以外の言語も、1に規定する審議の際に使用することができる。この場合において、開催国の言語は、優先権を有する。1の言語以外の言語を使用する代表団は、同時通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該同時通訳施設により、又は特別の通訳者により、1の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。
- 4 装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。
- 5 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。

第十三条 大会議の書類の作成に使用する言語

- 1 大会議の会期中に作成する書類(大会議の承認を得るために提出する決定案を含む)は、大会議の事務局がフランス語により発行する。
- 2 1の書類の発行のため、加盟国の代表団が作成する書類は、直接、又は大会議の事務局に附属する翻訳業務を通じて、フランス語により提出する。
- 3 一般規則の関係規定に基づいて構成される各言語集団が自己の費用負担で組織する2の翻訳業務は、大会議の書類をそれぞれの言語に翻訳

第十四条 議案

- 1 大会議の審議に付するすべての問題は、議案として提出する。
- 2 国際事務局が大会議の開会に先立って発行したすべての議案は、大会議に提出したものとして扱われる。
- 3 大会議の開会の二箇月前からは、既に提出された議案の修正を目的とするものを除くほか、いかなる議案も、受理されない。
- 4 議案の実質を変更することなく原議案の一部を削除し若しくは変更し又は原議案への追加を行う議案は、修正案とみなされる。ただし、原議案の意味又は意図と矛盾する場合には、修正案とはみなされない。疑義がある場合には、大会議又は委員会が問題を解決する義務を負う。
- 5 既に提出された議案に関して大会議に提出する修正案は、審議の日に代表に配布することができ、その前々日の正午までにフランス語による書面によって事務局に引き渡す。この期限は、大会議又は委員会における討議から直接生ずる修正案については、適用しない。この場合には、修正の提案者は、請求に応じ、フランス語による書面により、又はフランス語によることが困難であるときは審議に使用する他のいずれかの言語による書面により、当該修正案を提出する。議長は、当該修正案を朗読し又は朗読させる。
- 6 5に定める手続は、連合の文書の改正を目的とし、ない議案(決議案、勧告案、要望案等)の提出についても適用する。
- 7 議案又は修正案は、連合の文書に挿入される

第十五条 大会議及び委員会における議案の審査

- 1 番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案であって国際事務局が編集上の議案としての性質に疑いがないと認めたものは、編集委員会に直接付託するものとし、同事務局は、編集委員会のためにこれらの議案の表を作成する。また、番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案であって国際事務局が編集上の議案としての性質に疑いがあると認めたものは、他の委員会により純粹に編集上の議案であることが確認された後に編集委員会に付託するものとし、同事務局は、関係委員会のためにこれらの議案の表を作成する。もっとも、番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案が大会議又は他の委員会によって取り扱われる他の実質的な議案に関連するものであるときは、編集委員会は、大会議又は当該他の委員会が当該他の実質的な議案について意見を表明した後でなければ、これらの編集上の議案の検討を行うことができない。番号の末尾にRの文字を付していない議案であって国際事務局が編集上の議案と認めたものは、当該議案に関連する実質的な議案を取り扱う委員会に直接付託するものとし、当該実質的な議案を取り扱う委員会は、活動を開始した後速やかに、当該付託された議案のうちいずれかの議案を編集委員会に直接付託するかを決定する。国際事務局は、当該実質的な議案を取り扱う委員

- 1 会のために、番号の末尾にRの文字を付していない議案であって同事務局が編集上の議案と認めたものの表を作成する。
- 2 施行規則を改正する議案であって条約及び約定を改正する議案に関連するものは、原則として、関係委員会がその議長又はいずれかの代表団の提案に基づき郵便業務理事会に付託することと決定しない限り、当該関係委員会が取り扱う。その付託に異議がある場合には、議長は、直ちにこれを手続上の問題として投票に付する。
- 3 施行規則を改正する議案であって条約及び約定を改正する議案に関連しないものは、関係委員会がその議長又はいずれかの代表団の提案に基づき大会議において取り扱うことを決定しない限り、郵便業務理事会に付託する。その付託に異議がある場合には、議長は、直ちに問題を手続上の問題として投票に付する。
- 4 同一の問題につき二以上の議案が提出された場合には、議長は、現行の規定から最も乖離し、かつ現状に最も重大な変更をもたらす議案から討議を開始することを原則として、討議の順序を決定する。
- 5 議案が分割可能なものである場合には、提案者又は会議の同意を得て、当該議案の各部分を個別に検討し及び投票に付することができる。
- 6 提案者が大会議又は委員会において撤回した議案は、他の加盟国の代表団が再提出することができる。同様に、議案の提案者が当該議案に対する修正案を受諾するときは、他の加盟国の代表団は、未修正の原議案を再提出することができる。

- 7 議案に対する修正案は、当該議案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに当該議案に取り入れる。原議案の提案者が修正案を受諾しないときは、議長は、当該修正案又は原議案のいずれを先に投票に付するかを決定する。この投票は、現行の規定の意味又は意図から最も乖離しかつ現状に最も重大な変更をもたらすものから行う。
 - 8 7に定める手続は、同一の議案に対して二以上の修正案が提出された場合にも適用する。
 - 9 大会議及び委員会の議長は、各会合の終了後に、採択された議案、修正案又は決定案を編集委員会に書面により付託する。
 - 10 委員会は、その活動の終了時に、自己に關係のある施行規則について決議案を作成する。この決議案は、次の二の部分で構成する。
 - 一 審査のために郵便業務理事会に付託される議案の番号を掲げる部分
 - 二 大会議の指示を付して審査のために郵便業務理事会に付託される議案の番号を掲げる部分
- 委員会によって採択され、編集委員会に送付された施行規則の改正に関する議案は、当該議案の最終案文を含めて決議の対象とする。
- 第十六条 審議
- 1 代表は、会合の議長が発言を許した後でなければ発言することができない。代表は、緩やかな速度でかつ明確に発言するよう勸奨される。議長は、代表に対し、審議の正常な進行を妨げないことを条件として、討論中の問題について自由かつ十分に意見を表明する機会を与える。
 - 2 出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で別段の決定がされない限り、発言は、五分を超えて行うことができない。議長は、発言時間を超過して発言する者の発言を中断させることができるものとし、また、代表に対し、議題から逸脱しないよう要請することができる。
 - 3 議長は、討論中、発言者の表を朗読した後、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、発言者の表の締切りを宣言することができる。議長は、発言者の表に掲げるすべての発言者の発言が終了した時に、討論の終結を宣言する。もっとも、発言者の表の締切りの後においても、行われた発言に対して答弁する権利を討論中の議案の提案者に与えることができる。
 - 4 議長は、また、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いずれか一の議案又は一括された特定の議案に関する同一の代表団の発言の回数を制限することができる。もっとも、議案の提案者は、議案を紹介する機会及び、請求を行うことにより、他の代表団の発言に依りて新たな要素を導入するためその後発言する機会を与えられるものとし、また、請求を行うことにより最後に発言することもできる。
 - 5 議長は、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いずれか一の議案又は一括された特定の議案に関する発言の回数を制限することができる。もっとも、発言の回数は、討論中の議案に対する賛成及び反対の発言につき、それぞれ五回未満に制限することができない。
- 第十七条 議事進行の動議及び議事手続の動議
- 1 代表団は、問題の討論中及び必要があるときは討論の終結の後においても、次の事項を請求するため、議事進行の動議を提出することができる。
 - この規則の遵守
 - 議案に関して議長が提案した討論順位の変更
 - 議事進行の動議は、すべての問題(3に規定する議事手続の動議を含む)に優先する。
 - 議長は、議事進行の動議に係る事項について、直ちに必要な説明を行い、又は適当と認める決定を行う。異議がある場合には、議長の決定は、直ちに投票に付される。
 - 2 代表団は、また、問題の討論の際、次の事項を提案するため、議事手続の動議を提出することができる。
 - (a) 会合の停止
 - (b) 会合の閉会
 - (c) 討論中の問題の討論の延期
 - (d) 討論中の問題の討論の終結
 - 3 代表団は、また、問題の討論の際、次の事項を提案するため、議事手続の動議を提出することができる。
 - (a) 会合の停止
 - (b) 会合の閉会
 - (c) 討論中の問題の討論の延期
 - (d) 討論中の問題の討論の終結
 - 4 会合の停止又は閉会を目的とする動議は、討論を行うことなく直ちに投票に付される。
 - 5 代表団が討論中の問題の討論の延期又は終結を提案する場合には、討論の延期又は終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、当該動議を投票に付する。
- 第十八条 定足数
- 1 会合の開会及び投票については、2及び3の規定が適用される場合を除くほか、大会議に代表を出しておりかつ投票権を有する加盟国の二分の一をもって定足数とする。
 - 2 憲章及び一般規則の改正に関する投票の際には、加盟国の三分の二をもって定足数とする。
 - 3 約定及び約定の施行規則に関する会合の開会及び投票については、大会議に代表を出している加盟国であつて、当該約定の締約国でありかつ投票権を有するものの二分の一をもって定足数とする。
 - 4 出席している代表団であつて、特定の投票に参加しないもの又はこれに参加することを希望しない旨を宣言するものについては、1から3までに定める定足数が満たされているかいないかを決定するに当たり、欠席したものとして取り扱わない。
- 第十九条 投票の原則及び手続
- 1 合意によって解決することのできない問題は、投票によって解決する。
 - 2 投票は、伝統的な方式又は電子投票装置によって行う。電子投票装置が会議において利用可能な場合には、投票は、原則としてこれによって行う。もっとも、秘密投票にあつては、

伝統的な方式によることをいづれかの代表団が請求し、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によって支持された場合には、伝統的な方式によることができる。

3 伝統的な方式による投票の手続は、次のとおりとする。

(a) 挙手による投票 この投票の結果について疑いがある場合には、議長は、自己の意思により又はいづれかの代表団の請求により、同一の問題につき直ちに指名点呼による投票を行うことができる。

(b) 指名点呼による投票 この投票は、いづれかの代表団の請求によって又は議長の意思によって行ふ。点呼は、議長が抽せんによって決定した国から開始して、代表を出している国のフランス語による国名のアルファベット順により行ふ。投票の結果は、賛成票、反対票及び棄権票の別に区分された国の表と共に、会合の議事録に記載する。

(c) 秘密投票 この投票は、二の代表団の請求により、投票用紙を用いて行ふ。会合の議長は、三人の投票立会人を指名するものとし、また、投票の秘密を確保するために必要な措置をとる。

4 電子装置による投票の手続は、次のとおりとする。

(a) 無記録投票 この投票は、挙手による投票に代わるものとする。

(b) 記録投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いづれかの代表団によって請求され、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数

によって支持されない限り、行わない。

(c) 秘密投票 この投票は、投票用紙による秘密投票に代わるものとする。

5 秘密投票は、使用される方式のいかんを問わず、他のすべての投票手続に優先する。

6 投票が開始された後は、いづれかの代表団も、投票の方法に関する議事進行の動議の場合を除くほか、投票を中断させることができない。

7 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

第二十条 議案の承認の条件

1 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(a) 憲章に関しては、加盟国の少なくとも三分の二
(b) 一般規則に関しては、大会議に代表を出している加盟国の過半数
(c) 条約及び条約の施行規則に関しては、出席しかつ投票する加盟国の過半数

(d) 約定及び約定の施行規則に関しては、当該約定の締結国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数
2 合意によって解決することのできない手続上の問題については、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で決行を行う。連合の文書の改正に係る議決でない決定についても、大会議において出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り、同様とする。

3 5の規定が適用される場合を除くほか、「出席しかつ投票する加盟国」とは、賛成票又は反対票を投ずる加盟国をいうものとし、必要な多数を構成するための票数の計算に当たっては、棄権票の数並びに秘密投票の場合の白紙票及び無効票の数は、考慮に入れない。

4 投票が賛否同数である場合には、議案は、否決されたものとする。

5 棄権票、白紙票及び無効票の数の合計が賛成票、反対票及び棄権票の数の合計の二分の一を超える場合には、問題の審査は、後の会合まで延期する。当該後の会合においては、棄権票、白紙票及び無効票は、考慮に入れない。

第二十一条 管理理事会及び郵便業務理事會の理事国の選挙

大会議の議長は、管理理事会又は郵便業務理事會の理事国の選挙において同数の票を得た国がある場合には、これらの国のうちいづれを理事国とするかを決定するため、抽せんを行う。

第二十二条 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙は、引き続いて、同一の日に開催される一又は二以上の会合において、秘密投票により行ふ。出席しかつ投票する加盟国の票の過半数を得た候補者が選出される。一の候補者が過半数を得るまで必要な回数の投票を行う。

2 「出席しかつ投票する加盟国」とは、正規に通知された候補者の一に票を投ずる加盟国をいうものとし、必要な多数を構成するための票数の計算に当たっては、棄権票、白紙票及び無効票の数は、考慮に入れない。

規定により投じられた票数の二分の一を超える場合には、選挙は、後の会合まで延期する。当該後の会合においては、棄権票、白紙票及び無効票は、考慮に入れない。

4 各回の投票において最少の票を得た候補者は、除外する。

5 同数の票を得た候補者がある場合には、これらの候補者について判定を下すため、補助的な投票を行い、必要な場合には再度補助的な投票を行う。補助的な投票は、これらの候補者についてのみ行ふ。その結果決定を得られなかった場合には、抽せんによって決定する。抽せんは、大会議の議長が行う。

第二十三条 議事録

1 大会議及び委員会の会合の議事録には、会合の経過を記録し、発言を簡潔に要約し、かつ、議案及び審議の結果を記載する。本会議については議事録を、また、委員会の会合については簡略な議事録を作成する。

2 委員会の会合の議事録については、管理理事会が決定する場合には、大会議のための報告書をもって代えることができる。作業部会は、原則として、これを設置した機関のための報告書を作成する。

3 代表は、自己の行った発言の概要又は全文が議事録又は報告書に記載されることを請求する権利を有する。ただし、会議の終了後二時間以内にフランス語によるその発言文を事務局に提出する場合に限る。

4 代表は、会合の議事録案又は報告書案が配布された時から二十四時間以内に限り、自己の意見を事務局に提出することができる。事務局

は、必要があるときは、当該代表と当該会合の議長との間の仲介者となる。

5 4の規定が適用されることを条件として、議長は、原則として、大会議の各会合の始めに、既に行われた会合の議事録を承認のために提出する。審議につき議事録又は報告書が作成される委員会についても、同様とする。大会議又は委員会の承認を得ることができない会期末の会合の議事録又は報告書は、各会合の議長が承認する。国際事務局は、当該議事録を発送した後四十日以内に加盟国の代表から同事務局に通報される意見も考慮に入れる。

6 国際事務局は、大会議及び委員会の会合の議事録又は報告書における編集上の誤りであつて5の規定による承認の際に指摘されなかったものを訂正することができる。

第二十四条 決定案(連合の文書案、決議案等)の大会議による承認

1 編集委員会から提出された連合の文書案については、原則として各条ごとに審査するものとし、全体として投票に付し、可決した後でなければ、採択したものとしなす。第二十条1の規定は、全体として投票に付する場合について適用する。

2 代表団は、1の規定による審査の際に、委員会において採択され又は否決された議案を再提出することができる。代表団は、これらの議案に関する再審査の請求を行うに当たっては、連合の文書案中の関係規定が大会議による承認のために提出される会合の日の遅くとも一日前までに、当該請求を書面により大会議の議長に通知する。

知する。

3 2の規定による再審査は、議長が大会議の議事の進行のために適当であると認める場合には、編集委員会から提出される連合の文書案の審査の前に行うことができる。

4 議案は、大会議により採択され又は否決された場合には、再審査の請求が、少なくとも十の代表団によって支持され、かつ、出席した投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合を除くほか、同一の大会議によって再審査することができない。この4の規定による再審査は、本会議に直接提出された議案についての再行うことができるものとし、同一の問題につき二回以上請求することができない。

5 国際事務局は、最終的に承認された連合の文書における編集上の誤りであつて当該文書案の審査の際に指摘されなかったもの、条及び項の番号並びに引用条項を訂正することができる。

6 編集委員会から提出された連合の文書を改正する決定案以外の決定案は、原則として、一括して審査する。2から5までの規定は、これらの決定案についても適用する。

第二十五条 管理理事会及び郵便業務理事会に対する研究の割当て
大会議は、事務局の勧告に基づき、管理理事会及び郵便業務理事会に対し、一般規則の第二百二条及び第二百四条に定めるこれらの機関の構成及び権限に基づいて、研究を割り当てる。

第二十六条 連合の文書に対する留保
連合の文書に対する留保は、当該文書への署名の前に大会議が審査することができるよう、最終議定書に関する議案としてフランス語による書面により提出する。

第二十七条 連合の文書への署名
大会議が最終的に承認した連合の文書には、全権委員が署名する。

第二十八条 この規則の改正
1 大会議は、この規則を改正することができる。この規則を改正する議案は、審議されるためには、議案を提出する権限を有する連合の機関が提出するものを除くほか、大会議において少なくとも十の代表団により支持されなければならない。

2 この規則を改正する議案は、採択されるためには、大会議に代表を出している加盟国の少なくとも三分の二による議決で承認されなければならない。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條3の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便業務に関する規定をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 超越し自由
万国郵便連合憲章第一条において規定されている超越し自由の原則により、郵政庁は、他の郵政庁から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達路線によって、かつ、最も安全な方法によって送達する義務を負う。

2 死滅しやすき若しくは変敗しやすき生物学上の材料又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの書状の開袋超越しを認めない権限を有する。通過国である加盟国は、通常郵便物(書状、郵便葉書及び点字郵便物を除く)であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様の権限を有する。

3 陸路又は海路によって送達される小包郵便物についての超越し自由は、小包業務に参加する国の領域においてのみ保障される。

4 航空小包についての超越し自由は、連合の全領域において保障される。ただし、小包郵便物に関する協定の締結国でない加盟国は、航空小包の平路面路による送達に参加することを強制されない。

5 加盟国が超越し自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。

第二条 郵便物の所属
1 郵便物は、名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所属する。

第三条 新規業務の創設

1 郵政庁は、合意により、連合の文書に明文の定めのない新規業務を創設することができる。

新規業務に関する料金は、関係各郵政庁が当該新規業務の運用に係る費用を参酌して定める。

第四条 貨幣単位

1 万国郵便連合憲章第七条に定められており、かつ、この条約及び約定並びにこれらの施行規則において用いられる貨幣単位は、特別引出権(SDR)とする。

第五条 郵便切手

1 連合の文書に基づく料金納付用の郵便切手は、郵政庁のみが発行する。この条約の施行規則に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影、印刷機その他の押印機器による印影は、郵政庁が認める場合にのみ使用することができる。

2 郵便切手の主題及び意匠は、万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。

第六条 料金

1 各種の国際郵便業務に関する料金は、この条約及び約定により定める。この料金は、原則として、当該業務の提供に必要な費用と関係を有するものとする。

2 適用する料金(連合の文書においてガイドラインとして定められているものを含む)は、同様の性質(種類、数量、処理時間等)を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。

3 郵政庁は、次の場合には、この条約及び約定に定めるすべての料金(ガイドラインとして定められているものではないものを含む)を超える料金を適用することができる。

3.1 内国制度における同種の業務に適用する料

金がこの条約及び約定に定める料金を超える場合

3.2 自己の業務の運用の費用を負担するために必要である場合その他合理的な理由がある場合

4 この条約及び約定に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

5 この条約及び約定に別段の定めがある場合を除くほか、郵政庁は、徴収した料金を収得する。

第七条 郵便料金の免除

1 原則

1.1 郵便料金の免除は、この条約及び約定に明文の定めのある場合に限って行う。

2 郵便業務

2.1 郵政庁又は郵便局が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物については、郵便料金を免除する。

2.2 次に掲げる郵便業務の事務用通常郵便物については、航空増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

2.2.1 万国郵便連合の機関と限定連合の機関との間で交換されるもの

2.2.2 万国郵便連合及び限定連合の機関の間で交換されるもの

2.2.3 万国郵便連合の機関又は限定連合の機関が郵政庁又は郵便局にあてて差し出すもの

3 捕虜及び抑留された文民

3.1 通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務に係る郵便物であって、捕虜が直接又はこの条約の施行規則に定める機関を通じて発受するもの

のについては、郵便料金(航空増料金を除く)を免除する。中立国内に収容されている交戦者は、この3.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

3.2 3.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務に係る郵便物であって、直接又はこの条約の施行規則に定める機関を通じて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民にあてて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

3.3 この条約の施行規則に定める機関も、3.1及び3.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務に係る郵便物であって、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

3.4 3.1から3.3までの規定により郵便料金を免除される小包郵便物の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包郵便物及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者にあてた小包郵便物の重量の最大限度は、十キログラムとする。

4 点字郵便物

4.1 点字郵便物については、航空増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

第二章 通常郵便に関する規定(業務の提供)

第一章 基礎業務

第八条 通常郵便物

通常郵便物は、次の2及び3に規定するシス

テムのいずれかにより分類される。郵政庁は、自己が差し立てる郵便物に適用するシステムを選択することができる。

2 第一のシステムについては、郵便物の取扱速度によって郵便物を次のとおり分ける。

2.1 優先郵便物 最も速達する線路(航空路又は平面路)によって優先的に運送される郵便物。重量制限は、原則二キログラムとする。

ただし、書籍及び冊子を包有する郵便物(これについては、任意の業務とする)については五キログラム並びに点字郵便物については七キログラムとする。

2.2 非優先郵便物 差出人の選択により優先郵便物に比較し低い料金が適用されかつ配達に長い時間を要する郵便物。重量制限は、2.1に規定するもの同一とする。

3 第二のシステムについては、郵便物の内容品によって郵便物を次のとおり分ける。

3.1 書状及び郵便葉書(これらを「LC」という)。重量制限は、二キログラムとする。

3.2 印刷物、点字郵便物及び小形包装物(これらを「AO」という)。重量制限は、小形包装物については二キログラム、印刷物については五キログラム及び点字郵便物については七キログラムとする。

4 内容品に基づく分類のシステムにおいては、

4.1 航空路によって優先的に運送される通常郵便物は、「航空通常郵便物」という。

4.2 航空通常郵便物よりも低い優先度で航空路によって運送される平面路通常郵便物は、「SAL通常郵便物」という。

5 郵政庁は、適切に折り畳みかつ四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成る優先郵便物及び航空通常郵便物の差出しを認める権能を有する。これを、「航空書簡」という。

6 この条約の施行規則に定める条件に従い、同一差出人により大量に差し出され、かつ、同一の閉袋又は複数の閉袋で受領される通常郵便物は、「大量郵便物」という。

7 同一名あて地の同一受取人にあてた新聞紙、定期刊行物、書籍その他の印刷物を包有する特別の郵袋は、2及び3に規定するシステムにおいて、「M郵袋」という。重量制限は、三十キログラムとする。

8 大きさの制限及び引受条件並びに重量制限に関する例外については、この条約の施行規則に定める。

第九条 普通料金

1 差出郵政庁は、連合の全境域における通常郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金は、配達業務が名あて国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。適用条件については、この条約の施行規則に定める。

2 普通料金のガイドラインは、次の表のとおりとする。

郵便物	重量	段階	ガイドライン料金 (単位SDR)
2.1 取扱速度に基づくシステムにおける料金			
優先郵便物	二〇グラムまで		〇・三七
	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで		〇・八八
	一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで		一・七六
	二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで		三・三八
	五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで		五・八八
	一、〇〇〇グラムを超え二、〇〇〇グラムまで		九・五六
	追加の一、〇〇〇グラムごとに		四・七八(任意)
非優先郵便物	二〇グラムまで		〇・一八
	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで		〇・四〇
	一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで		〇・七四
	二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで		一・三二
	五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで		二・二二

2.2 内容品に基づくシステムにおける料金	追加の一、〇〇〇グラムごとに	三・〇九
書状	二〇グラムまで	〇・三七
	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで	〇・八八
	一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで	一・七六
	二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで	三・三八
	五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで	五・八八
	一、〇〇〇グラムを超え二、〇〇〇グラムまで	九・五六
郵便葉書	二〇グラムまで	〇・二六
印刷物	二〇グラムまで	〇・一八
	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで	〇・四〇
	一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで	〇・七四
	二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで	一・三二
	五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで	二・二二
	一、〇〇〇グラムを超え二、〇〇〇グラムまで	三・〇九
	追加の一、〇〇〇グラムごとに	一・五四
小形包装物	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで	〇・四〇
	一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで	〇・七四
	二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで	一・三二
	五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで	二・二二
	一、〇〇〇グラムを超え二、〇〇〇グラムまで	三・〇九

3 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、大会議から大会議までの間において、2の表に掲げるガイドライン料金を改正することができる。改正される料金は、加盟国が自国において差し出される国際郵便物について定め

4 料金の中央値に基づくものとする。

4.1 差出郵政庁は、次のものを包有する通常郵便物に、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物については、五十パーセントを限度としてこ

れらが属する郵便物の種類について適用される料金を引き下げる権能を有する。

4.2 書籍、冊子、楽譜及び地図であつてこれらの表紙又は扉に掲げるもの以外に広告類を有しないものについては、4.1の規定による引下げの率と同率の引下げを適用する権能を有する。

5 M郵袋について適用する料金は、各郵袋の総重量につき一キログラムの段階ごとに計算する。差出郵政庁は、M郵袋については、二十パーセントを限度としてこれらが属する通常郵便物の種類について適用される料金を引き下げる権能を有する。その引下げは、4に規定する引下げとは別個のものとして行うことができる。

6 差出郵政庁は、定形外郵便物については、定形郵便物について適用する料金と異なる料金を適用することができる。定形郵便物については、この条約の施行規則に定める。

7 内容品に基づくシステムにおいては、異なる料金を課される物品をまとめて単一の郵便物とすることは、その総重量が、重量制限の最も高い種類の郵便物の重量の最大限度を超えないことを条件として、認められる。当該単一の郵便物について適用する料金は、差出郵政庁の選択により、料金率が最も高い種類の郵便物の料金又はそれぞれの物品について適用する料金の合計額とする。当該単一の郵便物には、「Envois mixtes」の表示を付する。

第十条 送達方法又は速度に基づく料金の決定

1 常に最も速達の線路(航空路又は平面路)により運送される優先郵便物に適用される料金は、

迅速な送達のための追加の費用を含むものとする。

2 内容品に基づくシステムを適用する郵政庁は、次の権能を有する。

2.1 航空通常郵便物について増料金を徴収すること。航空増料金は、航空運送のための費用と関係するものでなければならず、また、利用される送達線路のいかんを問わず、少なくとも、各名あて国の全領域について均一とする。郵政庁は、航空通常郵便物に適用する航空増料金の計算に当たり、公衆用の用紙が添付される場合にはその重量を算入することができる。

2.2 S A L通常郵便物について増料金を徴収すること。当該増料金は、航空通常郵便物について徴収する増料金よりも低いものとする。

2.3 航空通常郵便物及びS A L通常郵便物について適用する料金として、自己の郵便業務の費用及び航空運送について支払う費用を考慮に入れて併合料金を定めること。

3 前条の4及び5の規定に基づく料金の引下げは、航空路によって運送される郵便物にも適用する。ただし、航空運送のための費用に充てられる料金の部分については、いかなる引下げも認められない。

第十一条 優遇料金

1 第六条2に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、郵政庁は、その定めた料金を、自国内で差し出される通常郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用する権能を有する。郵政庁は、特に、郵便物を多量に差し出す者に対して優遇料金を

認めることができる。

第十二条 特別料金

1 重量五百グラム未満の小形包装物については、受取人からいかなる配達料も徴収してはならない。

2 内国制度において重量五百グラムを超える小形包装物について配達料を徴収する場合には、外国から到着する小形包装物について同額の料金を徴収することができる。

3 郵政庁は、次に掲げる料金について内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

3.1 締切時刻後の差出しの料金。この料金は、差出人から徴収する。

3.2 窓口通常取扱時間外の差出しの料金。この料金は、差出人から徴収する。

3.3 差出人の住所からの取集めの料金。この料金は、差出人から徴収する。

3.4 窓口通常取扱時間外の交付の料金。この料金は、受取人から徴収する。

3.5 留め置き料。この料金は、受取人から徴収する。

3.6 重量五百グラムを超える通常郵便物であつて受取人が無料で引き取ることできる期間内に引き取らなかったものに対する保管料。この保管料は、点字郵便物については、徴収しない。

第十三条 料金の納付

1 通常郵便物については、原則として、差出人が料金を完全に前納する。料金納付の方法については、この条約の施行規則に定める。

2 差出郵政庁は、料金未納又は料金不足の通常

郵便物を、差出人が料金を完全に納付するよう、差出人に還付する権能を有する。

3 差出郵政庁は、また、自ら、料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後、未納又は不足の金額を差出人から徴収することができる。この場合には、当該郵政庁は、最高限〇・三三SDRの取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。未納又は不足の料金は、この条約の施行規則に規定する方法のいずれかにより表示する。

4 2又は3の規定が適用されなかった場合には、料金未納又は料金不足の郵便物につき、受取人から、又はこれらの郵便物が返送されたときは差出人から、特別料金を徴収する。当該特別料金の算出方法については、この条約の施行規則に定める。

第十四条 船舶内における通常郵便物の料金の納付

1 航海の始点若しくは終点又は寄港地に停泊中の船舶内で差し出される通常郵便物については、停泊国の郵便切手で当該停泊国の料金率に従つて料金を納付する。

2 公海上の船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政庁の間の特別の合意がない限り、当該船舶の所属している国又は当該船舶を維持している国の郵便切手でこれらの国の料金率に従つて料金を納付することができる。このようにして料金が納付された郵便物は、船舶の寄港地への到着の後でできる限り速やかに当該寄港地の郵便局に引き渡されなければならない。

第十五条 国際返信切手券

- 1 郵政庁は、国際事務局の発行する国際返信切手券を販売する権能及び自国の法令に従ってその販売を制限する権能を有する。
- 2 国際返信切手券の価額は、〇・七四SDRとする。郵政庁が設定する販売価格は、これを下回ることができない。
- 3 国際返信切手券は、各加盟国において、外国にあつては普通の優先郵便物又は普通の航空書状の最低料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えることができる。引換国の国内法令が認めない場合を除くほか、国際返信切手券は、切手付書簡類又は郵便料金納付の印影とも引き換えることができる。
- 4 郵政庁は、また、国際返信切手券とその引換えによつて料金を納付する郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を有する。

第二章 特別業務

第十六条 書留郵便物

- 1 通常郵便物は、書留として発送することができる。
- 2 書留郵便物の料金は、郵便物の分類のシステム及び種類に従つて課される普通料金並びに最高限一・三三SDRの定額の書留料から成るものとし、前納される。郵政庁は、M郵袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。
- 3 郵政庁は、特別の安全措置が必要である場合には、2に規定する料金のほかに、自国の法令により定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。
- 4 不可抗力による危険を負担する郵政庁は、各

書留郵便物について最高限〇・一三SDRの特別料金を徴収することができる。

第十七条 配達記録郵便物

- 1 通常郵便物は、配達記録郵便業務を行う郵政庁の間においては、当該業務によつて交換することができる。
- 2 配達記録郵便物の料金は、郵便物の分類のシステム及び種類に従つて課される普通料金並びに差出郵政庁が定める配達記録料から成るものとし、前納される。ただし、配達記録料の額は、書留料よりも低い額とする。

第十八条 保険付郵便物

- 1 有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する優先郵便物及び非優先郵便物並びに書状は、「保険付郵便物」として差出人の表記する保険金額に従つて内容を保険に付して交換することができる。その交換は、この郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政庁の間においてのみ行われる。
- 2 保険金額は、原則として無制限とする。郵政庁は、保険金額を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、四千SDRを下回ることができない。もつとも、内国業務において採用されている限度額が四千SDR未満である場合には、当該限度額を適用することができる。
- 3 保険付郵便物の料金は、普通料金、第十八条2に定める定額の書留料及び保険料から成るものとし、前納される。
- 4 郵政庁は、定額の書留料に代えて、自国の内国業務における対応する料金又は例外的に三・二七SDRを最高限度額とする料金を徴収することができる。

第十九条 速達郵便物

- 5 保険料は、名あて国のいかなる問わず、最高限、保険金額六十五・三四SDRごとに〇・三三SDR又は保険金額の各段階ごとに各段階の金額の〇・五パーセントに相当する額とするものとし、不可抗力による危険を負担する国においても、同額の料金を適用する。
- 6 郵政庁は、特別の安全措置が必要である場合には、3から5までに規定する料金のほかに、自国の法令により定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第二十条 受取通知

- 1 郵政庁が速達の業務を行っている国にあつては通常郵便物は、差出人の請求に応じ、配達局に到着した後でできる限り速やかに特別の配達人が配達する。郵政庁は、速達の業務を優先郵便物、航空通常郵便物又は、二の郵政庁の間において平路面路のみが利用されている場合には、平路面路LC郵便物に限定する権利を有する。速達郵便物は、特別の配達人による配達の方法と異なる方法によつて取り扱うことができる。ただし、この異なる方法によつて受取人に提供される速達の業務の水準が特別の配達人によつて得られる水準と少なくとも同等である場合に限る。
- 2 速達郵便物が最終の定期配達便の後に配達局に到着した場合には、当該郵便物は、その到着の日と同日に、かつ、速達の業務を行っている国において内国制度に適用される条件と同様の条件で、特別の配達人によつて配達される。
- 3 通常郵便物について複数の送達の経路を有する郵政庁は、速達郵便物を到着交換局に到着後内国の最も速達の経路で送達し、かつ、その後

可能な限り速やかに取り扱う。

- 4 速達郵便物に対しては、普通料金のほかに、普通の優先郵便物若しくは非優先郵便物の料金の額又は、場合に応じ、第一重量段階の普通の書状の料金の額を最低限度とし、一・六三SDRを最高限度とする料金を課する。郵政庁は、M郵袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍を超えない一括料金を徴収する。料金は、完全に前納される。
- 5 速達による配達が特別の負担を与える場合には、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従つて補充料金を徴収することができる。
- 6 受取人は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、自己あての郵便物を到着の後直ちに速達によつて配達するよう配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収することができる。

第二十一条 受取人本人への手交

- 1 書留郵便物、配達記録郵便物又は保険付郵便物の差出人は、差出しの際に最高限〇・九八SDRの料金を納付した上で、受取通知の請求を行うことができる。受取通知は、最も速達の線路(航空路又は平路面路)によつて差出人に返送される。
- 2 差出人が通常の期間内に自己に返送されなかった受取通知について調査請求を行う場合には、新たに料金を徴収されない。
- 3 第二十一条 受取人本人への手交
書留郵便物、配達記録郵便物及び保険付郵便物は、合意した郵政庁の間の関係においては、差出人の請求に応じて受取人本人に手交する。

郵政庁は、受取人本人への手交の取扱いを受取通知が添付されたこれらの郵便物についてのみ行うことを取り決めることができる。差出人は、当該請求を行う場合には、最高限〇・一六 SDR の受取人本人への手交の料金を納付する。

第二十二條 料金・課金別納郵便物

1 同意を表明した郵政庁の間の関係においては、差出人は、差出局にあらかじめ申し出ることに、郵便物の配達の際に課される料金及び課金の全額を負担することができる。差出人は、郵便物の差出しの後においても、当該郵便物が受取人に配達されるまでの間は、当該郵便物が料金・課金別納で配達されることを請求することができる。

2 1 の場合には、差出人は、名あて局が請求する金額を納付することを約束し、また、必要があるときは暫定的な金額を納付する。

3 差出郵政庁は、最高限〇・九八 SDR の料金を差出人から徴収し、これを自国内で提供する業務の報酬として収得する。

4 1 の請求が、差出しの後に行われる場合には、差出郵政庁は、更に、各請求につき最高限一・三一 SDR の追加料金を徴収する。1 の請求が電気通信によって送達される場合には、差出人は、更に、所要の料金を納付する。

5 名あて郵政庁は、郵便物一個につき、最高限〇・九八 SDR の手数料を課することができる。この手数料は、通関料とは別のものとし、名あて郵政庁のために差出人から徴収する。

6 郵政庁は、料金・課金別納郵便物の業務を書

留郵便物及び保険付郵便物についてのみ行う権利を有する。

第二十三條 国際郵便料金受取人私業務

1 郵政庁は、相互間で国際郵便料金受取人私業務(CCRI)に参加することを取り決めることができる。

2 1 の業務を実施する郵政庁は、この条約の施行規則の規定を尊重する。

3 もっとも、郵政庁は、二国間で2の施行規則以外の規則を取り決めることができる。

4 郵政庁は、その負担する費用を考慮して補償方式を定めることができる。

第二十四條 死滅しやす又は変敗しやす生物学的材料及び放射性物質

1 この条約の施行規則の定めるところにより包装された死滅しやす又は変敗しやす生物学的材料及び放射性物質については、優先郵便物又は書状の料金が適用されるものとし、また、書留とされるものとする。これらの材料又は物質を包有する郵便物の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政庁の間においてのみ認められる。当該郵便物は、最も速達の線路(通常の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路)によって送達される。

2 死滅しやす又は変敗しやす生物学的材料は、適格性のある公認の研究の間においてのみ交換することができるものとし、放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。

第三章 特別規定

第二十五條 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し又は差し出させる通常郵便物を送達し又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1 の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 名あて郵政庁は、差出人又は、差出人から徴収することができない場合には、差出郵政庁に対し内国料金の支払を請求する権利を有する。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出人及び差出郵政庁のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出郵政庁に返送し(その返送の費用の償還を請求する権利を獲得する)、又は自国の法令に従って処分することができる。

4 いずれの加盟国も、適切な報酬を受けることなく、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物を送達し又は受取人に配達する義務を負わない。名あて郵政庁は、その負担する費用に相当する報酬を差出郵政庁に請求する権利を有する。この場合には、この報酬は、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は郵便物一通当たり〇・一四 SDR にその重量一キログラム

ごとに一 SDR を加えた額のいずれか高い方を超えてはならない。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出郵政庁が請求された報酬の額の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、当該通常郵便物を、差出郵政庁に返送し(その返送の費用の償還を請求する権利を獲得する)、又は自国の法令に従って処分することができる。

第二十六條 引き受けられない郵便物及び禁制

1 この条約及びこの条約の施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けられない。

2 保険付郵便物以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有することができない。ただし、差出国及び名あて国の法令が認める場合には、これらの物品は、封かんした封筒に入れて書留郵便物として送達することができる。

3 書状は、現実のかつ対人的な通信の性質を有する書類であって差出人及び受取人(これらの者の同居人を含む)以外の者の間で交換されるものを包有することができない。差出国又は名あて国の郵政庁は、このような書類が包有されていることを発見した場合には、当該書類を自国の法令の定めるところにより取り扱う。

4 印刷物及び点字郵便物は、この条約の施行規則に定める場合を除くほか、
4.1 現実のかつ対人的な通信の性質を有する記載をしてはならず、また、このような性質を有する書類を包有してはならない。

4.2 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は証券を包有してはならない。 5 次の物品は、通常郵便物に入れてはならない。 5.1 麻薬及び向精神薬 5.2 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質。もっとも、第二十四条に規定する死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質は、この禁制に抵触しない。 5.3 わいせつな又は不道徳な物品 5.4 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品 6 生きた動物は、通常郵便物に入れてはならない。 6.1 い。もっとも、次に掲げるものは、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。 6.1.1 みつばち、水ひる及び蚕 6.1.2 害虫の寄生虫及び捕食虫であつて、害虫駆除の用に供しかつ公認の施設の間で交換するもの 7 誤って引き受けられた郵便物の取扱について、この条約の施行規則に定める。1から3までに掲げる物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。 第二十七条 転送 1 受取人がその住所を変更した場合には、通常郵便物は、内国業務において定める条件により、直ちに受取人に転送する。 2 ただし、次の場合には、郵便物は、転送しない。 2.1 差出人により名あて国において通用する言	語によって転送禁止の記載が名あて面にされている場合 2.2 受取人の住所に加えて、「又は居住者」の記載がされている場合 3 内国業務において転送請求料を徴収する郵政庁は、国際業務においてもこれと同額の料金を徴収することができる。 4 通常郵便物の一国から他国への転送については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、追加料金を徴収しない。もっとも、内国業務において転送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。 5 転送に関する条件については、この条約の施行規則に定める。 第二十八条 配達不能の郵便物 1 何らかの理由により受取人に配達することのできなかった郵便物は、配達不能の郵便物として取り扱われる。 2 配達不能の郵便物の返送及び保管期間については、この条約の施行規則に定める。 3 差出国に返送された配達不能の郵便物については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、追加料金を徴収しない。もっとも、内国業務において返送料を徴収する郵政庁は、自国に返送される国際業務の郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。 第二十九条 取戻し及び差出人の請求によるあて名の変更又は訂正 1 通常郵便物の差出人は、次の条件を満たす場	合に限り、郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更し若しくは訂正することができる。 1.1 郵便物が受取人に配達されていないこと。 1.2 郵便物が第二十六条の規定に抵触すること理由として権限のある当局によって没収され又は棄却されていないこと。 1.3 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられていないこと。 2 郵政庁は、自国の法令が認める場合には、他の郵政庁の業務に差し出された通常郵便物に関する取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求を受理する。 3 差出人は、各請求につき、最高限一・三一SDRの特別料金を納付する。 4 取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、差出人の費用負担で郵便又は電気通信によつて送達する。送達条件及び電気通信の利用に関する規定については、この条約の施行規則に定める。 5 同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求については、3及び4の規定による料金を、一個分のみを徴収する。 第三十条 調査請求 1 調査請求は、郵便物の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り認められる。 2 1の期間内において、調査請求は、差出人又は受取人が問題を通報する場合には、直ちに受理される。ただし、差出人による調査請求が郵便物の不着に関するものであり、かつ、当該郵便物の予定された送達期間が満了していないと	きは、差出人に対し当該期間を通報すべきである。 3 郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。 4 調査請求の料金は、無料とする。ただし、電気通信又はEMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として、請求者が負担する。関係規定については、この条約の施行規則に定める。 第四章 税関に関する事項 第三十一条 税関検査 1 差出国の郵政庁及び名あて国の郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、通常郵便物を税関検査に付することができる。 第三十二条 通関料 1 差出国又は名あて国において税関検査に付される郵便物に対しては、最高限二・六一SDRの特別料金を郵便料金として課することができる。M郵袋に対しては、この特別料金は、最高限三・二七SDRとすることができる。この特別料金は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の税関への交付及び通関についてのみ徴収される。 第三十三条 関税その他の課金 1 郵政庁は、関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。 第五章 責任 第三十四条 郵政庁の責任及び賠償金 1 総則 1.1 次条に規定する場合を除くほか、郵政庁	平成七年四月二十六日 参議院會議録第十九号(その二) 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
---	--	--	--	---

- は、次の事項について責任を負う。
 - 1.1.1 書留郵便物及び保険付郵便物に関して
 - 1.1.2 は、その亡失、盗取又は損傷
 - 1.2 配達記録郵便物に関しては、その亡失
- 1.2 郵政庁は、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。
- 2 書留郵便物
 - 2.1 差出人は、書留郵便物の亡失の場合には、次の賠償金(郵便物の差出時に納付した料金に対するものを含む。)を請求する権利を有する。
 - 2.1.1 書留郵便物一個につき三十SDR
 - 2.1.2 M郵袋であつて書留としたものについては、郵袋一個につき百五十SDR
 - 2.2 差出人は、書留郵便物の内容品の盗取又は損傷の場合には、次の賠償金を請求する権利を有する。ただし、当該書留郵便物の包装が盗取又は損傷の偶発的な危険から内容品を有効に保護するために十分であつたと認められなければならない。
 - 2.2.1 原則として損害の実額に相当する金額(この金額は、1.及び2.1に定める額を超えることができない。)。間接の損害及び実現されなかった利益については、考慮しない。
 - 2.2.2 配達記録郵便物
- 3.1 差出人は、配達記録郵便物の亡失の場合には、納付した料金の還付を請求する権利を有する。
- 3.2 差出人は、また、内容品の全部の盗取又は全面的損傷の場合には、納付した料金の還付を請求する権利を有する。ただし、当該配達記録郵便物の包装が盗取又は損傷の偶発的な危険から内容品を有効に保護するために十分であつたと認められなければならない。
- 4 保険付郵便物
 - 4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷の場合には、原則として損害の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかった利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。
 - 4.2 賠償金は、有価物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該有価物と同種の有価物のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該有価物の通常の価値を基礎として計算する。
 - 4.3 保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷については賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、納付した料金及び課金の還付を請求する権利を有する。保険料は、いかなる場合にも還付しないものとし、差出郵政庁が取得する。
 - 5 内容品が盗取され又は損傷した書留郵便物又は保険付郵便物が配達された後は、2.1及び4.1の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。
 - 6 差出郵政庁は、自国の差出人に対し、書留郵便物について自国の法令により定める賠償金を、その額が2.1に定める賠償金の額を下回らないことを条件として、支払う機能を有する。名あて郵政庁が受取人に対し賠償金を支払う場合にも、同様とする。ただし、次の場合には、2.1に定める金額を適用する。
 - 6.1 責任郵政庁に対し求償する場合
 - 6.2 差出人が自己の権利を受取人のために放棄する場合又は受取人が自己の権利を差出人のために放棄する場合
- 第三十五条 郵政庁の免責
 - 1 郵政庁は、書留郵便物、配達記録郵便物又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則により定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。
 - 1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前又は配達の際に確認された場合
 - 1.2 郵政庁の規則が認める場合において、内容品が盗取され又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人(差出人への返送の場合には、差出人)が留保を付したとき。
 - 1.3 郵政庁の規則が認める場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを調査請求の際に申し出たとき。
 - 1.4 受取人(差出人への返送の場合には、差出人)が、保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該保険付郵便物を配達した郵政庁に対し損害を発生した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後になつたものでないことを立証したとき。
- 2 郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。
 - 2.1 前条1.2の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力によるとき。
 - 2.2 郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合
 - 2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合
 - 2.4 郵便物が第二十八条の禁制に抵触する内容品を包有しているために権限のある当局によつて没収され又は棄却された場合
 - 2.5 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合にその旨を名あて国の郵政庁が通告したとき。
 - 2.6 保険付郵便物につき、内容品の実額を超える保険金額の詐欺表記がされている場合
 - 2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して一年以内に調査請求を行わなかつた場合
- 3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない。)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。
 - 1 通常郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより又は郵便物の引受条件を遵守しなかつたことにより他の郵便物に与えたすべての損害について責任を負う。
 - 2 差出人は、郵政庁が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。 4 差出人は、郵政庁又は運送事業者に過失又は怠慢があった場合には、責任を負わない。	1 賠償金の支払の義務は、差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁が負う。もっとも、責任郵政庁に対する求償権は、害されない。配達記録郵便物の料金を還付する義務は、差出郵政庁が負う。 2 差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。	3 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、運送に参加した郵政庁が正規に照会を受けた後二箇月を経過する時までに、問題を最終的に解決しない場合又は次のいずれかのことについて通知しなかつた場合には、権利者に対し、当該運送に参加した郵政庁に代わって賠償を行うことができる。 3.1 損害が不可抗力によるものであると思われること。 3.2 郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によって保留され、没収され若しくは棄却され、又は名あて国の法令に基づいて差し押さえられたこと。 4 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、調査請求用紙の記載が不十分であり、かつ、追	加の情報を得るため返送が必要であることにより3に規定する期間を経過した場合にも、権利者に対し賠償を行うことができる。 第三十八条 差出人又は受取人からの賠償金の回収 1 亡失したものとときに認められた書留郵便物若しくは保険付郵便物又はこれらの郵便物の内容品の一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付するべき者について照会する。差出人(又は受取人)が受取を拒絶し又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、受取人(又は差出人)に対して同様の措置をとる。 2 差出人及び受取人が郵便物を受け取ることを放棄した場合には、郵便物は、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。 3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。この場合には、保険金額の詐欺表記に対する措置をとることを妨げない。	第六章 電子郵便 第三十九条 総則 1 郵政庁は、相互間で電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。 2 電子郵便とは、差出人から物理的又は電子的方式のいずれかにより差し出された情報を、原	本を変更することなく、かつ、瞬時に送信し、受取人に物理的又は電子的方式のいずれかにより配達するため、電気通信を利用する郵便業務をいう。物理的方式による配達の場合には、情報、最大限可能な距離を電子的手段により送信され、かつ、受取人に最も近い所で物理的方式による配達のため再生される。当該情報は、封筒に納め、受取人に通常郵便物として配達される。 3 電子郵便に関する料金は、郵政庁が費用及び市場の要求を考慮して定める。 第四十条 ファクシミリを利用する業務 1 ファクシミリを利用する業務においては、ファクシミリにより文書及び図等を原本を変更することなく送信する。 第四十一条 コンピュータを利用する業務 1 コンピュータを利用する業務においては、情報処理装置(パーソナルコンピュータ、汎用コンピュータ)が作成する文書及び図等を送信する。 第三部 通常郵便に関する規定(郵政庁間の関係) 第一章 通常郵便物の取扱 第四十二条 業務の質に関する目標 1 郵政庁は、自国あての及び自国から発送する優先郵便物、航空通常郵便物、非優先郵便物及び平路面路通常郵便物の処理のための時間を定める。その時間については、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。 2 差出郵政庁は、自己及び名あて郵政庁が定め
る時間及び運送時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を公表する。 3 郵政庁は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。 4 郵政庁は、3に規定する調査以外の管理システム特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することと望ましい。 5 郵政庁は、可能な場合にはいつでも、国際郵便(自国あての及び自国から発送するもの)の業務の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、可能な限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。 6 すべての加盟国は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る最終受領時間(最終引渡時間)に関する最新の情報を提供する。 7 6の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。 第四十三条 郵便物の交換 1 郵政庁は、一又は二以上の郵政庁の仲介により、業務上の必要性及び便宜に従い、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。 2 通過国の郵政庁が関与することなく郵便物の継続運送が行われる場合には、当該郵政庁は、事前に通報されるものとする。当該郵政庁は、このような継続しに關しては、責任を負わない。 3 郵政庁は、平路面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により	る時間及び運送時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を公表する。 3 郵政庁は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。 4 郵政庁は、3に規定する調査以外の管理システム特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することと望ましい。 5 郵政庁は、可能な場合にはいつでも、国際郵便(自国あての及び自国から発送するもの)の業務の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、可能な限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。 6 すべての加盟国は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る最終受領時間(最終引渡時間)に関する最新の情報を提供する。 7 6の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。 第四十三条 郵便物の交換 1 郵政庁は、一又は二以上の郵政庁の仲介により、業務上の必要性及び便宜に従い、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。 2 通過国の郵政庁が関与することなく郵便物の継続運送が行われる場合には、当該郵政庁は、事前に通報されるものとする。当該郵政庁は、このような継続しに關しては、責任を負わない。 3 郵政庁は、平路面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により	る時間及び運送時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を公表する。 3 郵政庁は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。 4 郵政庁は、3に規定する調査以外の管理システム特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することと望ましい。 5 郵政庁は、可能な場合にはいつでも、国際郵便(自国あての及び自国から発送するもの)の業務の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、可能な限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。 6 すべての加盟国は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る最終受領時間(最終引渡時間)に関する最新の情報を提供する。 7 6の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。 第四十三条 郵便物の交換 1 郵政庁は、一又は二以上の郵政庁の仲介により、業務上の必要性及び便宜に従い、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。 2 通過国の郵政庁が関与することなく郵便物の継続運送が行われる場合には、当該郵政庁は、事前に通報されるものとする。当該郵政庁は、このような継続しに關しては、責任を負わない。 3 郵政庁は、平路面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により	る時間及び運送時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を公表する。 3 郵政庁は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。 4 郵政庁は、3に規定する調査以外の管理システム特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することと望ましい。 5 郵政庁は、可能な場合にはいつでも、国際郵便(自国あての及び自国から発送するもの)の業務の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、可能な限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。 6 すべての加盟国は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る最終受領時間(最終引渡時間)に関する最新の情報を提供する。 7 6の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。 第四十三条 郵便物の交換 1 郵政庁は、一又は二以上の郵政庁の仲介により、業務上の必要性及び便宜に従い、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。 2 通過国の郵政庁が関与することなく郵便物の継続運送が行われる場合には、当該郵政庁は、事前に通報されるものとする。当該郵政庁は、このような継続しに關しては、責任を負わない。 3 郵政庁は、平路面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により	る時間及び運送時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を公表する。 3 郵政庁は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。 4 郵政庁は、3に規定する調査以外の管理システム特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することと望ましい。 5 郵政庁は、可能な場合にはいつでも、国際郵便(自国あての及び自国から発送するもの)の業務の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、可能な限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。 6 すべての加盟国は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る最終受領時間(最終引渡時間)に関する最新の情報を提供する。 7 6の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。 第四十三条 郵便物の交換 1 郵政庁は、一又は二以上の郵政庁の仲介により、業務上の必要性及び便宜に従い、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。 2 通過国の郵政庁が関与することなく郵便物の継続運送が行われる場合には、当該郵政庁は、事前に通報されるものとする。当該郵政庁は、このような継続しに關しては、責任を負わない。 3 郵政庁は、平路面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により	る時間及び運送時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を公表する。 3 郵政庁は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。 4 郵政庁は、3に規定する調査以外の管理システム特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することと望ましい。 5 郵政庁は、可能な場合にはいつでも、国際郵便(自国あての及び自国から発送するもの)の業務の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、可能な限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。 6 すべての加盟国は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る最終受領時間(最終引渡時間)に関する最新の情報を提供する。 7 6の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。 第四十三条 郵便物の交換 1 郵政庁は、一又は二以上の郵政庁の仲介により、業務上の必要性及び便宜に従い、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。 2 通過国の郵政庁が関与することなく郵便物の継続運送が行われる場合には、当該郵政庁は、事前に通報されるものとする。当該郵政庁は、このような継続しに關しては、責任を負わない。 3 郵政庁は、平路面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により

發送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

4 郵便物の交換については、この条約の施行規則に定めるところにより行う。

第四十四条 軍隊との閉袋の交換

1 閉袋は、次に掲げるものの間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。

1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4 同一国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋があてられ若しくは閉袋を差し立てる軍隊の構成員又は閉袋があてられ若しくは閉袋を差し立てる軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。当該通常郵便物に適用する料金及び送達条件については、軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所屬している国の郵政庁が自己の規則に従って定める。

3 軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所屬している国の郵政庁は、特別の合意がない限り、関係郵政庁に対し、閉袋の継続料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

第四十五条 業務の一時停止

1 郵政庁は、特別の事情により業務の全部又は

一部の実施を一時的に停止しなければならない場合には、直ちに、関係郵政庁に通報する。

第二章 責任についての取扱い

第四十六条 郵政庁の間における責任の決定

1 郵便物を異議なく受け取り、かつ、調査に役立つすべての所定の資料を受領した郵政庁は、当該郵便物を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に送達したことを立証することができない場合には、反証が提示される時まで責任を負う。

2 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。

3 郵政庁は、いかなる場合にも、自己の採用する保険金額の最高限度額を超えて他の郵政庁に対し責任を負うことはない。

4 保険付郵便物の業務を行っていない郵政庁は、保険付郵便物の閉袋継続しについては、書留郵便物について定められている責任を負う。この4の規定は、自己が利用する船舶内又は航空機内にある保険付郵便物についての責任を認めない郵政庁に対しても適用する。

5 亡失、盗取又は損傷が、保険付郵便物の業務を行わない仲介郵政庁の属する国の領域において又は当該仲介郵政庁の業務において生じた場合には、差出郵政庁は、当該仲介郵政庁が負担しない損害を負担する。この5の規定は、損害の金額が、仲介郵政庁が採用する保険金額の最

高限度額よりも高い場合にも適用する。

6 徴収が免除されなかった関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う郵政庁が負担する。

7 賠償金を支払った郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権につき、当該賠償金の額を限度として、当該賠償金を受け取った者に代位する。

第三章 継続料及び到着料

第四十七条 継続料

1 第五十条の規定が適用される場合を除くは

か、二の郵政庁の間又は同一国の二の郵便局の間で他の郵政庁の業務(第三国業務の仲介によって交換される閉袋については、継続料を支払う。継続料は、陸路継続し及び海路継続しの業務の実施に対する報酬とする。

2 閉袋継続郵便物についても継続料を課することができ。その適用のための方法については、この条約の施行規則に定める。

第四十八条 継続料率

1 継続料は、次の表に定める料率を基礎として計算する。

運 送 距 離	総重量一キログラム以下の継続料(単位SDR)
1.1 キロメートルで表示された陸路	
一〇〇キロメートルまで	〇・一四
一〇〇キロメートルを超え二〇〇キロメートルまで	〇・一七
二〇〇キロメートルを超え三〇〇キロメートルまで	〇・二〇
三〇〇キロメートルを超え四〇〇キロメートルまで	〇・二二
四〇〇キロメートルを超え五〇〇キロメートルまで	〇・二四
五〇〇キロメートルを超え六〇〇キロメートルまで	〇・二六
六〇〇キロメートルを超え七〇〇キロメートルまで	〇・二七
七〇〇キロメートルを超え八〇〇キロメートルまで	〇・二九
八〇〇キロメートルを超え九〇〇キロメートルまで	〇・三一
九〇〇キロメートルを超え一、〇〇〇キロメートルまで	〇・三二
一、〇〇〇キロメートルを超え一、一〇〇キロメートルまで	〇・三三
一、一〇〇キロメートルを超え一、二〇〇キロメートルまで	〇・三四
一、二〇〇キロメートルを超え一、三〇〇キロメートルまで	〇・三五
一、三〇〇キロメートルを超え一、四〇〇キロメートルまで	〇・三七
一、四〇〇キロメートルを超え一、五〇〇キロメートルまで	〇・三九
一、五〇〇キロメートルを超え一、六〇〇キロメートルまで	〇・四三
一、六〇〇キロメートルを超え一、七〇〇キロメートルまで	〇・四九
一、七〇〇キロメートルを超え一、八〇〇キロメートルまで	〇・五三
一、八〇〇キロメートルを超え一、九〇〇キロメートルまで	〇・五五
一、九〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまで	〇・五九
二、〇〇〇キロメートルを超え二、一〇〇キロメートルまで	〇・六二

1.2

海路

海里で表示された海路

四、〇〇〇キロメートルを超え五、〇〇〇キロメートルまで	〇・七二
五、〇〇〇キロメートルを超え六、〇〇〇キロメートルまで	〇・八一
六、〇〇〇キロメートルを超え七、〇〇〇キロメートルまで	〇・八九
七、〇〇〇キロメートルを超え八、〇〇〇キロメートルまで	〇・九七
八、〇〇〇キロメートルを超え九、〇〇〇キロメートルまで	一・〇五
九、〇〇〇キロメートルを超え一〇、〇〇〇キロメートルまで	一・一二
一〇、〇〇〇キロメートルを超え一一、〇〇〇キロメートルまで	一・一九
一一、〇〇〇キロメートルを超え一二、〇〇〇キロメートルまで	一・二六
一二、〇〇〇キロメートルを超え一三、〇〇〇キロメートルまで	一・三三
一三、〇〇〇キロメートルを超え一四、〇〇〇キロメートルまで	一・三九
一四、〇〇〇キロメートルを超えるとき	一・四五

キロメートルで表示された海路(一海里を一・八五二キロメートルとする換算による。)

一〇〇海里まで	〇・一七
一〇〇海里を超え二〇〇海里まで	〇・一九
二〇〇海里を超え三〇〇海里まで	〇・二二
三〇〇海里を超え四〇〇海里まで	〇・二三
四〇〇海里を超え五〇〇海里まで	〇・二三
五〇〇海里を超え六〇〇海里まで	〇・二四
六〇〇海里を超え七〇〇海里まで	〇・二四
七〇〇海里を超え八〇〇海里まで	〇・二五
八〇〇海里を超え九〇〇海里まで	〇・二五
九〇〇海里を超え一、〇〇〇海里まで	〇・二六
一、〇〇〇海里を超え一、一〇〇海里まで	〇・二六

一、一〇〇海里を超え一、二〇〇海里まで	二、一〇三キロメートルを超え二、二二七キロメートルまで	〇・二七
一、二〇〇海里を超え一、三〇〇海里まで	二、二二七キロメートルを超え二、四〇八キロメートルまで	〇・二七
一、三〇〇海里を超え一、五〇〇海里まで	二、四〇八キロメートルを超え二、七七八キロメートルまで	〇・二八
一、五〇〇海里を超え二、〇〇〇海里まで	二、七七八キロメートルを超え三、七〇四キロメートルまで	〇・二九
二、〇〇〇海里を超え二、五〇〇海里まで	三、七〇四キロメートルを超え四、六三〇キロメートルまで	〇・三一
二、五〇〇海里を超え三、〇〇〇海里まで	四、六三〇キロメートルを超え五、〇九三キロメートルまで	〇・三二
三、〇〇〇海里を超え四、〇〇〇海里まで	五、〇九三キロメートルを超え五、五五六キロメートルまで	〇・三二
四、〇〇〇海里を超え五、〇〇〇海里まで	五、五五六キロメートルを超え七、四〇八キロメートルまで	〇・三四
五、〇〇〇海里を超え六、〇〇〇海里まで	七、四〇八キロメートルを超え九、二六〇キロメートルまで	〇・三六
六、〇〇〇海里を超え七、〇〇〇海里まで	九、二六〇キロメートルを超え一一、二二四キロメートルまで	〇・三八
七、〇〇〇海里を超え八、〇〇〇海里まで	一一、二二四キロメートルを超え一四、一六四キロメートルまで	〇・四〇
八、〇〇〇海里を超え九、〇〇〇海里まで	一四、一六四キロメートルを超え一六、六六八キロメートルまで	〇・四一
九、〇〇〇海里を超え一〇、〇〇〇海里まで	一六、六六八キロメートルを超え一八、五二〇キロメートルまで	〇・四二
一〇、〇〇〇海里を超え一一、〇〇〇海里まで	一八、五二〇キロメートルを超え二〇、三七二キロメートルまで	〇・四三
一一、〇〇〇海里を超え一二、〇〇〇海里まで	二〇、三七二キロメートルを超え二二、二四四キロメートルまで	〇・四五
一二、〇〇〇海里を超え一三、〇〇〇海里まで	二二、二四四キロメートルを超え二四、二二四キロメートルまで	〇・四六

〇・四七	二二、二四キロメートルを超え二四、〇七六キロメートルまで
〇・四八	二四、〇七六キロメートルを超え二五、九二八キロメートルまで
〇・四九	二五、九二八キロメートルを超えるとき
〇・四七	二二、二四キロメートルを超え二四、〇七六キロメートルまで
〇・四八	二四、〇七六キロメートルを超え二五、九二八キロメートルまで
〇・四九	二五、九二八キロメートルを超えるとき

2 郵便業務理事会は、大会議から大会議までの間において、1の表に掲げる料率を改正することができる。その改正は、継続業務を実施する郵政庁に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、同理事会が定める日に効力を生ずる。

第四十九条 到着料

1 次条の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの郵政庁から通常郵便物を受領した郵政庁は、差出郵政庁から、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を受け取る権利を有する。

2 補償金

2.1 通常郵便物(M郵袋を除く。)について適用する料率は、その重量一キログラムにつき三・四二SDRとする。

2.2 M郵袋について適用する料率は、その重量一キログラムにつき〇・六五三SDRとする。

2.2.1 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の補償金の計算においては重量五キログラムとみなす。

3 料率の変更

3.1 郵政庁が、他の一の郵政庁との関係において、年間総重量が百五十トンを超える郵便物

〇・四七	二二、二四キロメートルを超え二四、〇七六キロメートルまで
〇・四八	二四、〇七六キロメートルを超え二五、九二八キロメートルまで
〇・四九	二五、九二八キロメートルを超えるとき

(M郵袋を除く。)を差し立て又は受領する場合において、当該郵政庁が差し立て又は受領した郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の平均通数が世界の平均通数十七・二六通と相違することを確認し、かつ、その平均通数が次の規定に該当するときは、料率を変更することができる。

3.1.1 平均通数が二十一通を超えるとき。

3.1.2 平均通数が十四通未満のとき。

3.1.3 1.1に規定する変更は、このために大会議により承認された一覧表に含まれる開発途上国にあてて郵便物については、適用しない。

3.1.4 一方の郵政庁が3.1の規定による変更を請求する場合には、他方の郵政庁は、反対方向の郵便物の年間総重量が百五十トン未満であっても、同様の請求を行うことができる。

3.1.4.1 1.1の規定は、このために大会議により承認された一覧表に含まれる開発途上国については、適用しない。

3.1 規定する変更は、この条約の施行規則に定める条件に従って行われる。

3.2 3.1に規定する変更は、この条約の施行規則に定める条件に従って行われる。

4 大量郵便物

4.1 大量郵便物については、名あて郵政庁は、次のいずれかの方式を適用することによって、特別の補償金を請求することができる。

4.1.1 郵便物一通当たり〇・一四SDRの世界平均料率及び重量一キログラムごと一SDRの世界平均料率を適用する方式

4.1.2 名あて国における取扱いの費用を反映する一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を適用する方式。その費用は、この条約の施行規則に定める条件に従って、内国料金と関係を有するものでなければならない。

4.2 1.1の規定が適用される場合を除くほか、名あて郵政庁が大量郵便物について特別の補償金を請求する場合には、差出郵政庁は、大量郵便物を除く同方向の郵便物について3.1に規定する変更を請求することができる。

5 郵便業務理事会は、大会議から大会議までの間において、2及び1.1に規定する補償金を改正することができる。その改正は、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、同理事会が定める日に効力を生ずる。同理事会は、1.1に規定する補償方式の実施について定めることができる。

6 郵政庁は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7 関係郵政庁は、二国間又は多数国間の合意により、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

第五十条 継続料及び到着料の免除

1 第七条2の郵便業務の事務用通常郵便物、差出元に開袋で返送する配達不能の郵便物及び空郵袋については、陸路又は海路の継続料及び到着料を免除する。

第五十一条 継続料及び到着料の差引計算

算

1 継続料

1.1 平面路通常郵便物の継続料の差引計算は、差出郵政庁ごとに、継続郵政庁が毎年行う。当該差引計算は、差出郵政庁が年間を通じて差し立て、かつ、継続郵政庁が受領した継続開袋の重量を基礎とする。当該差引計算については、第四十八条の継続料率を適用する。

1.2 継続料は、開袋の差出郵政庁が負担し、1.4に規定する例外を除くほか、通過国の郵政庁又は自国の業務が開袋の陸路運送若しくは海路運送に参加する国の郵政庁に支払う。

1.3 通過国の郵政庁が開袋の陸路運送又は海路運送に関与しない場合において、開袋の名あて郵政庁が継続しに係る費用を負担するとき、は、関係する継続料は、当該名あて郵政庁に支払う。

1.4 継続開袋の海路運送料は、関係の船積港が所在する国の郵政庁の事前の同意を得た上、当該開袋の差出郵政庁と海路運送企業又はその代理店との間で直接決済することができる。

1.5 借方郵政庁は、年次差引計算における残高が百六十三・三五SDRを超えない場合には、継続料の支払を免除される。

2 到着料

2.1 通常郵便物(M郵袋を除く。)については、到着料の差引計算は、貸方郵政庁が年間を通じて受領した閉袋の実際の重量を基礎として毎年行う。当該差引計算については、第四十九条の料率を適用する。

2.2 M郵袋については、到着料の差引計算は、貸方郵政庁が第四十九条に定める条件に従って到着料が課される重量を基礎として毎年行う。

2.3 閉袋の差出郵政庁は、年間重量を決定することができるよう、各閉袋につき常に次の事項を記載する。

郵便物(M郵袋を除く。)の重量

重量五キログラム以上のM郵袋の総重量
重量五キログラム未満のM郵袋の数

2.4 大量郵便物として扱われた郵便物の通数及び大量郵便物の重量を決定する必要があると認められる場合には、大量郵便物についての条約の施行規則に定める方式を適用する。

2.5 郵政庁は、相互の関係において異なる統計の方法により到着料の差引計算をすることを取り決めることができる。郵政庁は、また、統計期間について、この条約の施行規則に定める期間と異なるものを採用することを取り決めることができる。

2.6 借方郵政庁は、年次差引計算における残高が三百二十六・七〇SDRを超えない場合には、到着料の支払を免除される。

3 郵政庁は、実情と著しく相違すると認める年次計算の結果を仲裁委員会の評価に付することができる。仲裁は、万国郵便連合一般規則第百

二十八条の規定に従って行われる。仲裁者は、支払われなければならない継続料又は到着料の金額を公平かつ妥当な方法で裁定する権利を有する。

第四章 航空運送料

第五十二条 一般原則

1 全航空運送距離に係る運送料は、
1.1 閉袋については、差出国の郵政庁が負担する。

1.2 閉袋継続しの優先郵便物及び航空通常郵便物(誤送されたものを含む。)については、これらを他の郵政庁に引き渡す郵政庁が負担する。

2 1の規定は、継続料を免除される航空閉袋並びに閉袋継続しの優先郵便物及び航空通常郵便物についても適用する。

3 名あて郵政庁は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送料の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によって運送されるか否かを問わず、均一とする。

4 もっとも、名あて郵政庁が徴収する到着料が特別に費用又は内国料金を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われぬ。

5 名あて郵政庁は、加重平均距離を計算するに

当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算されるすべての閉袋の重量を考慮に入れない。

6 第四十八条の規定は、関係郵政庁の間に特別の取決めがある場合を除くほか、航空閉袋につき利用される陸路又は海路の運送についても適用する。ただし、次の運送については、継続料を課さない。

6.1 同一都市の二の空港の間における航空閉袋の積換運送
6.2 いずれかの都市の空港と当該都市にある倉庫との間における、航空閉袋の運送のための往路及び復路の運送

第五十三条 航空運送料の基本料金率及び計算

1 航空運送に関する勘定の郵政庁間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事會が承認する。当該基本料金率は、この条約の施行規則に規定する方式に従って国際事務局が計算する。

2 閉袋並びに閉袋継続しの優先郵便物及び航空通常郵便物の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、この条約の施行規則に定める。

第五章 情報通信による連絡

第五十四条 総則

1 郵政庁は、相互間で及び他の協力者との間で、情報通信による連絡を行うことを取り決めることができる。

2 関係郵政庁は、データの交換の実施のため、サービス提供者及び技術的設備(ハードウェア

及びソフトウェア)を選択することができる。
3 郵政庁は、情報通信サービスの提供者と協議の上、当該サービスに係る支払の方法を二国間で取り決める。

4 郵政庁は、他の郵政庁が、情報通信によるデータの交換を実施するサービスに対する支払を行わない場合においても、金銭上の責任及び法的責任を負わない。

第六章 雑則

第五十五条 勘定の決済

1 郵便業務から生ずる国際的な勘定の郵政庁間の決済については、これに関する取決めがある場合には、一般の取引とみなし、関係加盟国の通常の国際的な義務に従って行うことができる。このような取決めがない場合には、勘定の決済については、この条約の施行規則に定めるところにより行う。

第五十六条 情報提供、国際事務局の刊行物、書類の保存及び用紙

1 郵便業務の実施に関する情報提供、国際事務局の刊行物、書類の保存及び使用すべき用紙に関する規定については、この条約の施行規則に定める。

第四部 EMS業務

第五十七条 EMS業務

1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものとす。EMS業務においては、極めて短い時間で通信文、書類又は物品を取り集め、送達し及び配達する。

2 EMS業務は、二国間の合意により実施される。当該合意に明文の定めのない事項について

は、連合の文書の適当な規定に従う。
3 EMS業務は、できる限り、オレンジ色の翼、EMSという青色の文字及び三本の水平な

オレンジ色の筋から成る次の意匠により識別する。この意匠には、EMS業務の国内における名称を付することができる。



4 EMS業務の料金は、差出郵政庁が当該業務に係る費用及び市場の要求を参酌して定める。
第五部 最終規定

第五十八条 処罰に関する約束

1 加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置をとること又は当該措置を自国の立法機関に提案することを約束する。

- 1.1 郵便切手(通用が廃止されたものを含む。)及び国際返信切手券の偽造を処罰すること。
- 1.2 次のものの使用又は配布を処罰すること。

- 1.2.1 偽造した郵便切手(通用が廃止されたものを含む。)、既に使用した郵便切手及び料金計器又は印刷機による印影であつて偽造し又は既に使用したもの

1.2.2 偽造した国際返信切手券

1.3 加盟国の郵政庁が発行する切手類と混同しやすいような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造しかつ配布する詐欺行為を禁止し

かつ抑圧すること。

1.4 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れることを防止し、かつ、必要があるときは、処

罰すること。ただし、この条約及び約定がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

第五十九条 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国の半数以上が出席していなければならない。

2 この条約の施行規則に関する議案であつて、大会議が郵便業務理事會にその決定を付託したものと及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、同理事會の理事會の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この条約に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1 第一部(第一条から第七条まで)、第二部(第八条から第十一条まで、第十三条、第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十四条から第二十六条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定に限る。)、第三部(第四十三條、第四十四條から第五十一条まで及び第五十五條の規定に限る。及び第五部(第五十八條から第六十條までの規定に限る。))並びにこの条約の最終議定書のすべての条の規定の改正に関する議案については、連合加盟国の半数以上の投票を条件として投票の三分の二以上

3.2 1.に規定する規定以外の規定の実質的な改正に関する議案については、連合加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数

3.3 次の議案については、投票の過半数

3.3.1 この条約の規定(3.1に規定する規定を除く。)の編集上の改正に関する議案

3.3.2 この条約及びこの条約の最終議定書の規定の解釈に関する議案

4 3.1の規定にかかわらず、加盟国は、提案された改正がその国内法令と矛盾する場合には、当該改正の通知の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第六十条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、千九百九十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。
以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、

国際事務局長に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所屬

1 条約第二条の規定は、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、バハレーン、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、連合王国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェイト、レソト、マレーシア、マラウイ、モリシヤス、ナウル、ナイジェリア、ニュー・ジラランド、ウガンダ、パプア・ニューギニア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナダ、セイント・エラ・レオーネ、シンガポール、セイシェル、シエラ・レオーネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、トウヴァル、ヴァヌアツ、イエメン、ザンビア及びジンバブエについては、適用しない。

2 条約第二条の規定は、受取人が自己あての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令により定めているデンマークについても、適用しない。

第二条 料金

1 条約第六條4の規定にかかわらず、カナダの郵政庁は、この条約及び約定に規定する料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合に、これを徴収することができる。

第三条 点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島及びトルコの郵政庁は、内国業務において点字郵便物につき郵便料金の免除を認めていないので、条約第七條4の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別料金を徴収する権能を有する。ただし、当該普通料金及び特別料金の額は、自国の内国業務におけるこれらの料金の額を超えることができない。

2 ドイツ、アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及び日本国の郵政庁は、条約第七條4の規定にかかわらず、自国の内国業務において点字郵便物につき適用している特別料金を徴収する権能を有する。

第四条 小形包装物

1 重量五百グラムを超える小形包装物の交換に参加する業務は、その交換を行うことのできないミャンマー及びパプア・ニューギニアの郵政庁については、適用しない。

第五条 印刷物の最大重量

1 条約第八條3.2の規定にかかわらず、カナダ及びアイルランドの郵政庁は、自国あての及び自国から発送する印刷物の最大重量の制限を二キログラムとすることができる。

第六条 書留のM郵袋

1 アメリカ合衆国及びカナダの郵政庁は、書留のM郵袋を引き受けないこと及び他国が発出するこのようなM郵袋を書留郵便物として取り扱わないことを認められる。

第七条 外国における通常郵便物の差出し

1 アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びギリシャの郵政庁は、自己が差し立てなかった郵便物を条約第二十五條4の規定により自己に返送する郵政庁から、関連する作業に係る費用に相当する金額を取り立てる権利を留保する。

2 カナダの郵政庁は、条約第二十五條4の規定にかかわらず、関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を少なくとも回収することができる。報酬を差出郵政庁から徴収する権利を留保する。

3 条約第二十五條4の規定は、名あて郵政庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名あて国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第二十五條4の規定は、名あて郵政庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、連合王国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュー・ジブラルダ、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額をこの条約及びこの条約の施行規則が大量郵便物について認める限度に制限する権利を留保する。

庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、連合王国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュー・ジブラルダ、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額をこの条約及びこの条約の施行規則が大量郵便物について認める限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、アルゼンティーン、ベナン、ブラジル、ブルキナ・ファソ、カメルーン、サイプラス、象牙海岸共和国、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イスラエル、イタリア、日本国、ジョルダン、レバノン、マリ、モリタニア、モナコ、ポルトガル、セネガル、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十五條の規定を完全に適用する権利を留保する。

第八条 禁制

1 レバノンの郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠寶、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。同郵政庁は、また、ガラス製品又はぜい弱な物品を包有する郵便物の盗取

又は損傷の場合の責任に関しては、条約第三十五條1の規定を厳格に遵守する義務を負わない。

2 ボリヴィア、中華人民共和国、イラク、ネパール及びウイグルの郵政庁は、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠寶、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。

3 ミャンマーの郵政庁は、同国の国内法令に抵触するため、条約第二十八條2に規定する貴重品を包有する保険付郵便物を引き受けない権利を留保する。

4 ネパールの郵政庁は、特別の取決めがない限り、紙幣及び硬貨を包有する書留郵便物又は保険付郵便物を引き受けない。

第九条 関税を課される物品

1 バングラデシュ及びエル・サルヴァドルの郵政庁は、条約第二十六條の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。

2 アフガニスタン、アルバニア、サウディ・アラビア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボディア、中央アフリカ、チリ、コロンビア、キューバ、エル・サルヴァドル、エストニア、エチオピア、イタリア、ネパール、ウズベキスタン、パナマ共和国、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、サン・マリノ、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びウエズエラの郵政庁は、条約第二十六條の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

3 ベナン、ブルキナ・ファソ、象牙海岸共和国、ジブティ、マリ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、セネガル、ウイエトナム及びイエメンの郵政庁は、条約第二十六條の規定に關連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急な必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十條 取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 条約第二十九條の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令により定めているアンティグア・バーブーダ、バハマ、バハレーン、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、ドミニカ、フィジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、連合王国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、イラク、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェイト、レソト、マレーシア、マラウイ、ミャンマー、ナウル、ナイジェリア、ニュー・ジブラント、ウガンダ、パプア・ニューギニア、朝鮮民主主義人民共和国、セント・クリストファー・ネイヴィー、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、西サモア、セイシェル、シエラ・レオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、トゥヴァル、

ヴァヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第二十九條の規定を適用する。

第十一條 調査請求

1 条約第三十條4の規定にかかわらず、サウディ・アラビア、カボ・ヴェルデ、ガボン、連合王国の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、モンゴル、ミャンマー、シリア・アラブ共和国、チャード及びザンビアの郵政庁は、調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 条約第三十條4の規定にかかわらず、アルゼンティン、スロヴァキア及びチェッコ共和国の郵政庁は、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、特別料金を徴収する権利を留保する。

第十二條 通関料

1 ガボンの郵政庁は、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十三條 郵政庁の責任

1 バングラデシュ、ベナン、ブルキナ・ファソ、コンゴ共和国、象牙海岸共和国、ジブティ、インド、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ネパール、ニジェール、セネガル、トーゴ及びトルコの郵政庁は、書留郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に關しては、条約第三十四條1の規定を適用しないことができる。

2 チリ、中華人民共和国及びコロンビアの郵政

庁は、条約の第三十四條1及び第三十五條1の規定にかかわらず、書留郵便物の亡失及びその内容品の全部の盗取又は全面的損傷についてのみ責任を負う。

3 条約第三十四條の規定にかかわらず、サウディ・アラビアの郵政庁は、条約第二十六條2に規定する物品を包有する郵便物の亡失及び損傷については、責任を負わない。

第十四條 郵政庁の免責

1 ポリヴィアの郵政庁は、条約第三十五條1の規定に關し、書留郵便物の盗取又は損傷の場合の責任については、遵守の義務を負わない。

第十五條 賠償金の支払

1 バングラデシュ、ポリヴィア、ギニア、メキシコ、ネパール及びナイジェリアの郵政庁は、条約第三十七條3の規定に關し、二箇月以内に問題を最終的に解決すること及び、差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁に対し、郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によつて保留され、没収され若しくは棄却され又は名あて国の法令に基づいて差し押さえられた旨を通知することについては、遵守の義務を負わない。

2 コンゴ共和国、ジブティ、ギニア、レバノン及びマダガスカルは、条約第三十七條3の規定に關し、調査請求を受けた事項を二箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、二箇月の期間を経過した後これらの郵政庁に代わつて他のいずれかの郵政庁が権利者に対して賠償を行うことも認めない。

第十六條 特別の継越料

1 ギリシャの郵政庁は、条約第四十八條1に規定する陸路継越料を三十パーセント及び海路継越料を五十パーセント引き上げる権利を留保する。

2 ロシア連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道によつて継越運送される通常郵便物に対しては、条約第四十八條1の表1の陸路継越料に加えて一キログラムごとに〇・六五SDRの特別の継越料を課することができる。

3 エジプト及びスーダンの郵政庁は、シャラル(エジプト)とワディ・ハルファ(スーダン)との間でナセル湖を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対しては、条約第四十八條1の継越料に加えて一個ごとに〇・一六SDRの特別の継越料を課することができる。

4 パナマ共和国の郵政庁は、太平洋側のバルボア港と大西洋側のクリストバル港との間でパナマ地峽を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対しては、条約第四十八條1の継越料に加えて一個ごとに〇・九八SDRの特別の継越料を課することができる。

5 パナマ共和国の郵政庁は、バルボア港又はクリストバル港において倉庫に入れられ又は積み換えられるすべての開袋に対して、陸路又は海路の継越料を受領していない場合には、例外的に、郵袋一個ごとに〇・六五SDRの料金を課することができる。

6 アフガニスタンの郵政庁は、条約第四十八條1の規定にかかわらず、運輸及び通信の手段についての特別の困難のため、暫定的に、開袋及

び開袋通常郵便物の自国を経由する継続しを関係郵政庁との間で特別に取り決める条件に従って行うことができる。

7 条約第四十八条1の規定にかかわらず、シリア・イラク自動車業務は、特別の継続料を課される特殊業務とみなす。

第十七条 国内航空運送料

1 サウディ・アラビア、バハマ、カーボ・ヴェルデ、コンゴ共和国、キューバ、ドミニカ共和国、エル・サルヴァドル、エクアドル、ガボン、ギリシャ、グアテマラ、ガイアナ、ホンデラス共和国、モンゴル、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島及びヴァヌアツの郵政庁は、条約第五十二條3の規定にかかわらず、自国内での国際開袋の航空路による送達について支払う費用を徴収する権利を留保する。

2 ミャンマーの郵政庁は、条約第五十二條3の規定にかかわらず、国際開袋が航空路によって送達されるか否かを問わず、自国内での国際開袋の送達について支払う費用を徴収する権利を留保する。

3 条約第五十二條の4及び5の規定にかかわらず、アメリカ合衆国、カナダ、イラン・イスラム共和国及びトルコの郵政庁は、いずれの郵政庁から受領する通常郵便物に対して費用又は内国料金を基礎として到着料を適用する場合であっても、当該通常郵便物に関する国内航空運送料を回収するために一定額を請求する権利を有する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局局長に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。

審査報告書

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

外務委員長 田村 秀昭

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便小包業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の小包郵便物に関する約定を更新しようとするものである。我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小包業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

小包郵便物に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

小包郵便物に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同意章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

第一部 序則

第一条 この約定の目的

1 この約定は、締約国の間における小包郵便業務を規律する。

2 この約定並びにこの約定の最終議定書及び施行規則においては、すべての小包郵便物について、「小包」という略称を用いる。

第二条 運送企業による業務の運営

1 この約定の締約国であつてその郵政庁が小包の運送を行っていないものは、運送企業にこの約定の規定を実施させる権能を有する。これらの締約国は、小包郵便業務を、運送企業によって運送が行われる地方から発出し又は当該地方にあつた小包に限定することができる。郵政庁は、この約定の実施について、責任を負う。

第二章 業務の提供

第三章 総則

第一条 原則

1 小包は、直接又は一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができる。一個の重量が十キログラムを超える小包の交換を行うか否かは、任意とする。ただし、一個の重量の最大限度は、三十一・五キログラムを超えてはならない。

2 航空路によって優先的に運送される小包は、「航空小包」という。

3 重量制限に関する例外、大きさの制限及び引受条件については、この約定の施行規則に定める。

第四条 重量単位

1 小包の重量は、キログラムで表示する。

第五条 主要料金

1 郵政庁は、差出人から徴収する主要料金を定める。

2 主要料金は、割当料金と関係を有するものとす。主要料金の合計額は、原則として、第三

十四条から第三十六条までの規定に基づき郵政庁が定める割当料金の合計額を超えてはならない。

第八条 航空増料金

- 1 郵政庁は、航空小包について徴収する航空増料金を定める。
- 2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係有するものとする。航空増料金の合計額は、原則として、当該費用の額を超えてはならない。
- 3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

第七条 特別料金

- 1 郵政庁は、次に掲げる料金について内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。
- 1.1 窓口通常取扱時間外の差出しの料金。この料金は、差出人から徴収する。
- 1.2 差出人の住所からの取集めの料金。この料金は、差出人から徴収する。
- 1.3 留め置き料。この料金は、名あて郵政庁が留め置き小包についてその交付の際に徴収する。差出人への返送又は転送の場合には、徴収額は、〇・四九SDRを超えることができない。
- 1.4 保管料。この料金は、所定の期間内に引き取られなかった小包(留め置きとされているか住所にあてられているかを問わない。)につき、配達を行う郵政庁が当該期間を超えて当該小包を保管した郵政庁のために徴収する。差出人への返送又は転送の場合には、徴

収額は、六・五三SDRを超えることができない。

- 2 小包が受取人の住所に通常配達される場合には、いかなる配達料も、受取人から徴収してはならない。小包が受取人の住所に通常配達されない場合には、到着通知書は、無料で配達されるべきである。この場合において、到着通知書への回答として受取人の住所への配達を選択される場合は、配達料を受取人から徴収することができる。この料金は、内国業務における料金と同額とすべきである。
- 3 不可抗力による危険を負担することを受諾する郵政庁は、保険付きとしない小包について、小包一個につき最高限〇・二〇SDRの不可抗力危険負担料を徴収することができる。保険付小包については、不可抗力危険負担料の額は、第十一条に定める。

第八条 料金の納付

- 1 小包については、郵便切手により又はその他の差出郵政庁の規則の認める方法により、料金が前納される。

第九条 郵便料金の免除

- 1 業務小包
 - 1.1 次の者の間で交換される郵便業務の事務用小包(この約定において「業務小包」という。)については、郵便料金を免除する。
 - 1.1.1 郵政庁の間
 - 1.1.2 郵政庁と国際事務局との間
 - 1.1.3 加盟国の郵便局の間

1.1.4 郵便局と郵政庁との間

- 1.2 郵便業務の事務用航空小包(国際事務局が差し出すものを除く。)については、航空増料金を支払わない。

2 捕虜及び被抑留文民の小包

- 2.1 条約に規定する捕虜及び機関が発受する小包(以下「捕虜・被抑留文民小包」という。)については、料金(航空増料金を除く。)を免除する。

第二章 特別業務

第十条 速達小包

- 1 郵政庁が速達業務を行っている国にあてて小包は、差出人の請求に応じ、配達局に到着した後でできる限り速やかに特別の配達人が住所に配達する。これらの小包は、「速達小包」という。
- 2 速達小包に対しては、最高限一・六三SDRの追加料金を課する。この料金は、完全に前納しなければならない。小包に代えて到着通知書のみを速達により配達する場合も同様とする。
- 3 速達による配達が特別の負担を与える場合には、名あて郵政庁は、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従って補充料金を徴収することができる。当該補充料金は、小包が転送され又は差出人に返送される場合にも、一・六三SDRを限度として、請求することができる。
- 4 受取人は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、自己あての小包を到着の後直ちに速達に よって配達するよう配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収する

ことができる。

第十一条 保険付小包

- 1 「保険付小包」とは、保険金額の表記を有する小包をいう。その交換は、保険付小包を引き受ける郵政庁の間においてのみ行われる。
- 2 郵政庁は、保険金額を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、四千SDRを下回ることができない。もっとも、内国業務において採用されている限度額が四千SDR未満である場合には、当該限度額を適用することができる。
- 3 保険付小包の料金は、主要料金、発送料及び保険料から成るものとし、前納される。もっとも、発送料の徴収は、任意とする。
- 3.1 主要料金には、場合により、航空増料金及び特別業務の料金を加算する。
- 3.2 発送料は、条約に定める書留料の額を超えてはならない。郵政庁は、定額の書留料に代えて、内国業務における対応する料金又は例外的に三・二七SDRを最高限度とする料金を徴収することができる。
- 3.3 保険料は、最高限、保険金額六十五・三四SDRごとに〇・三三SDR又は保険金額の各段階ごとに各段階の金額の〇・五パーセントに相当する額とする。
- 4 不可抗力による危険を負担することを受諾する郵政庁は、不可抗力危険負担料を徴収することができる。不可抗力危険負担料については、保険料との合計額が3の規定による最高限度額を超えないように定める。
- 5 郵政庁は、また、特別の安全措置が必要な場

合には、自国の法令により定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第十二条 代金引換小包

1 「代金引換小包」とは、代金の取立てを要する小包であつて代金引換郵便物に関する約定に定めるものをいう。代金引換小包の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取決めを必要とする。

第十三条 せい弱な小包及び取扱困難な小包

1 「せい弱な小包」とは、壊れやすく、かつ、取扱いに特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

2 「取扱困難な小包」とは、大きさがこの約定の施行規則に定める制限又は郵政庁が相互間で定める制限を超える小包をいう。

3 形態上又は構造上の理由により、他の小包と共に荷積みすることが容易でない小包及び特別の注意を必要とする小包も、「取扱困難な小包」という。

4 せい弱な小包及び取扱困難な小包に対しては、主要料金の五十パーセントに相当する額を最高限度とする料金を追加料金として課するものとし、せい弱かつ取扱困難な小包についても同様とする。ただし、これらの小包に係る航空増料金については、このような追加料金は認められない。

5 せい弱な小包及び取扱困難な小包の交換は、これらの小包を引き受ける郵政庁の間においてのみ行われる。

第十四条 小包のための集合業務

1 郵政庁は、相互間で、一の差出人から外国にあてて多量に差し出される小包のための集合業務(任意の業務とし、「コンサイメント」と称する。)に参加することを取り決めることができる。

2 小包のための集合業務は、できる限り、CONSIGNMENTという青色の文字及び三本の水平な筋(赤色、青色及び緑色各一本ずつ)から成る次の意匠により識別する。

CONSIGNMENT

3 小包のための集合業務の詳細は、郵便業務理事會が定める規定に基づき、差出郵政庁と名あて郵政庁との二国間で定める。

第十五条 受取通知

1 小包の差出人は、条約に定める条件に従つて

受取通知の請求を行うことができる。もっとも、郵政庁は、内国制度において定められている場合には、受取通知の業務を保険付小包に限定することができる。

2 受取通知料は、最高限〇・九八SDRとする。

第十六条 料金・課金別納小包

1 同意を表明した郵政庁の間の関係においては、差出人は、差出局にあらじめ申し出ることににより、小包の配達の際に課される料金及び課金の全額を負担することができる。この小包を料金・課金別納小包という。

2 差出人は、名あて局が請求する金額を納付することを約束し、また、必要があるときは暫定的な金額を納付する。

3 差出郵政庁は、小包一個につき最高限〇・九八SDRの料金を差出人から徴収し、これを自国内で提供する業務の報酬として取得する。

4 名あて郵政庁は、小包一個につき、最高限〇・九八SDRの手数料を課することができる。この手数料は、通関料とは別のものとし、名あて郵政庁のために差出人から徴収する。

第十七条 船積通知

1 船積通知の業務を行うことを受諾した郵政庁の間の関係においては、差出人は、自己に船積通知書を送付することを請求することができる。

2 船積通知料は、小包一個につき最高限〇・三六SDRとする。

第三章 特別規定

第十八条 禁制

1 次の物品は、すべての種類の小包に入れてはならない。

1.1 その性質上又はその包装のために取扱者に危害を及ぼし又は他の小包若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品

1.2 麻薬及び向精神薬

1.3 現実のかつ対人的な通信の性質を有する書類並びに差出人及び受取人(これらの者の同居人を含む。)以外の者の間で交換される各種類の通常郵便物

1.4 生きた動物。ただし、郵便による運送が関係国の郵便規則によって認められる場合は、この限りでない。

1.5 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質

1.6 放射性物質

1.7 わいせつな又は不道徳な物品

1.8 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

2 保険付小包業務を行う二国の間で交換される小包であつて保険付とされないものについては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価値証券、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を入れてはならない。更に、郵政庁は、保険付とされた又は保険付とされない小包であつて、自国の領域から発送され若しくは自国の領域に到着するもの又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越されるものに金の地金を入れることを禁止し、及び当該小包の内容品を一定の実価以下のものに限定する権能を有する。

3 禁制に対する例外及び誤って引き受けられた小包の取扱ひについては、この約定の施行規則

に定める。ただし、1.2及び1.5から1.7までに掲げる物品を包有する小包は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。

第十九条 転送

1 受取人の住所変更による小包の転送は、名あて国内においても、また、名あて国外へも行うことができる。第二十一条の規定に基づくあて名の変更若しくは訂正による転送の場合にも、同様とする。

2 差出人は、転送を禁止することができる。

3 内国業務において転送請求料を徴収する郵政庁は、国際業務においてもこれと同額の料金を徴収することができる。

4 転送に関する条件については、この約定の施行規則に定める。

第二十条 配達及び配達不能の小包

1 小包は、原則として、できる限り速やかに、かつ、名あて国の法令の定めるところにより受取人に配達する。小包の保管期間については、この約定の施行規則に定める。小包が住所に配達されない場合には、不可能でない限り、受取人に対し遅滞なく小包の到着を通知する。

2 配達不能の小包又は職権により保留される小包については、この約定の施行規則に規定する取扱いの範囲内において差出人が与える指示に従う。

3 配達不能通知書が作成される場合には、最高限〇・六五SDRの当該配達不能通知書に対する返信の料金を徴収することができる。同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する配達不能通知書に対する返信については、一個分のみの料金を徴収する。返信が電気通信によって送達される場合には、この料金に所要の料金を加える。

4 配達不能の小包は、差出人の居住する国に返送する。返送に関する条件については、この約定の施行規則に定める。

5 受取人に配達することのできなかった小包については、差出人が放棄した場合には、名あて郵政庁が自国の法令の定めるところにより取り扱う。

6 小包の内容及物は、損壊又は腐敗の差し迫ったおそれがある場合にのみ、予告なしにかつ司法上の手続を経ることなく直ちに売却することができる。その売却は、権利者のために行われ、また、往路又は復路の途中においても行われる。売却が不可能である場合には、損壊し又は腐敗した物品は、棄却する。

第二十一条 取戻し及び差出人の請求によるあて名の変更又は訂正

1 小包の差出人は、条約に定める条件に従い、小包の返送又は小包のあて名の変更を請求することができる。差出人は、新たな運送について

必要とされる金額の納付を保証しなければならない。もっとも、郵政庁は、内国制度において認めない場合には、1の請求を認めない権能を有する。

3 差出人は、各請求につき最高限一・三三SDRの取戻請求料、あて名変更請求料又はあて名訂正請求料を納付する。請求が電気通信によって送達される場合には、この料金に所要の料金を加える。

第二十二条 調査請求

1 調査請求は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り認められる。この期間内において、調査請求は、差出人又は受取人が問題を通報する場合には、直ちに受理される。ただし、差出人による調査請求が小包の不着に関するものであり、かつ、当該小包の予定された送達期間が満了していないときは、差出人に対し当該期間を通報すべきである。

2 調査請求の料金は、無料とする。ただし、電気通信手段又はEMSによる調査請求の送達を利用者の請求に応じ行った場合には、これらの手段又はEMSの料金に相当する料金を徴収することができる。

3 郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された小包に関する調査請求を受理する義務を負う。

4 普通小包と保険付小包とは、別個の調査請求の対象とする。

第四章 税関に関する事項

第二十三条 税関検査

1 差出国の郵政庁及び名あて国の郵政庁は、自国の法令の定めるところにより、小包を税関検査に付することができる。

第二十四条 通関料

1 差出国において税関検査に付される小包に対しては、小包一個につき最高限〇・六五SDRの通関料を課することができる。その徴収については、原則として、小包の差出しの際に行う。

2 名あて国において税関検査に付される小包に対しては、小包一個につき最高限三・二七SDRの通関料を課することができる。この料金は、関税その他同様の性質を有する課金を課された小包の税関への交付及び通関についてのみ徴収される。その徴収については、特別の合意がない場合には、受取人への小包の配達の際に行う。ただし、料金・課金別納小包に関しては、当該通関料は、差出郵政庁が名あて郵政庁のために徴収する。

第二十五条 関税その他の課金

1 名あて郵政庁は、自国において小包に課される課金、特に関税を受取人から徴収することができる。

第五章 責任

第二十六条 郵政庁の責任及び賠償金

1 郵政庁は、小包に関しては、次条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。

2 郵政庁は、不可抗力による危険を負担することとを約束することができる。	3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかった利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、次の金額を超えることができない。	3.1 保険付小包については、保険金額のSDRによる額	3.2 その他の小包については、小包一個ごとに四十SDR及び重量一キログラムごとに四・五〇SDRとして計算し、その結果を合計して得られる額	4 郵政庁は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに百三十SDRの額を相互に適用することを取り決めることができる。	5 賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における当該小包の内容及同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該内容品の通常の価値を基礎として計算する。	6 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、納付した料金(保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した小包に関しても、当該不良状態が	郵便業務によって生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。	7 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、納付した料金(保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。	8 内容品が盗取され又は損傷した小包が配達された後は、3の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。	9 差出郵政庁は、保険付とされない小包につき、自国の差出人に対し、自国の法令により定める賠償金を、その額が3.2に定める賠償金の額を下回らないことを条件として、支払う権能を有する。名あて郵政庁が受取人に対し賠償金を支払う場合にも、同様とする。ただし、次の場合には、3.2に定める金額を適用する。	9.1 責任郵政庁に対し求償する場合	9.2 差出人が自己の権利を受取人のために放棄する場合又は受取人が自己の権利を差出人のために放棄する場合	1 郵政庁は、小包であつて、これと同種の郵便物について自己の規則により定める条件に従つて配達したものである場合には、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。	1.1 内容品の盗取又は損傷が小包の配達の前に	又は配達の際に確認された場合	1.2 郵政庁の規則が認められる場合において、内容品が盗取され又は損傷した小包の配達を受ける際に受取人(返送の場合には、差出人が留保を付したとき。	1.3 受取人(返送の場合には、差出人)が、小包を正規に受領した場合においても、当該小包を配達した郵政庁に対し損害を発生した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の際に生じたものでないことを立証したとき。	2 郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。	2.1 前条2の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力によるとき。	2.2 郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために小包について説明することができない場合	2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合	2.4 小包が第十八条の禁制に抵触する内容品を包有しているために権限のある当局によって没収され又は棄却された場合	2.5 小包が名あての国の法令に基づいて差し押さへられた場合にその旨を名あての国の郵政庁が通告したとき。	2.6 保険付小包につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合	2.7 差出人が小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に調査請求を行わなかった場合	2.8 小包が捕虜・被抑留文民小包である場合	3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのよう)に記載されているかを問わない。について、及び税関検査に付される小包の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。	第二十八条 差出人の責任	1 小包の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより又は小包の引受条件を遵守しなかったことにより他の郵便物に与えたすべての損害について責任を負う。	2 差出人は、郵政庁が負う責任の限度まで責任を負う。	3 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた小包を引き受けた場合においても、責任を負う。	4 もっとも、差出人は、郵政庁又は運送事業者に過失又は怠慢があつた場合には、責任を負わない。	第二十九条 賠償金の支払	1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁が負う。もっとも、責任郵政庁に対する求償権は、書されない。	2 差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利を差出人のために放棄することがで
---	--	------------------------------------	--	---	--	---	---	--	--	--	---------------------------	---	--	--------------------------------	-----------------------	--	--	-------------------------------	---	--	--	---	---	---	--	-------------------------------	--	---------------------	--	-----------------------------------	--	---	---------------------	---	---

平成七年四月二十六日 参議院会議録第十九号(その二) 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

きる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

3 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、運送に参加した郵政庁が正規に照会を受けた後二箇月を経過する時までに、問題を最終的に解決しない場合又は次のいずれかのことについて通知しなかった場合には、権利者に対し、当該運送に参加した郵政庁に代わって賠償を行うことができる。

3.1 損害が不可抗力によるものであると思われること。

3.2 小包がその内容品の性質のために権限のある当局によって保留され、没収され若しくは棄却され、又は名あて国の法令に基づいて差し押えられたこと。

4 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、調査請求用紙の記載が不十分であり、かつ、追加の情報を得るため返送が必要であることにより3に規定する期間を経過した場合にも、権利者に対し賠償を行うことができる。

第三十条 差出人又は受取人からの賠償

金の回収

1 亡失したものとときに認められた小包又は小包の一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、支払われた賠償金の返付と引換えに三箇月以内に当該小包を受け取ることができる旨を通知す

る。三箇月以内に差出人(又は受取人)が当該小包の交付を請求しない場合には、受取人(又は差出人)に対して同様の措置をとる。

2 差出人及び受取人が小包を受け取ったことを放棄した場合には、小包は、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

3 保険付小包が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価値のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該支払われた賠償金を返付する。当該保険付小包については、当該差出人又は当該受取人に交付する。この場合には、保険金額の詐欺表記に対する措置をとることを妨げない。

第三章 郵政庁間の関係

第一章 小包郵便物の取扱い

第三十一条 業務の質に関する目標

1 名あて郵政庁は、自国あての航空小包の処理のための時間を定める。その時間については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。

2 名あて郵政庁は、また、できる限り、自国あての平路面路小包の処理のための時間を定める。

3 差出郵政庁は、名あて郵政庁が定める時間を考慮して、外国あての航空小包及び平路面路小包のための業務の質に関する目標を定める。

4 郵政庁は、自己が定める業務の質に関する目

標についてどの程度達成されているかを確認する。

第三十二条 小包の交換

1 小包の交換については、この約定の施行規則に定めるところにより行う。

第二章 責任についての取扱い

第三十三条 郵政庁の間における責任の決定

1 小包を異議なく受け取り、かつ、調査に役立つすべての所定の資料を受領した郵政庁は、当該小包を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に送達したことを立証することができない場合には、反証が提示される時まで責任を負う。

2 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。もっとも、普通小包の場合において賠償金の額が重量一キログラムの一の小包について第二十六条3.2の規定に従って計算する額を超えないときは、賠償金の額は、仲介郵政庁を除き、差出郵政庁及び名あて郵政庁が平等に分担する。

3 保険付小包に関しては、郵政庁は、いかなる場合にも、自己の採用する保険金額の最高限度額を超えて他の郵政庁に対し責任を負うことはない。

4 保険付小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が、保険付小包業務を行わない仲介郵政庁若しくは損害額よりも低い保険金額の最高限度額を採用している仲介郵政庁の属する国の領域において又はこれらの仲介郵政庁の業務において生じた場合には、差出郵政庁は、当該仲介郵政庁が負担しない損害を負担する。この4の規定は、損害の金額が、仲介郵政庁が採用する保険金額の最高限度額よりも高い場合にも適用する。

5 4の規定は、自己が利用する船舶内又は航空機内にある保険付小包についての責任を認めない締約国の郵政庁の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた場合には、海路又は航空路による運送について適用する。ただし、当該郵政庁は、保険付小包の閉鎖継続については、保険付きとされない小包について定められている責任を負う。

6 徴収が免除されなかった関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う郵政庁が負担する。

7 賠償金を支払った郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権につき、当該賠償金の額を限度として、当該賠償金を受け取った者に代位する。

第三章 割当料金及び航空運送料

第三十四条 到着の陸路割当料金

1 二の郵政庁の間で交換される小包に対しては、一個ごとに、小包一個ごとに二・八五SDR及び閉袋の総重量一キログラムごと〇・二

は、一個ごとに、小包一個ごとに二・八五SDR及び閉袋の総重量一キログラムごと〇・二

は、一個ごとに、小包一個ごとに二・八五SDR及び閉袋の総重量一キログラムごと〇・二

ハ S D R のガイドライン料金を適用して計算した各国別の到着の陸路割当料金を課する。

2 郵政庁は、1 に定めるガイドライン料金を考慮して、到着の陸路割当料金を自己の業務の費用と関係有するよう定める。

3 1 及び 2 に定める陸路割当料金については、この約定に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

4 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

第三十五条 陸路の陸路割当料金

1 他の郵政庁の陸路業務によって二の郵政庁の間又は同一国の二の郵便局の間で交換される小包に対しては、自国の業務が陸路運送に参加する各国のため、次の表に定める小包一個ごと及び重量一キログラムごとの距離段階に応じた料金を適用して計算し、その結果を合計して得られる陸路の陸路割当料金を課する。

距離段階	小包一個ごとの料金 (単位 S D R)	開袋の総重量一キログラムごとの料金 (単位 S D R)
1 六〇〇キロメートルまで 六〇〇キロメートルを超え一、〇〇〇キロメートルまで 一、〇〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまで 二、〇〇〇キロメートルを超えるとき	2 〇・七七 〇・七七 〇・七七 〇・七七	3 〇・二九 〇・二九 〇・二九 〇・二九

2 仲介郵政庁は、開袋総重量小包につき、一個ごとに〇・四〇 S D R の単一の割当料金を請求することができる。

3 1 及び 2 に定める陸路割当料金については、この約定に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

4 郵便業務理事会は、大会議から大会議までの間において、1 の表に掲げる料金を改正すること

とができる。その改正は、陸路業務を実施する郵政庁に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、同理事会が定める日に効力を生ずる。

5 次の運送については、陸路の陸路割当料金を課さない。

5.1 同一都市の二の空港の間における航空開袋

の積換運送

5.2 いずれかの都市の空港と当該都市にある倉庫との間における、航空開袋の積換のための往路及び復路の運送

第三十六条 海路割当料金

1 自国の業務が小包の海路運送に参加する国は、2 に定める海路割当料金を請求することが

できる。これらの海路割当料金については、この約定に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

2 海路割当料金は、利用される各海運業務につき、次の表に定める小包一個ごと及び重量一キログラムごとの距離段階に応じた料金を適用して計算し、その結果を合計して得る。

距離段階	小包一個ごとの料金 (単位 S D R)	開袋の総重量一キログラムごとの料金 (単位 S D R)
(a) 海里による表示	(b) キロメートルによる表示 (一海里を一・八五二キロメートルとする換算による)	
五〇〇海里まで	九二六キロメートルまで	〇・五八
五〇〇海里を超え一、〇〇〇海里まで	九二六キロメートルを超え一、〇〇〇海里まで	〇・五八
一、〇〇〇海里を超え二、〇〇〇海里まで	一、八五二キロメートルまで	〇・五八
二、〇〇〇海里を超え三、〇〇〇海里まで	一、八五二キロメートルを超え三、〇〇〇海里まで	〇・五八
三、〇〇〇海里を超え四、〇〇〇海里まで	三、七〇四キロメートルまで	〇・五八
四、〇〇〇海里を超え五、〇〇〇海里まで	三、七〇四キロメートルを超え五、〇〇〇海里まで	〇・五八
五、〇〇〇海里を超え六、〇〇〇海里まで	五、五五六キロメートルまで	〇・五八
六、〇〇〇海里を超え七、〇〇〇海里まで	五、五五六キロメートルを超え七、〇〇〇海里まで	〇・五八
七、〇〇〇海里を超え八、〇〇〇海里まで	七、四〇八キロメートルまで	〇・五八
八、〇〇〇海里を超え九、〇〇〇海里まで	七、四〇八キロメートルを超え九、〇〇〇海里まで	〇・五八
九、〇〇〇海里を超え一〇、〇〇〇海里まで	九、二六〇キロメートルまで	〇・五八
一〇、〇〇〇海里を超え一一、〇〇〇海里まで	九、二六〇キロメートルを超え一一、〇〇〇海里まで	〇・五八
一一、〇〇〇海里を超え一二、〇〇〇海里まで	一一、一一二キロメートルまで	〇・五八
一二、〇〇〇海里を超え一三、〇〇〇海里まで	一一、一一二キロメートルを超え一三、〇〇〇海里まで	〇・五八
一三、〇〇〇海里を超え一四、〇〇〇海里まで	一三、八四四キロメートルまで	〇・五八
一四、〇〇〇海里を超え一五、〇〇〇海里まで	一三、八四四キロメートルを超え一五、〇〇〇海里まで	〇・五八
一五、〇〇〇海里を超え一六、〇〇〇海里まで	一五、八二六キロメートルまで	〇・五八
一六、〇〇〇海里を超え一七、〇〇〇海里まで	一五、八二六キロメートルを超え一七、〇〇〇海里まで	〇・五八
一七、〇〇〇海里を超え一八、〇〇〇海里まで	一七、六四八キロメートルまで	〇・五八
一八、〇〇〇海里を超え一九、〇〇〇海里まで	一七、六四八キロメートルを超え一九、〇〇〇海里まで	〇・五八
一九、〇〇〇海里を超え二〇、〇〇〇海里まで	一九、五二〇キロメートルまで	〇・五八
二〇、〇〇〇海里を超え二一、〇〇〇海里まで	一九、五二〇キロメートルを超え二一、〇〇〇海里まで	〇・五八
二一、〇〇〇海里を超え二二、〇〇〇海里まで	二一、三九二キロメートルまで	〇・五八
二二、〇〇〇海里を超え二三、〇〇〇海里まで	二一、三九二キロメートルを超え二三、〇〇〇海里まで	〇・五八
二三、〇〇〇海里を超え二四、〇〇〇海里まで	二三、二六四キロメートルまで	〇・五八
二四、〇〇〇海里を超え二五、〇〇〇海里まで	二三、二六四キロメートルを超え二五、〇〇〇海里まで	〇・五八
二五、〇〇〇海里を超え二六、〇〇〇海里まで	二五、一三六キロメートルまで	〇・五八
二六、〇〇〇海里を超え二七、〇〇〇海里まで	二五、一三六キロメートルを超え二七、〇〇〇海里まで	〇・五八
二七、〇〇〇海里を超え二八、〇〇〇海里まで	二七、〇〇八キロメートルまで	〇・五八
二八、〇〇〇海里を超え二九、〇〇〇海里まで	二七、〇〇八キロメートルを超え二九、〇〇〇海里まで	〇・五八
二九、〇〇〇海里を超え三〇、〇〇〇海里まで	二八、八八〇キロメートルまで	〇・五八
三〇、〇〇〇海里を超え三一、〇〇〇海里まで	二八、八八〇キロメートルを超え三一、〇〇〇海里まで	〇・五八
三一、〇〇〇海里を超え三二、〇〇〇海里まで	三〇、七五二キロメートルまで	〇・五八
三二、〇〇〇海里を超え三三、〇〇〇海里まで	三〇、七五二キロメートルを超え三三、〇〇〇海里まで	〇・五八
三三、〇〇〇海里を超え三四、〇〇〇海里まで	三二、六二四キロメートルまで	〇・五八
三四、〇〇〇海里を超え三五、〇〇〇海里まで	三二、六二四キロメートルを超え三五、〇〇〇海里まで	〇・五八
三五、〇〇〇海里を超え三六、〇〇〇海里まで	三四、四九六キロメートルまで	〇・五八
三六、〇〇〇海里を超え三七、〇〇〇海里まで	三四、四九六キロメートルを超え三七、〇〇〇海里まで	〇・五八
三七、〇〇〇海里を超え三八、〇〇〇海里まで	三六、三六八キロメートルまで	〇・五八
三八、〇〇〇海里を超え三九、〇〇〇海里まで	三六、三六八キロメートルを超え三九、〇〇〇海里まで	〇・五八
三九、〇〇〇海里を超え四〇、〇〇〇海里まで	三八、二四〇キロメートルまで	〇・五八
四〇、〇〇〇海里を超え四一、〇〇〇海里まで	三八、二四〇キロメートルを超え四一、〇〇〇海里まで	〇・五八
四一、〇〇〇海里を超え四二、〇〇〇海里まで	四〇、一一二キロメートルまで	〇・五八
四二、〇〇〇海里を超え四三、〇〇〇海里まで	四〇、一一二キロメートルを超え四三、〇〇〇海里まで	〇・五八
四三、〇〇〇海里を超え四四、〇〇〇海里まで	四一、九八四キロメートルまで	〇・五八
四四、〇〇〇海里を超え四五、〇〇〇海里まで	四一、九八四キロメートルを超え四五、〇〇〇海里まで	〇・五八
四五、〇〇〇海里を超え四六、〇〇〇海里まで	四三、八五六キロメートルまで	〇・五八
四六、〇〇〇海里を超え四七、〇〇〇海里まで	四三、八五六キロメートルを超え四七、〇〇〇海里まで	〇・五八
四七、〇〇〇海里を超え四八、〇〇〇海里まで	四五、七二八キロメートルまで	〇・五八
四八、〇〇〇海里を超え四九、〇〇〇海里まで	四五、七二八キロメートルを超え四九、〇〇〇海里まで	〇・五八
四九、〇〇〇海里を超え五〇、〇〇〇海里まで	四七、六〇〇キロメートルまで	〇・五八
五〇、〇〇〇海里を超え五一、〇〇〇海里まで	四七、六〇〇キロメートルを超え五一、〇〇〇海里まで	〇・五八
五一、〇〇〇海里を超え五二、〇〇〇海里まで	四九、四七二キロメートルまで	〇・五八
五二、〇〇〇海里を超え五三、〇〇〇海里まで	四九、四七二キロメートルを超え五三、〇〇〇海里まで	〇・五八
五三、〇〇〇海里を超え五四、〇〇〇海里まで	五一、三四四キロメートルまで	〇・五八
五四、〇〇〇海里を超え五五、〇〇〇海里まで	五一、三四四キロメートルを超え五五、〇〇〇海里まで	〇・五八
五五、〇〇〇海里を超え五六、〇〇〇海里まで	五三、二一六キロメートルまで	〇・五八
五六、〇〇〇海里を超え五七、〇〇〇海里まで	五三、二一六キロメートルを超え五七、〇〇〇海里まで	〇・五八
五七、〇〇〇海里を超え五八、〇〇〇海里まで	五五、〇八八キロメートルまで	〇・五八
五八、〇〇〇海里を超え五九、〇〇〇海里まで	五五、〇八八キロメートルを超え五九、〇〇〇海里まで	〇・五八
五九、〇〇〇海里を超え六〇、〇〇〇海里まで	五六、九六〇キロメートルまで	〇・五八
六〇、〇〇〇海里を超え六一、〇〇〇海里まで	五六、九六〇キロメートルを超え六一、〇〇〇海里まで	〇・五八
六一、〇〇〇海里を超え六二、〇〇〇海里まで	五八、八三二キロメートルまで	〇・五八
六二、〇〇〇海里を超え六三、〇〇〇海里まで	五八、八三二キロメートルを超え六三、〇〇〇海里まで	〇・五八
六三、〇〇〇海里を超え六四、〇〇〇海里まで	六〇、七〇四キロメートルまで	〇・五八
六四、〇〇〇海里を超え六五、〇〇〇海里まで	六〇、七〇四キロメートルを超え六五、〇〇〇海里まで	〇・五八
六五、〇〇〇海里を超え六六、〇〇〇海里まで	六二、五七六キロメートルまで	〇・五八
六六、〇〇〇海里を超え六七、〇〇〇海里まで	六二、五七六キロメートルを超え六七、〇〇〇海里まで	〇・五八
六七、〇〇〇海里を超え六八、〇〇〇海里まで	六四、四四八キロメートルまで	〇・五八
六八、〇〇〇海里を超え六九、〇〇〇海里まで	六四、四四八キロメートルを超え六九、〇〇〇海里まで	〇・五八
六九、〇〇〇海里を超え七〇、〇〇〇海里まで	六六、三二〇キロメートルまで	〇・五八
七〇、〇〇〇海里を超え七一、〇〇〇海里まで	六六、三二〇キロメートルを超え七一、〇〇〇海里まで	〇・五八
七一、〇〇〇海里を超え七二、〇〇〇海里まで	六八、一九二キロメートルまで	〇・五八
七二、〇〇〇海里を超え七三、〇〇〇海里まで	六八、一九二キロメートルを超え七三、〇〇〇海里まで	〇・五八
七三、〇〇〇海里を超え七四、〇〇〇海里まで	七〇、〇六四キロメートルまで	〇・五八
七四、〇〇〇海里を超え七五、〇〇〇海里まで	七〇、〇六四キロメートルを超え七五、〇〇〇海里まで	〇・五八
七五、〇〇〇海里を超え七六、〇〇〇海里まで	七一九、九三六キロメートルまで	〇・五八
七六、〇〇〇海里を超え七七、〇〇〇海里まで	七一九、九三六キロメートルを超え七七、〇〇〇海里まで	〇・五八
七七、〇〇〇海里を超え七八、〇〇〇海里まで	八一、八〇八キロメートルまで	〇・五八
七八、〇〇〇海里を超え七九、〇〇〇海里まで	八一、八〇八キロメートルを超え七九、〇〇〇海里まで	〇・五八
七九、〇〇〇海里を超え八〇、〇〇〇海里まで	八三、六八〇キロメートルまで	〇・五八
八〇、〇〇〇海里を超え八一、〇〇〇海里まで	八三、六八〇キロメートルを超え八一、〇〇〇海里まで	〇・五八
八一、〇〇〇海里を超え八二、〇〇〇海里まで	八五、五五二キロメートルまで	〇・五八
八二、〇〇〇海里を超え八三、〇〇〇海里まで	八五、五五二キロメートルを超え八三、〇〇〇海里まで	〇・五八
八三、〇〇〇海里を超え八四、〇〇〇海里まで	八七、四二四キロメートルまで	〇・五八
八四、〇〇〇海里を超え八五、〇〇〇海里まで	八七、四二四キロメートルを超え八五、〇〇〇海里まで	〇・五八
八五、〇〇〇海里を超え八六、〇〇〇海里まで	八九、二九六キロメートルまで	〇・五八
八六、〇〇〇海里を超え八七、〇〇〇海里まで	八九、二九六キロメートルを超え八七、〇〇〇海里まで	〇・五八
八七、〇〇〇海里を超え八八、〇〇〇海里まで	九一、一六八キロメートルまで	〇・五八
八八、〇〇〇海里を超え八九、〇〇〇海里まで	九一、一六八キロメートルを超え八九、〇〇〇海里まで	〇・五八
八九、〇〇〇海里を超え九〇、〇〇〇海里まで	九三、〇四〇キロメートルまで	〇・五八
九〇、〇〇〇海里を超え九一、〇〇〇海里まで	九三、〇四〇キロメートルを超え九一、〇〇〇海里まで	〇・五八
九一、〇〇〇海里を超え九二、〇〇〇海里まで	九四、九一二キロメートルまで	〇・五八
九二、〇〇〇海里を超え九三、〇〇〇海里まで	九四、九一二キロメートルを超え九三、〇〇〇海里まで	〇・五八
九三、〇〇〇海里を超え九四、〇〇〇海里まで	九六、七八四キロメートルまで	〇・五八
九四、〇〇〇海里を超え九五、〇〇〇海里まで	九六、七八四キロメートルを超え九五、〇〇〇海里まで	〇・五八
九五、〇〇〇海里を超え九六、〇〇〇海里まで	九八、六五六キロメートルまで	〇・五八
九六、〇〇〇海里を超え九七、〇〇〇海里まで	九八、六五六キロメートルを超え九七、〇〇〇海里まで	〇・五八
九七、〇〇〇海里を超え九八、〇〇〇海里まで	一〇〇、五二八キロメートルまで	〇・五八
九八、〇〇〇海里を超え九九、〇〇〇海里まで	一〇〇、五二八キロメートルを超え九九、〇〇〇海里まで	〇・五八
九九、〇〇〇海里を超え一〇〇、〇〇〇海里まで	一〇二、四〇〇キロメートルまで	〇・五八
一〇〇、〇〇〇海里を超え一〇一、〇〇〇海里まで	一〇二、四〇〇キロメートルを超え一〇一、〇〇〇海里まで	〇・五八

3 郵政庁は、2の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権能を有する。郵政庁は、任意に、海路割当料金を引き下げることができる。	則に定める。 第四章 雑則 第三十九条 情報提供、書類の保存及び用紙	には、この約定の締約国である加盟国であって大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならない。	ことができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。 第四十三条 この約定の効力発生及び有効期間
4 郵便業務理事会は、大会議から大会議までの間において、2の表に掲げる料金を改正することができる。その改正は、継続業務を実施する郵政庁に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、同理事会が定める日に効力を生ずる。	1 郵便業務の実施に関する情報提供、書類の保存及び使用すべき用紙に関する規定については、この約定の施行規則に定める。 第四十条 この約定の締約国でない国から発出し又はこれらの国にあつた小包	2 この約定の施行規則に関する議案であつて、大会議が郵便業務理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である同理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。	1 この約定は、千九百九十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。 以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。
第三十七条 割当料金の割当て 1 割当料金は、原則として小包一個ごとに関係郵政庁に割り当てる。 2 業務小包及び捕虜・被抑留文民小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。	1 この約定の締約国の郵政庁であつて締約国でない国の郵政庁と小包の交換を行うものは、当該締約国でない国の郵政庁の反対がない限り、すべての締約国の郵政庁に対し当該締約国でない国の郵政庁との関係を利用することを認める。 第四十一条 条約の適用	3 この約定に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。 3.1 規定の追加又はこの約定及びこの約定の最終議定書の規定の実質的な改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の三分の二以上	小包郵便物に関する約定の最終議定書 下名の全権委員は、本日付けで作成された小包郵便物に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。 千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。
第三十八条 航空運送料 1 航空運送に関する勘定の郵政庁間の決済について適用する基本料金は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金は、条約の施行規則に規定する方式に従って国際事務局が計算する。	1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。 第四部 最終規定 第四十二条 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案の承認の条件	3.2 次の議案については、投票の過半数 3.2.1 この約定及びこの約定の最終議定書の規定の解釈に関する議案 3.2.2 2.2に規定する文書の規定の編集上の改正に関する議案	1 約定第三条1の規定にかかわらず、カナダの郵政庁は、自国あての及び自国から発送する小包の最大重量の制限を三十キログラムとすることができる。
2 二以上の異なる航空業務によって引き続き運送される航空小包の同一空港における積換えについては、無報酬で行う。	1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際	4 3.1の規定にかかわらず、締約国は、提案された改正又は追加がその国内法令と矛盾する場合には、当該改正又は追加の通知の日から起算して九十日以内に、当該改正又は追加を受諾する	第二条 保険付小包 1 スウェーデンの郵政庁は、約定第十一条に規定する保険付小包の業務を、同条及びこの約定
3 開袋の航空運送料及び開袋継続航空小包の航空運送料の計算については、この約定の施行規則			

の施行規則の関連規定に定める条件と異なる条件に従って利用者に提供する権利を留保する。

第三条 受取通知

1 カナダの郵政庁は、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、約定第十五条の規定を適用しないことができる。

第四条 禁制

1 カナダ、ミャンマー及びザンビアの郵政庁は、自己の規則が約定第十八条2の規定に抵触するため、同条2に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2 レバノンの郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証書、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれと同様の物品並びにぜい弱な物品を包有する小包を引き受けない。同郵政庁は、約定の第二十六条、第二十七条及び第三十三条の規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人私有証書を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4 ガーナの郵政庁は、通用している硬貨及び紙

幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5 サウディ・アラビアの郵政庁は、約定第十八条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けないことができる。

- 5.1 権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品
- 5.2 消火のための製品及び液状の化学物質
- 5.3 イスラム教の原理に反する物品

第五条 取戻し及び差出人の請求による

あて名の変更又は訂正

1 エル・サルヴァドル、パナマ共和国及びウェネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、約定第二十一条の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第六条 調査請求

1 アフガニスタン、サウディ・アラビア、カーボ・ヴェルデ、コンゴ共和国、ガボン、イラン・イスラム共和国、モンゴル、ミャンマー、スリナム、シリア・アラブ共和国及びザンビアの郵政庁は、調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンティン、スロヴァキア及びチェッコ共和国の郵政庁は、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、特別料金を徴収する

権利を留保する。

第七条 通関料

1 コンゴ共和国、ガボン及びザンビアの郵政庁は、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第八条 損害賠償

1 次に掲げる国の郵政庁は、保険付とされない小包が自国の業務において亡失し又はその内容物が盗取され若しくは損傷した場合には、約定第二十六条の規定にかかわらず、損害に係る賠償金を支払わない権能を有する。

アメリカ合衆国、アンゴラ、アンティグ

ア・バーブーダ、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリヴィア、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エル・サルヴァドル、フィジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の海外領土であってその規則が同条の規定に合致しないもの、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、キリバス、レソト、マラウイ、マルタ、モリシアス、ナウル、ナイジェリア、ウガンダ、パプア・ニューギニア、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナダ、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ルシア、セント・ビンセント及びグレナダ、ソロモン諸島、セイシェル、シエラ・レオネ、スワジランド、トリニダード・トバゴ、ザンビア、ジンバブエ

2 約定第二十六条の規定にかかわらず、アルゼンティン及びギリシャの郵政庁は、1の規定によつて賠償金を支払わない国に対しては、保険付とされない小包が自国の業務において亡失し又は内容物が盗取され若しくは損傷した場合には、損害に係る賠償金を支払わない権能を有する。

3 アメリカ合衆国は、約定第二十六条8の規定にかかわらず、保険付小包が受取人に配達された後においても、当該小包に対する差出人の損害賠償の権利を存続させることができる。もっとも、差出人がその権利を受取人のために放棄する場合は、この限りでない。

4 アメリカ合衆国は、仲介郵政庁となる場合において、開封又は開封により運送される保険付小包の亡失、盗取又は損傷が生じたときは、他の郵政庁に対して損害に係る賠償金を支払わないことができる。

第九条 責任の原則に対する例外

1 サウディ・アラビア、ボリヴィア、イラク、スーダン、イエメン及びザイルは、自国にあてられた小包であつて、液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれと同様のぜい弱な物品並びに死滅しやすい又は変敗しやすい物品を包有するものの損傷については、約定第二十六条の規定にかかわらず、賠償金を支払わないことができる。

平成七年四月二十六日 参議院會議録第十九号(その二) 小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

2 サウディ・アラビアは、約定第十八条の規定に基づく禁制品を包有する小包については、約定第二十六条の規定にかかわらず、賠償金を支払わない権能を有する。

第十条 郵政庁の免責

1 ネパールの郵政庁は、約定第二十七条³の規定を適用しないことができる。

第十一条 賠償金の支払

1 アンゴラ、ギニア及びレバノンの郵政庁は、約定第二十九条³の規定に関し、調査請求を受けた事項を二箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、二箇月の期間を経過した後にこれらの郵便物に代わって他のいずれかの郵政庁が権利者に対して賠償を行うことも認めない。

第十二条 到着の例外的陸路割当料金は、約定第三十四条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの到着の例外的陸路割当料金を追加して課する権利を留保する。

第十三条 継続しの例外的陸路割当料金は、暫定的に、次の表に規定する継続しの例外的陸路割当料金を課することができる。この割当料金は、約定第三十五条¹に規定する継続しの陸路割当料金に加算される。

第十四条 海路割当料金は、約定第三十六条の規定による海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権利を留保する。

14	13	12	11	10	9	8	7
タイ	シリア・アラブ共和国	スーダン	シンガポール	ロシア連邦	マレーシア	インド	ギリシャ
〇・五八	〇・七九	一・六一	〇・三九	〇・三七	〇・三九	〇・四〇	一・一六

約定第三十五条¹の表3欄に規定する料金の二倍の額

番号	課する郵政庁	小包一個との料金	継続しの例外的陸路割当料金(単位SDR)
1	アフガニスタン アメリカ合衆国	〇・四八	六〇〇キロメートルまでの距離段階について 六〇〇キロメートルを超え一、〇〇〇キロメートルまでの距離段階について 一、〇〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまでの距離段階について 二、〇〇〇キロメートルを超える追加の一、〇〇〇キロメートルの距離段階ごとに
2			〇・四五 〇・一〇 〇・一八 〇・二五 〇・一〇
3	バハレーン	〇・八五	
4	チリ	〇・〇〇	
5	エジプト	一・〇〇	
6	フランス	一・〇〇	

第十五条 追加割当料金は、フランスの海外県及び海外領土、マイヨット並びにサン・ピエール・エ・ミクロンにおいてた小包であって平面路又は航空路によって送達されるものに対しては、フランスの到着の陸路割当料金に等しい額を最高限度とする到着の陸路割当料金を課する。これらの小包がフランス本土を経由して送達される場合には、更に次の追加の割当料金及び運送料を課する。

1.1 平面路小包

1.1.1 フランスの継続しの陸路割当料金は、ポルトガル、カタール、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、セイシェル、シエラ・レオネ、シンガポール、スウェーデン、タンザニア連合共和国、タイ、トリニダード・トバゴ、トゥヴァル、ヴァヌアツ、イエメン、ザンビア

1.1.2 フランス本土と海外県、海外領土、マイ ヨット又はサン・ピエール・エ・ミクロン との間の距離段階に対応するフランスの海 路割当料金 1.2 航空小包 1.2.1 開袋越小包につき、フランスの継越し の陸路割当料金 1.2.2 フランス本土と海外県、海外領土、マイ ヨット又はサン・ピエール・エ・ミクロン との間の航空郵便距離に対応する航空運送 料 2 エジプト及びスーダンの郵政庁は、シャラー ル(エジプト)とワディ・ハルファ(スーダン)と の間でナセル湖を経由して継越運送される小包 に対しては、約定第三十五条に規定する継越 しの陸路割当料金に加えて一個ごとに一SDR の追加割当料金を課することができる。 3 デンマークを経由してフェロー諸島及びグ リーンランドに送達される小包に対しては、次 の追加割当料金を課する。 3.1 平面路小包 3.1.1 デンマークの継越しの陸路割当料金 3.1.2 デンマークとフェロー諸島との間及びデ ンマークとグリーンランドとの間の距離段 階に対応するデンマークの海路割当料金 3.2 航空小包 3.2.1 デンマークとフェロー諸島との間及びデ	ンマークとグリーンランドとの間の航空郵 便距離に対応する航空運送料 4 チリの郵政庁は、イースター島にあてた小包 に対しては、重量一キログラムごとに最高限 二・六一SDRの追加割当料金を課すること ができる。 5 ポルトガル本土を経由してマデイラ自治地域 及びアゾレス自治地域に平面路又は航空路に よって送達される小包に対しては、次の追加の 割当料金及び航空運送料を課する。 5.1 平面路小包 5.1.1 ポルトガルの継越しの陸路割当料金 5.1.2 ポルトガル本土と当該各自治地域との間 の距離段階に対応するポルトガルの海路割 当料金 5.2 航空小包 5.2.1 ポルトガルの継越しの陸路割当料金 5.2.2 ポルトガル本土と当該各自治地域との間 の航空郵便距離に対応する航空運送料 6 スペイン本土を経由してグラン・カナリア県 及びテネリフェ県にあてて送達される小包に對 しては、所要の到着の陸路割当料金のほかに、 次の追加割当料金を課する。 6.1 平面路小包 6.1.1 スペインの継越しの陸路割当料金 6.1.2 千海里を超え二千海里までの距離段階に	対応するスペインの海路割当料金 6.2 航空小包 6.2.1 スペイン本土と当該各県との間の航空郵 便距離に対応する航空運送料 第十六条 航空運送料 1 アフガニスタン、サウディ・アラビア、アル ゼンティン、オーストラリア、バハマ、ブラジ ル、ボリヴィア、カナダ、カーボ・ヴェルデ、 チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ 共和国、キューバ、エル・サルヴァドル、エク アドル、ガボン、ガイアナ、ホンデュラス共和 国、インド、インドネシア、イラン・イスラム 共和国、カザフスタン、メキシコ、モンゴル、 ミャンマー、ニュー・ジラランド、パキスタ ン、パラグアイ、ペルー、ロシア連邦、スーダ ン、チャード、トルコ、ヴェネズエラ、ヴィエ トナム、イエメン及びザンビアは、外国から到 着する航空小包の自国内における航空運送に係 る追加の費用の償還を請求する権利を有する。 当該費用は、外国から到着するすべての開袋に つき、航空小包が航空路によって継送されるか 否かを問わず、均一とする。 2 スペインは、1の国の郵政庁から受領する航 空小包の自国内における航空運送に係る追加の 費用の償還を相互主義により請求する権利を有 する。当該費用は、受領するすべての開袋につ き、航空路によって継送されるか否かを問わ ず、均一とする。	第十七条 特別料金率 1 アメリカ合衆国、ベルギー、フランス及び ノールウェーの郵政庁は、航空小包に対し、平 面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の 陸路割当料金を課する権能を有する。 2 レバノンの郵政庁は、重量一キログラムまで の小包に対し、重量一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包に適用する料金を課すること ができる。 3 パナマ共和国の郵政庁は、航空路によって継 越運送される平面路小包(SAL)に対しては、 重量一キログラムごとに〇・二〇SDRを課す ることができる。 以上の証拠として、下名の全権委員は、これら の規定が約定中にある場合と同一の効力及び同一 の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成 し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名し た。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締 約国に送付する。 千九百九十四年九月十四日にソウルで作成し た。 審査報告書 郵便為替に関する約定の締結について承認を 求めるの件 右は全会一致をもって承認すべきものと議決し た。よって要領書を添えて報告する。
--	---	--	---

平成七年四月二十六日 参議院會議録第十九号(その二) 郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

四六

平成七年四月二十五日

外務委員長 田村 秀昭

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便為替業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の郵便為替に関する約定を更新しようとするものである。

我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便為替業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便為替に関する約定の締結について、日本国

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便為替に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同意章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

第一条 この約定の目的

1 この約定は、締約国が相互間で実施することとを合意する郵便為替の交換を規律する。

2 郵政機関以外の機関は、郵政庁を通じて、この約定によって規律される為替の交換に参加することが出来る。これらの機関は、この約定のすべての規定の安全な実施を確保するため自国の郵政庁と取決めるを行うものとし、その取決めの範囲内において、この約定に定める郵政機関としての権利を行使し、及び義務を履行する。当該郵政庁は、これらの機関とこの約定の他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間の関係において仲介者となる。

第二条 郵便為替の種類

1 通常為替

差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込み、又は自己の郵便振替口座からの払出しを請求することにより、受取人への現金による

為替金の払渡しを請求する。通常為替は郵便によって送達し、電信通常為替は電気通信によって送達する。

2 払込為替

差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むことにより、郵政庁が所管する受取人の郵便振替口座への為替金の受入登記を請求する。払込為替は郵便によって送達し、電信払込為替は電気通信によって送達する。

3 その他の業務

郵政庁は、二国間又は多数国間で、その他の業務を実施することを合意することができる。業務の条件については、関係郵政庁の間で定める。

第三条 為替の振出し(通貨、換算及び金額)

1 為替金の金額は、特別の合意がない限り、払渡国の通貨をもって表示する。

2 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

3 通常為替一口の最高限度額は、関係郵政庁間の合意によって定める。

4 払込為替一口の金額は、無制限とする。ただし、郵政庁は、差出人が一日に又は一定の期間内に振り出すことのできる払込為替の金額を制限する権能を有する。

5 国際電気通信規則の規定は、電信為替について適用する。

第四条 料金

1 振出郵政庁は、2及び3の規定が適用されることを条件として、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。振出郵政庁は、特別の取扱い(払渡済通知、登記済通知、速達による為替の配達等)の請求が行われた場合には、当該取扱いに係る料金をこの主要な料金に加える。

2 通常為替一口の主要な料金の額は、二十二・八六SDRを超えることができない。

3 払込為替一口の料金は、同一の金額の通常為替一口の料金よりも低い額のものでなければならない。

4 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でない国との間で交換する為替に対しては、仲介国の郵政庁は、その業務を行うことにより生ずる費用に基づいて決定する料金を追加して課することができる。当該料金については、関係郵政庁が合意する場合には、差出人から徴収して当該仲介国の郵政庁に支払うことができる。

5 郵政庁は、受取人から次の料金を徴収することができる。

(a) 住所において払渡しをする場合には、居宅払料

(b) 為替金を郵便振替口座に受入登記する場合

には、受入登記料

(c) 第六條4の日付認証料

(d) 為替証書が留め置きとされている場合に

は、条約第十二条3.5の料金

(e) 速達の補充料金

6 この約定の施行規則に基づく請求に応じて払渡承認書を交付する場合であつて、業務上の過失がなかったときは、差出人又は受取人から最高限〇・六五SDRの料金を払渡承認料として徴収することができる。ただし、払渡済通知につき既に料金を徴収している場合は、この限りでない。

7 為替に対しては、振出し又は払渡しの際に、この約定に定める料金を除くほか、いかなる料金及び課金も課することができない。

8 条約第七条の2及び3.1から3.3までに定める条件を満たす郵便為替については、料金を免除する。

第五条 交換方式

1 郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、振出局と払渡局との間で直接に通常為替証書若しくは払込為替証書によって又は当該郵政庁が指定する局(以下「交換局」という。)を通じ目録によって行われる。

2 電信による交換は、払渡局に直接送付される為替電報によって行われる。もっとも、関係郵政庁は、電信為替の送達のために電報以外の電気通信の方式を利用することについても取り決めることができる。

3 郵政庁は、それぞれの業務の実施上必要とされる場合には、複合交換方式についても取り決めることができる。

めることができる。この方式による交換は、一方の郵政庁の郵便局と他方の郵政庁の交換局との間において直接に為替証書によって行われる。

4 1及び3の為替は、磁気テープその他の媒体であつて郵政庁間で合意するものによつても名あて国に送付することができる。名あて郵政庁は、振り出された為替を表示するため内国業務の用紙を使用することができる。磁気テープその他の媒体による交換の条件については、関係郵政庁の間の特別の取決めにより定める。

5 郵政庁は、1から4までに規定する方式以外の交換方式を利用することについて取り決めることができる。

第六条 為替金の払渡し

1 為替の有効期間は、次のとおりとする。

(a) 原則として、振出しの月の翌月の末日までの期間

(b) 関係郵政庁の間の合意がある場合には、振出しの月の後三箇月目の月の末日までの期間

2 払渡局に直接送達される為替については、1に定める有効期間の満了後は、振出郵政庁の指定する部局が払渡局の請求に応じて与える日付認証がない限り、為替金を払い渡さない。前条4に規定する方式により名あて郵政庁に送達される為替については、日付認証を与えない。

3 日付認証を受けた為替証書は、日付認証を受けた日から新たな効力を付与されるものとし、

その有効期間は、当該日付認証を受けた日に振り出される為替の有効期間と同一とする。

4 有効期間の満了前に払渡しをしなかったことが業務上の過失によるものでない場合には、最高限〇・六五SDRの料金を日付認証料として徴収することができる。

5 同一差出人から同一受取人にあてた二口以上の為替が同一日に振り出された場合において、その金額の合計額が払渡郵政庁の採用する最高限度額を超えるときは、払渡郵政庁は、受取人に対する一日の払渡金額が当該最高限度額を超えないように、為替金の分割払をすることができる。

6 為替金の払渡しについては、払渡国の法令の定めるところにより行う。

第七条 転送

1 為替は、受取人の住所変更の場合には、転送国と新たな名あて国との間における為替業務の取扱範囲内で、差出人又は受取人の請求に応じ郵便又は電信によって転送することができる。

この場合には、条約第二十七条の1から3までの規定を準用する。

2 転送の場合における留め置き料及び速達の補充料金については、徴収を免除する。

3 払込為替を名あて国以外の国に転送することは、認めない。

第八条 調査請求

条約第三十条の規定は、調査請求について準用

する。

第九条 責任

1 原則
郵政庁は、為替金が正規に払い渡される時まで、払い込まれた金額について責任を負う。

2 例外

(a) 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。
為替の送達及び為替金の払渡しにおける遅延の場合

(b) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が為替金の払渡しについて説明することができない場合。ただし、郵政庁の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

(c) この約定の施行規則第六百十二条に規定する有効期間が満了した場合

(d) 為替金が正規に払い渡されていない旨の異議の申立てが条約第三十条1に規定する期間の満了後に行われた場合

3 責任の決定

3.1 2から5までの規定が適用される場合を除くほか、責任は、振出郵政庁が負う。

3.2 払渡郵政庁が自己の規則により定める条件に従って払い渡したことを立証することができない場合には、払渡郵政庁が責任を負う。

3.3 次の場合には、誤りの生じた国の郵政庁が責任を負う。

(a) 業務上の誤り(換算の誤りを含む。)が

あった場合

(b) 振出国又は払渡国において電信による送達の際に誤りがあった場合

3.4 次の場合には、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に責任を負う。

(a) 誤りが双方の郵政庁の責めに帰せられる場合及び誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合

(b) 電信による送達の際に中継国において生じた場合

(c) 電信による送達の際にいずれの国において生じたかを確定することができない場合

合

3.5 次の場合には、それぞれ次の郵政庁が責任を負う。ただし、3.2の規定が適用されるときは、この限りでない。

(a) 虚偽の為替について為替金が払い渡された場合には、当該為替が業務に受け入れられた領域の属する国の郵政庁

(b) 金額を偽って高額に改変された為替について為替金が払い渡された場合には、その改変が行われた国の郵政庁。もっとも、改変が行われた国を決定することができないとき又は改変がこの約定に基づく為替業務に参加していない中継国において行われ、かつ、被害額を回収することができないときは、損害は、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に分担する。

4 為替金債務の弁済及び求償

4.1 請求人に為替金債務を弁済する義務は、受取人に為替金を払い渡す場合には払渡郵政庁が負い、差出人に為替金を払い戻す場合には振出郵政庁が負う。

4.2 弁済される金額は、理由のいかんを問わず、払い込まれた金額を超えることができない。

4.3 請求人に為替金債務を弁済した郵政庁は、正規でない払渡しについて責任を負う郵政庁に対し求償権を有する。

4.4 最後に為替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、差出人、受取人又は第三者に対し求償権を有する。

5 弁済期限

5.1 請求人に対する為替金債務の弁済は、できる限り速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して三箇月以内に行う。

5.2 4.1の規定に基づき請求人に為替金債務を弁済する義務を負う郵政庁は、事案の積極的な調査にもかかわらず5.1に規定する期間が責任について決定するために十分でなかった場合には、例外的に、当該期間を超えて弁済を延期することができる。

5.3 請求を受けた郵政庁は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後二箇月を経過する時までに当該請求について最終的に解決しなかった場合には、責任郵政庁に代わって請求人に為替金債務を弁済することができる。

6 為替金債務を弁済した郵政庁に対する償還

6.1 郵政庁は、請求人に対する為替金債務の弁済が自己に代わって行われた場合には、弁済を行った郵政庁に対し、弁済が行われた旨の通告が送達された日から起算して四箇月以内に弁済金の額を償還する。

6.2 6.1の償還は、次のいずれかの方法により、貸方郵政庁に費用を負担させることなく行う。

(a) 条約の施行規則(支払規則)に規定するいずれかの支払方法

(b) 合意がある場合には、為替計算書において当該貸方郵政庁の貸方に行う記入。この

記入は、6.1に規定する期間内に当該合意の請求に対する回答がない場合には、貸方郵政庁の職権により行う。

6.3 6.1に規定する四箇月の期間が満了した後は、貸方郵政庁に償還される金額については、当該期間の満了の日から年六パーセントの割合の利が生ずる。

第十条 払渡郵政庁に対する払渡手数料

1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、月次計算書に集記された払渡済みの通常為替の金額のそれぞれにつき、当該払渡済みの通常為替の金額の当該月の平均額に従って次に定める率の払渡手数料を支払う。

平均額六五・三四SDRまで	〇・八二SDR
平均額六五・三四SDRを超え一三〇・六八SDRまで	〇・九八SDR
平均額一三〇・六八SDRを超え一九六・〇一SDRまで	一・二一SDR
平均額一九六・〇一SDRを超え二六一・三五SDRまで	一・四七SDR
平均額二六一・三五SDRを超え三二六・六九SDRまで	一・七三SDR
平均額三二六・六九SDRを超え三九二・〇二SDRまで	二・〇九SDR
平均額三九二・〇二SDRを超えるとき	二・五二SDR

2 もっとも、関係郵政庁は、振出しの際に徴収する料金が八・一七SDRを超える場合には、払渡郵政庁の請求により、1の規定による払渡手数料よりも高い額の払渡手数料を取り決めることができる。

3 払込為替及び無料で振り出された為替については、払渡手数料を支払わない。

4 目録によって交換される為替については、1の規定による払渡手数料のほか、〇・一六SDRの追加払渡手数料を払渡郵政庁に支払う。2の規定は、目録によって交換される為替についても準用する。

5 振出郵政庁は、払渡済みの本人払の為替一口につき、〇・一三SDRの追加払渡手数料を払

渡郵政庁に支払う。

第十一条 計算書の作成

1 払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、通常為替については払い渡した金額の月次計算書を作成し、目録によって交換される為替については各月ごとに受領した為替目録の金額の月次計算書を作成する。これらの月次計算書は、この約定の施行規則に附属する様式に適合するものとする。月次計算書は、差引計算における残高を決定するための総計算書に定期的に取りまとめる。

2 この約定の施行規則第五百三条に規定する複合交換方式による為替については、払渡郵政庁は、為替が自国の払渡局に振出郵政庁から直接送達される場合には払い渡した金額の月次計算書を、為替が自国の交換局に振出郵政庁の郵便局から送達される場合には各月ごとに受領した為替の金額の月次計算書を作成する。

3 為替金の払渡しは異なる二以上の通貨で行われた場合には、総計算書の対象となる期間における借方郵政庁の属する国の公定為替相場の平均値を基礎として、少額の貨高を多額の貨高の通貨に換算する。当該平均値は、一律に少数第四位まで計算する。

4 勘定の決済は、また、相殺によることなく月次計算書に基づいて又は決済用口座によって行うことができる。

第十二条 勘定の決済

1 総計算書の残高又は月次計算書の金額の支払は、特別の合意がない限り、貸方郵政庁が為替金の払渡しに使用する通貨で行う。

2 郵政庁は、相手国の郵政庁に、債務額を控除するための資金を保有し又は郵便為替業務に關して支払う金額を払い出すための決済用口座を保有することができる。

3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める限度額を超える債権を他の郵政庁に対して有する場合には、内払金の払込みを請求する権利を有する。

4 決済される金額については、この約定の施行規則に定める期間内に弁済されない場合には、当該期間の満了の日から弁済の日まで年六パーセントの割合の利が生ずる。

5 計算書の作成及び決済に關するこの約定及びこの約定の施行規則の規定は、モラトリアム、送金禁止その他の一方的措置によって効力を言されることはない。

第十三条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2 憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定に關する議案の承認の条件

3.1 この約定及びこの約定の施行規則に關する議案であつて大会議に提出されたものは、実

施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に關する議案であつて、大会議が郵便業務理事会にその決定を付託したものと及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である同理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 この約定に關する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に關する議案については、この約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に關する議案については、この約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に關する議案については、投票の過半数

3.3.4 3.3.1の規定にかかわらず、締約国は、提案さ

れた追加がその国内法令と矛盾する場合に、当該追加の通知の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

4 この約定は、千九百九十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。

審査報告書

郵便小切手業務に關する約定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

外務委員長 田村 秀昭
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事

情にかんがみ、郵便小切手業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の郵便小切手に関する約定を更新しようとするものである。我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小切手業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
郵便小切手業務に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便小切手業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同意章第二十五条4

の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

第一章 序則

第一条 この約定の目的

1 この約定は、郵便小切手業務において郵便振替口座の利用者に提供される業務であつて、締約国が相互間で実施することを合意するものを規律する。

2 郵政機関以外の機関は、郵便小切手業務を通じて、この約定によつて規律される業務の交換に参加することができる。これらの機関は、この約定のすべての規定の完全な実施を確保するため自国の郵政庁と取決めを行うものとし、その取決めの範囲内において、この約定に定める郵政機関としての権利を行使し、及び義務を履行する。当該郵政庁は、これらの機関とこの約定の他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間の関係において仲介者となる。

第二条 郵便小切手業務において提供される業務の種類

1 振替

1.1 郵便振替口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、振あて人の郵便振替口座又は関係郵政庁の間の合意がある場合にはその他の口座への受入登記を請求する。

1.2 通常振替は、郵便によつて送達する。

1.3 電信振替は、電気通信によつて送達する。

2 払込み

2.1 差出人は、郵便局の窓口において払い込んだ金額につき、振あて人の郵便振替口座又は関係郵政庁の間の合意がある場合にはその他の口座への受入登記を請求する。

2.2 通常払込みは、郵便によつて送達する。

2.3 電信払込みは、電気通信によつて送達する。

3 為替又は払出小切手による払渡し

3.1 郵便振替口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、受取人への現金による払渡しを請求する。

3.2 通常払渡しは、郵便を利用して行う。

3.3 電信払渡しは、電気通信を利用して行う。

4 郵便保証小切手

4.1 郵便保証小切手とは、郵便振替口座の加入者に交付される国際的な証書であつて、郵便保証小切手の業務に参加する国の郵便局において一覽払を受けることのできるものをいう。

4.2 郵便保証小切手は、関係郵政庁の間の取決めがある場合には、第三者への支払に充てることもできる。

5 ポストネットを利用した現金自動支払機による払出し

5.1 合意によりポストネットに加入した郵便金銭業務を実施する機関は、当該機関が発行するカードの所有者に対し、ポストネットを利用

用した現金自動支払機による現金の払出しの業務を提供することができる。

6 その他の業務

郵政庁は、二国間又は多数国間で、その他の業務を実施することを合意することができる。業務の条件については、関係郵政庁の間で定める。

第二章 振替

第三条 振替請求の受理及び処理の条件

1 振替の金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨をもつて表示する。

2 払出郵政庁は、振あて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

3 払出郵政庁は、払出人から徴収する料金を定め、その全額を取得する。

4 振あて郵政庁は、郵便振替口座への振替金の受入登記について徴収する料金を定める権能を有する。

5 条約第七條の2及び3.1から3.3までに定める条件を満たす郵便業務の事務用振替については、料金を免除する。

6 通常振替の振替通知書は、振あて人に対し、その郵便振替口座への振替金の受入登記の後、無料で送付する。振替通知書に通信文が含まれていないときは、振あて人にとって払出人が明らかになるような記載を受払通知票に行うことにより、振替通知書に代えることができる。

7 国際電気通信規則の規定は、電信振替について

て適用する。電信振替の払出人は、3の料金のほかに、電気通信による送達について定められている料金(振あて人にあつた通信文の料金を含む。)を納付する。振あて郵便小切手局は、各電信振替につき到着通知書又は内国業務若しくは国際業務の振替通知書を作成し、無料で振あて人に送付する。電信振替に通信文が含まれていないときは、振あて人にとって払出人が明らかになるような記載を受払通知書に行うことにより、到着通知書又は振替通知書に代えることができる。

第四条 責任

1 責任の原則及び範囲

1.1 郵政庁は、振替が正規に処理される時、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

1.2 郵政庁は、通常振替の目録及び電信振替に關し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。この責任には、換算の誤り及び送達の誤りについての責任を含む。

1.3 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずる遅延については、責任を負わない。

1.4 郵政庁は、一層広い範囲の責任に關する条件であつて、内国業務の要求するところに適合するものを適用することについて、相互間で取決めることができる。

1.5 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。
(a) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が振替の処理について説明すること

ができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。

(b) 払出人が条約第三十条1に規定する期間内に調査請求を行わなかつた場合

2 責任の決定

郵便為替に關する約定第九条の2から5までの規定が準用される場合を除くほか、責任は、誤りの生じた国の郵政庁が負う。

3 振替金債務の弁済及び求償

3.1 請求人に振替金債務を弁済する義務は、請求を受けた郵政庁が負う。

3.2 払出人に弁済される金額は、理由のいかんを問はず、払出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。

3.3 請求人に振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。

3.4 最後に振替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、当該振替金債務に係る誤りによつて利益を受けた者に対し求償権を有する。

4 弁済期限

4.1 請求人に対する振替金債務の弁済は、業務上の責任が確定した後速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

4.2 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定

される郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求について最終的に解決しなかつた場合には、責任があると推定される郵政庁に代つて請求人に振替金債務を弁済することができる。

5 振替金債務を弁済した郵政庁に対する償還

5.1 責任郵政庁は、請求人に振替金債務を弁済した郵政庁に対し、弁済が行われた旨の通告が発送された日から起算して四箇月以内に償還を行う。

5.2 5.1に規定する四箇月の期間が満了した後は、請求人に弁済した郵政庁に償還される金額については、年六パーセントの割合の延滞利子が生ずる。

第三章 払込み

第五節 払込み

1 郵政庁は、郵便による払込みの交換に關し、自己の業務に最も適合した用紙の使用及び規則の適用について取決めるを行う。

2 払込み為替による払込み

この約定の施行規則の第五百一条及び第五百二条の規定が適用される場合を除くほか、払込み為替による払込みについては、郵便為替に關する約定の規定に従つて行う。

3 払込通知書による払込み

3.1 3.2及び3.3の規定が適用される場合を除くほか、振替に關する明文の規定は、払込みについて準用する。

3.2 払込郵政庁は、払込人から徴収する料金を定め、その全額を収得する。この料金の額は、通常為替の振出しについて徴収する料金の額を超えることができない。

3.3 受領証は、払込金の払込みの際に無料で払込人に交付する。

第四章 為替による払渡

第六節 為替による払渡しの方式

1 郵便振替口座に払出登記をした金額の払渡しは、通常為替によつて行うことができる。

2 郵便振替口座に払出登記をした金額につき振り出される通常為替については、郵便為替に關する約定の規定を適用する。

第五章 払出小切手による払渡

第七節 払出小切手の振出し

1 郵便振替口座に払出登記をした金額の払渡しは、払出小切手によつて行うことができる。

2 第三条の1及び2の規定は、払出小切手について準用する。

3 払出郵政庁は、払出人から徴収する料金を定める。

4 払出小切手は、郵政庁が電気通信を利用することを取決める場合には、払出郵政庁の交換局と払渡郵政庁の交換局との間又は払出郵政庁の交換局と払渡局との間において電気通信により送達することができる。

5 郵便為替に關する約定第三条及び同約定の施行規則第四百二条の規定は、電信払出小切手に

ついて準用する。

第八条 払出小切手の払渡し

1 郵政庁は、払渡しに關し、自己の業務に最も適合した規則の適用について取決めを行う。郵政庁は、送付された払出小切手に代えて内国業務の用紙を使用することができる。

2 払渡郵政庁は、通常受取人の住所において払い渡されている通常為替の金額を超える額の払出小切手については、受取人の住所において払い渡す義務を負わない。

3 郵便為替に関する約定の第四条5及び第六条並びに同約定の施行規則の第六百四条の2から4まで及び第六百六条の規定は、払出小切手に係る有効期間、日付認証、払渡しの一般的手続、速達による配達及び受取人から徴収する料金並びに電信による払渡しに關する特例について準用する。ただし、内国業務の規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第九条 責任

1 郵政庁は、払出小切手が正規に払い渡される

時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

2 郵政庁は、払出小切手目録及び電信払出小切手に關し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。この責任には、換算の誤り及び送達の誤りについての責任を含む。

3 郵政庁は、払出小切手の送達及び払渡しにおいて生ずる遅延については、責任を負わない。

4 郵政庁は、一層広い範囲の責任に關する条件であつて、内国業務の要求するところに適合するものを適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

5 郵便為替に關する約定第九条の規定は、払出小切手について準用する。

第十条 払渡郵政庁に対する払渡手数料

1 払出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、各月中に送付された送り状に集記された払出小切手のそれぞれにつき、当該集記された払出小切手の金額の当該月の平均額に従つて次に定める率の払渡手数料を支払う。

平均額六五・三四SDRまで

平均額六五・三四SDRを超え一三〇・六八SDRまで

平均額一三〇・六八SDRを超え一九六・〇一SDRまで

平均額一九六・〇一SDRを超え二六一・三五SDRまで

平均額二六一・三五SDRを超え三三六・六九SDRまで

平均額三三六・六九SDRを超えるとき

〇・五九SDR

〇・七二SDR

〇・八八SDR

一・〇八SDR

一・三一SDR

一・五七SDR

2 もっとも、郵政庁は、1の規定による払渡手数料に代えて、払出小切手の金額と關係のない均一の払渡手数料であつて特別引出権又は払渡国の通貨をもつて表示されるものの支払について取決めを行うことができる。

3 払渡郵政庁に支払う払渡手数料の額は、毎月、次のとおり算出する。

(a) 払出小切手一枚について適用する特別引出権による払渡手数料の率は、条約の施行規則(相当額)に定める払渡国の通貨における特別引出権の取引価値の平均値を基礎として、払出小切手の金額の平均額を特別引出権の額に換算して決定する。

(b) 各計算書について払渡手数料として算出する特別引出権の合計額は、当該計算書の対象となる月の末日における特別引出権の取引価値を基礎として払渡国の通貨の額に換算する。

(c) 2の均一の払渡手数料を特別引出権により定める場合には、その額の払渡国の通貨への換算は、(b)に定めるところにより行う。

第六章 その他の方式による払渡しの交換

第十一条 その他の方式による払渡しの交換

1 郵便振替口座に払出登記をした金額の払渡しは、磁気テープその他の媒体であつて郵政庁間で合意するものによつても行うことができる。

2 名あて郵政庁は、1の媒体によつて送達され

た支払指図を表示するため内国業務の用紙を使用することができる。交換の条件については、關係郵政庁の間の特別の取決めににより定める。

第七章 郵便保証小切手

第十二条 郵便保証小切手の交付

1 郵政庁は、郵便振替口座の加入者に対して郵便保証小切手を交付することができる。

2 郵便保証小切手の交付を受けた郵便振替口座の加入者に対しては、払渡の際に提示する郵便保証小切手カードを交付する。

3 各郵便保証小切手について保証される最高限度額は、その裏面又は補箋に關係締約国の間で合意する通貨をもつて表示する。

4 払出郵政庁は、払渡郵政庁との間に特別の合意がない場合には、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

5 払出郵政庁は、郵便保証小切手の払出人から料金を徴収することができる。

6 郵便保証小切手の有効期間については、必要があるときは、払出郵政庁が定める。その有効期間は、郵便保証小切手にその効力の終了の日を記載して表示する。その表示がない場合には、郵便保証小切手は、無期限に効力を有する。

第十三条 払渡し

1 郵便保証小切手の金額は、郵便局の窓口において払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。

2 一枚の郵便保証小切手によつて払い渡すこと

のできる最高限度額は、関係締約国の間の合意によって定める。

第十四条 責任

1 払渡郵政庁は、この約定の施行規則の第十三百一条及び第三百二条に定める条件に従って払渡しが行われたことを立証することができるときは、すべての責任を免れる。

2 払出郵政庁は、この約定の施行規則第三百三条に定める期間の後に返送された郵便保証小切手であつて変造又は偽造されたものを受け入れる義務を負わない。

第十五条 払渡郵政庁に対する払渡手数料

郵便保証小切手の業務への参加に同意する郵政庁は、合意により、払渡郵政庁に支払う払渡手数料の額を定める。

第八章 ポストネット

第十六条 加入及び参加の条件

1 郵便金銭業務を実施する機関のポストネットへの加入は、ポストネットに係る合意に署名し及び加入に係る納付金を支払うことを条件とする。

2 業務への加入及び参加の条件については、ポストネットに係る合意に定める。

第九章 雑則

第十七条 雑則

1 外国に郵便振替口座を開設するための申込み
1.1 いずれかの者がその居住国との間で振替を

交換している国に郵便振替口座を開設するための申込みを行う場合には、居住国の郵政庁は、当該申込みの審査につき、郵便振替口座を所管することとなる郵政庁に協力する。

1.2 郵政庁は、できる限り慎重かつ積極的に1.1の審査を行うことを約束する。もっとも、郵政庁は、それにより責任を負うことはない。

1.3 口座の加入者の居住国の郵政庁は、当該口座を所管する郵政庁の請求に応じ、当該加入者の法律上の能力の変更に関する情報の審査についても、できる限り協力する。

2 郵便料金の免除

2.1 郵便小切手局から口座の加入者にあつた当該口座の受払通知票を入れた封筒は、連合加盟国において、無料で、かつ、最も速達の方法（航空路又は平路面路）により送達し、配達する。

2.2 2.1の封筒は、連合加盟国において転送される限り、いかなる場合にも、料金免除の利益を失わない。

第十章 最終規定

第十八条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約並びに郵便為替に関する約定及びその施行規則の規定を準用する。

2 憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定に関する議案の承認の条件

3.1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案であつて、大会議が郵便業務理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である同盟理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 この約定に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4 3.3の規定にかかわらず、締約国は、提案された追加がその国内法令と矛盾する場合に

は、当該追加の通知の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

4 この約定は、千九百九十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百九十四年九月十四日にソウルで作成した。

審査報告書

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

運輸委員長 大久保直彦
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法等運輸省関係法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行うものとして、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年四月十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案

(鉄道抵当法の一部改正)

第一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第一項を次のように改める。

「鉄道財団ノ設定ハ監督官庁ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ」

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及第六条 削除

第七条第一項中「抵当権設定を」を「鉄道財団設定に」、「抵当証書」を「左ノ事項ヲ記載シタル申請書」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

第七条第二項及び第三項を削る。

第八条第一項中「抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に改め、同条第四項中「第一項又ハ第二項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九条中「前条第二項ニ依ル公告ノ申請ヲ為シタルトキ又ハ抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に改める。

第十条第一項中「又ハ第二項」を削り、「同条第二項ニ依ル公告ノ効力ヲ失ハザル間、抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に改める。

第十条ノ二第一項中「又ハ第二項」を削り、同条第二項中「抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に、「却下シ又ハ第八条第二項ニ依ル公告ヲ取消スベシ」を「却下スベシ」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に改める。

第十二条中「第八条第二項ニ依ル公告ノ効力ヲ失ヒタルトキ、抵当権」を「鉄道財団」に改める。

第十三条中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に、「二箇月を」を「六箇月」に、「其ノ登録」を「抵当権設定ノ登録」に改める。

第十三条ノ六第二項中、「第八条第一項、第四項及第九条」を「及第八条」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第二十五条ノ二中「根抵当権を」を「一定ノ範囲ニ属スル不特定ノ債権ノ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為設定セラレタル抵当権(以下根抵当権ト称ス)」に改める。

第二十八条ノ二第一項を次のように改める。

監督官庁ハ鉄道財団ノ設定ヲ認可シタルトキハ鉄道財団設定ノ登録ヲ為スベシ

第二十八条ノ二第二項中「鉄道財団成立」を「鉄道財団設定」に改める。

第二十八条ノ三第三項中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。

第二十九条中「抵当権ノ設定ニ関スル証書」を「抵当証書」に改め、同条に次のただし書を加える。

但シ担保付社債ヲ発行スル場合ニ在リテハ信託証書ヲ以テ抵当証書ニ代フ

第二十九条に次の一項を加える。

抵当証書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ根抵

当権ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代ヘ極度額及担保スベキ債権ノ範囲ヲ記載スベシ

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二 抵当権者、債務者及鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三 抵当権ノ順位

四 債権額及償還ノ方法並期限

五 利率及利息支払ノ方法並期限

第三十条第二号中「第七条第二項第三号」を「前条第二項第三号」に改め、同条第三号中「抵当権ノ設定ニ関スル証書」を「抵当証書又ハ信託証書」に改め、同条第四号中「抵当権設定認可」を「抵当権設定」に改める。

第三十条ノ二第一項中「担保付社債信託法」の下に「(明治三十八年法律第五十二号)」を加える。

第三十二条第一項中「鉄道財団成立」を「鉄道財団設定」に改める。

第三十五条中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に改める。

第三十六条第一項第一号中「鉄道財団成立」を「鉄道財団設定」に改める。

第四十一条中「抵当証書」を「公証人ノ作成シタル公正証書ニ依ル抵当証書」に、「公証人ノ作成シタル債務名義」を「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号ニ規定スル執行証書」に改め、ただし書を削る。

第四十三條第三項中「執行力アル正本」を「執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本」に改める。

第七十三條中「ガ政府ニ非ザル場合ニ於テ」を削る。

第九十二條第一号中「第八條第四項」を「第八條第二項」に改める。

(海上運送法の一部改正)

第二條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「第三号及び第五号」の下に「(起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業(以下「遊覧旅客不定期航路事業」という。))にあつては、第一号、第三号及び第五号」を加える。

第二十三條の二第二項中「第十一条まで」の下に「(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第九條から第十一條まで)」を、「第五号」の下に「(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第一号、第三号及び第五号)」を加える。

第二十三條の四を第二十三條の五とし、第二十三條の三を第二十三條の四とし、第二十三條の二の次に次の一條を加える。

(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金金の届出)

第二十三條の三 遊覧旅客不定期航路事業を営む者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金については、あらかじめ、運輸大臣に届

け出なければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

第四十八條の二中「第二十三條の三」を「第二十三條の四」に改める。

第四十九條第一号中「又は第二十二條」を「第二十二條又は第二十三條の三」に改める。

(水路業務法の一部改正)

第三條 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第九條中「左の各号」を「次に」に改め、各号列記以外の部分に次のただし書を加え、第三号ただし書を削る。

ただし、専ら國際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量その他の次に掲げる測量の基準に従つて行うことが適當でないものとして運輸省令で定める水路測量は、運輸省令で定める基準に従つて行うことができる。

第二十四條中「又は航空図誌を」若しくは「航空図誌を航海若しくは航空の用に供するため」に、「これ」を「当該水路図誌若しくは航空図誌」に、「航海又は」を「航海若しくは」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第四條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九十條を削り、第八十九條の二を第九十條とする。

第九十一條の見出し中「徴取」を「聴取」に改め、同條中「徴しなければ」を「聴かなければ」に改め、同條ただし書中「ときは、当該共通にする路線の部分については」を「場合(当該共通にする路線の部分に限る。その他の道路管理者の意見を聴く必要がないものとして省令で定める場合は)に改める。

(航空法の一部改正)

第五條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三條の見出しを「(航空運送代理店業の届出)」に改め、同條第一項中「又は旅客航空運送取扱業(自己の名において航空機による旅客の運送の取次ぎを行う事業をいう。以下同じ。)」を削り、同條第二項中「又は旅客航空運送取扱業」を削る。

第三百三十四條第一項中「次の各号」を「次に」に、「航空運送代理店業又は旅客航空運送取扱業」を「又は航空運送代理店業」に改め、同條第八号中「又は旅客航空運送取扱業」を削る。

(小型船舶運送法の一部改正)

第六條 小型船舶運送法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「その役員を」を、その代表者」に改める。

第九條を次のように改める。
第九條 削除
第十條第一項中「小型船舶運送業者は」を「第四

條の登録を受けた者(以下「小型船舶運送業者」という。))は、「行なわせる」を「行わさせる」に改める。

第十一條第一項第三号を次のように改める。
三 鋼製の船舶の製造又は修繕に関して運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第十一條第二項第四号を次のように改める。
四 木船の製造又は修繕に関して運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第十四條第一項中「ときは」の下に「運輸省令で定めるところにより」を加え、同條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第六條第一項中「前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号」とあるのは「變更に係る事項」と、第七條第一項中「運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は」とあるのは「運輸大臣は、と読み替へるものとする。

第十八條第二項第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第二十七條中「第九條」を削る。

附 則
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該

平成七年四月二十八日 参議院會議録第十九号(その二) 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案 食品衛生法及び栄養改善法の
一部を改正する法律案

各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六条(小型船舶船業法第十一条の改正規定に限る。)及び附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道抵当法(以下この条において「旧鉄道抵当法」という。)第二条ノ二第一項の規定により成立している鉄道財団は、第一条の規定による改正後の鉄道抵当法(以下この条において「新鉄道抵当法」という。)第二条ノ二第一項の規定による認可を受けて設定された鉄道財団とみなす。

2 第一条の規定の施行前に旧鉄道抵当法第五条の規定により受けた抵当権設定の認可であつて旧鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定による鉄道財団の成立に係るもの(第一条の規定の施行の際現に有効であるものに限る。)は、当該抵当権設定の認可を受けた日に新鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定により受けた鉄道財団設定の認可とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第七条第一項の規定による抵当権設定の認可の申請であつて旧鉄道抵当法第二条ノ二

第一項の規定による鉄道財団の成立に係るものは、新鉄道抵当法第七条の規定による鉄道財団設定の認可の申請とみなす。

4 第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財団成立の登録は、新鉄道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財団設定の登録とみなす。

5 第一条の規定の施行の際現に旧鉄道抵当法第五条の規定による認可を受けて設定されている抵当権に係る抵当証書又は信託証書及び旧鉄道抵当法第七条第三項の規定による認可を受けた抵当法第七条第三項の規定による認可を受けた契約に係る契約証書については、第一条の規定の施行後に当該抵当証書又は信託証書の記載事項を変更する契約が締結された場合を除き、強制執行に関して、なお従前の例による。この場合において、執行文の付された債務名義の正本の付与についても、同様とする。

6 前各項並びに附則第五条及び第六条の規定は、軌道財団及び運河財団について準用する。

(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法(以下この条において「旧海上運送法」という。)第二十三条の二第二項において準用する旧海上運送法第八条第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第二条の規定による改正後の海上運送法(以下この条において「新海上運送法」という。)第二十一条第二項に規定する遊覧旅客不定

期航路事業(以下この条において「遊覧旅客不定期航路事業」という。)に係る運賃及び料金に該当するものは、新海上運送法第二十三条の三の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第二条の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第二十三条の二第二項において準用する旧海上運送法第八条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三条の三の規定によりした届出とみなす。

3 第二条の規定の施行前に旧海上運送法第二十三条の二第二項において準用する旧海上運送法第八条第二項又は第三項の規定によりした届出であつて、遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三条の三の規定によりした届出とみなす。

(小型船舶船業法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条(小型船舶船業法第十一条の改正規定に限る。)の規定の施行前に第六八条の規定による改正前の小型船舶船業法第十一条第一項第三号又は同条第二項第四号の規定による認定を受けた者は、それぞれ第六八条の規定による改正後の小型船舶船業法第十一条第三号又は同条第二項第四号に規定する要件を備える者とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定

については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)
第七七条 タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第二項中「第八十九条の二第二項」を「第九十条第二項」に改める。
(運輸省設置法の一部改正)

第八八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十号中「及び旅客航空運送取扱業」を削る。

第四八条第一項第三十五号中「につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを」に「し、認可し、及び登録し、並びにこれらを目的とする抵当権に關し」に改める。

審査報告書

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

厚生委員長 種田 誠

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加及び国民の栄養摂取状況の変化並びに規制の国際的整合化の要請に対応して食品保健対策を総合的に推進するため、化学的合成品以外の添加物に対する規制の見直し、一般的食品製造基準に代わる総合衛生管理製造過程に係る承認方式を選択できる制度の導入、電子情報処理組織の導入による輸入食品届出制度の効率化、営業許可の有効期間の延長、食品に係る栄養強化表示の許可制度の廃止及び栄養成分等の表示基準制度の導入等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、食品衛生法の運用に当たっては、単に衛生上

の危害の発生防止にとどまらず、食品の安全を確保し、積極的に国民の健康の保持増進を図るよう努めること。

二、残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づく登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、将来的に環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制の導入を検討すること。

三、食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講じること。

四、食品の安全性に関する国際基準の策定に積極的に関与し、我が国の食品の安全性に関する関連科学の研究成果を国際基準に反映できるよう努めること。また、その策定過程において、関係の消費者、生産者等の意見が反映されるよう努めること。

五、食品に含まれる物質の健康影響に関する研究、食品の安全性評価手法等の高度化に関する研究など食品の安全性確保のための調査研究を推進するとともに、国、地方の試験研究機関の

調査研究体制の整備を図ること。

六、輸入食品の増大に対応して、検疫所における食品衛生監視員の確保、食品検査機能の強化、検査率の向上等、輸入食品の安全確保体制の整備を図ること。また、食品検査施設における検査の管理運営基準（GLP）の導入については、地方自治体においても円滑な導入が図られるよう配慮すること。

七、食品衛生調査会の委員等については、消費者、生産者等も含めたより広い範囲の学識経験者の中から任命するとともに、食品の規格基準等の制定に際しては、消費者の意見・異議を聴取するよう努め、適切に対処すること。

八、食品保健関係の情報については、消費者の要望を踏まえつつ、十分にかつ利用しやすい形で体系的に提供するとともに、食品保健行政の決定の根拠となった資料については、知的所有権に配慮しつつ、可能な限り公開すること。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年三月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律

（食品衛生法の一部改正）

第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。

この法律で天然香料とは、動植物から得られた物質又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。

第二条第四項中「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「容れ」を「入れ」に改め、同条第七項中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律で電子情報処理組織とは、厚生省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十八条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五条第二項中「定めるこれらの製品」の下に「（以下この項において「獣畜の肉等」という。）」を、「事項」の下に「（以下この項において「衛生事項」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、厚生省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回

線を通じて第二條第七項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

第六條中「害う虞を」を「損なうおそれ」に、「きいてを」を「聴いて」に、「食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品」を「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く)」に改める。

第二章中第七條の次に次の二條を加える。

第七條之二 厚生大臣は、前條第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。)の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第七條之三 厚生大臣は、第七條第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程(製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。)を経てこれを製造し、又は加工しようとする者(外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。)から申請があつたとき

は、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

厚生大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

第一項の承認を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に当該総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工した食品の試験の成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

第一項の承認を受けた者(次項において「承認取得者」という。)は、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認取得者が受けた第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一 当該承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、第二項の厚生省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項の承認を受けずに変更したとき。

三 厚生大臣が、必要があると認めて、外国において当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工を行う承認取得者(次号において「外国製造承認取得者」という。)に対し、必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 厚生大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の製造又は加工の施設、事務所、倉庫その他の場所において食品、帳簿書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工については、第七條第一項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

第一項の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十四條第一項中「行なう」を「行う」に、「附された」を「付された」に改め、同條第三項中「第

一項又はを削り、同條第四項中「行なう」を「行う」に改め、同條第五項中「前各項」を「前三項」に改め、「及び第二項を削り、並びに」を「及び」に改め、同條第六項中「及び第二項」を削り、同條第二項を削る。

第十五條第一項中「前條第二項第一号又は第三号から第六号までに」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四條第二号又は第三号に掲げる食品又はは添加物

二 第七條第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第七條第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四 第九條に規定する器具又は容器包装

五 第十條第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

第十五條第二項中「前條第二項各号」を「前項各号」に、「又は容器包装に該当する」を「若しくは容器包装又は第六條に規定する食品に該当する」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同條第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「こえない」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第六項中「前條第四項から第六項まで」を「前條第三項から第五項まで」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第二

項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 厚生大臣は、前条の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

厚生大臣は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出た者に対する当該届出に係る食品、添加物、器具又は容器包装についての第十五条第二項又は第三項の規定による検査の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査の結果の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

前二項の規定により行われた届出又は命令の通知若しくは結果の通知は、第二十七条の電子計算機に備えられたファイルへの記録

がされた時に厚生省に到達し、又は厚生省から発せられたものとみなし、命令の通知又は結果の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

第十八条第一項中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に改める。

第十九条の二中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に、行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の三「に」を「いずれかに」に、「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に改め、同条第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の四中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に改め、同条第一号中「行なう」を「行つて」に改め、同条第四号中「行なう」を「行つて」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「行なう」を「行つ」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 製品検査の業務の管理に関する事項が厚生省令で定める基準に適合すること。

第十九条の五中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に、行なう」を「行う」に改める。

条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に、行なう」を「行う」に改める。

第十九条の十二中「第四号」を「第五号」に、「とるべきを」を「執るべき」に改める。

第十九条の十三中「に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六号中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に改める。

第十九条の十五第一号中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項を」又は第十五条第一項から第三項まで「に改める。

第十九条の十七第一項中「化学的合成品たる」を「第六条の規定により厚生大臣が定めた」に改め、「ただし、」の下に「第七条の三第一項の承認に係る施設及び」を加え、同条第四項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同項第四号中「基く」を「基づく」に、「省令」を「厚生省令」に改め、同条第六項中「省令」を「厚生省令」に改める。

第二十一条第一項中「省令」を「厚生省令」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するとき
一 この法律又はこの法律に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わる、

又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十二條から第二十四條までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第二十一条第三項中「二年を」四年に、「附ける」を「付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 前条第一項の許可を受けた者（以下この条において「許可営業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可営業者の地位を承継する。

前項の規定により許可営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条中「前条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十三条中「若しくは第二項、第十五条第三項を、第十五条第四項に、」又は第二十一条第三項を」に違反した場合、第二十一条第

二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項に改める。

第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、飲食店営業者その他継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者(以下この条において「飲食店営業者等」という。)に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。

食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の施策に協力して、飲食店営業者等からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

第二十九條第一項中「乃至第十二條を」から第十二條までを「乃至第二十五條を」から第二十五條までを「前條を」第二十八條に、「害う虞」を「損なうおそれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六條中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替へるものとする。

第二十九條第三項中「乃至第十條を」から第十條までを「乃至第十九條を」から第十九條までを「乃至第二十四條を」から第二十四條までに改める。

第三十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十四條第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。）」第十五條第三項を「第十五條第四項」に改め、同条第三号中「市長の下に」又は「区長」を加える。

(栄養改善法の一部改正)

第二條 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「(特別用途表示の許可)」に改め、同条第一項中「栄養成分の補給ができる旨の標示又は」を「表示を」(以下「特別用途表示」という。)を「に」改め、同条第二項中「標示を」特別用途表示に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品(以下「特別用途食品」という。)につき、厚生省令で定める事項を厚生省令の定めるところにより表示しなければならない。

第十三條から第十五條までを削る。

第十六條の見出し中「特殊栄養食品を」特別用途食品に改め、同条第一項中「第十二條(特殊栄養食品の標示)の規定により許可を受けた特殊栄養食品を」特別用途食品に、「特殊栄養食品を」特別用途食品を「に」改め、同条第二項中「証票を」証明書に、「且つを」かつに、「呈示を」提示に改め、同条を第十三條とする。

第十七條の見出しを「(特別用途表示の許可の取消し)」に改め、同条中「特殊栄養食品の標示を」特別用途表示の「に」受けて標示を「受けて特別用途表示」に、「(特殊栄養食品の標示内容)に規定する標示をせずを」の規定に違反し、「に」標示をしたを「表示をした」に改め、同条を第十四條とする。

第十七條の二の見出しを「(特別用途表示の承認)」に改め、同条第一項中「第十二條第一項に規定する標示を」特別用途表示に改め、同条第二項中「第十六條の」を「第十三條の」に、「規定により承認を受けた特殊栄養食品を」承認に係る食品に、「標示を」特別用途表示に、「第十六條第一項を」第十三條第一項に、「第十七條の二第二項を」第十五條第二項に改め、同条を第十五條とする。

第十七條の三の見出し中「特殊栄養食品の標示を」特別用途表示に改め、同条中「第十二條第一項に規定する」を削り、「標示を」特別用途表示に、「同項を」第十二條第一項に改め、同条を第十六條とし、同条の次に次の二條を加える。

(栄養表示基準)

第十七條 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養成分(厚生省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又は熱量に関する表示(以下「栄養表示」という。)をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの(第十五條の承認に係る食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。)を輸入する者は、厚生大臣の定める栄養表示基準(以下単に「栄養表示基準」という。)に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法
二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進

に影響を与えているものとして厚生省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項

三 栄養成分のうち国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項

3 厚生大臣は、栄養表示基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(指示等)

第十七条の二 厚生大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をすることができ。

2 厚生大臣は、前項の指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

3 第十三条の規定は、販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの(特別用途食品及び第十五条の承認に係る食品を除く。)について準用する。

第十八条の二(「第十六条第一項を」第十三

条第一項に、「第十七条の二第二項を」第十五条第二項に改める。

第十九条第一項中「特殊栄養食品の標示を」特別用途表示に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「但しを」ただしに、「尽されたを」尽くされたに改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中食品衛生法第七条の次に二条を加える改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)、同法第三十一条第三号の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定 公布の日

二 第一条中食品衛生法第二十一条の改正規定、同法第二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二條の改正規定、同法第二十三條の改正規定(若しくは第二項、第十五条第三項を)、第十五条第四項に改める部分を除く。及び附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第一条中食品衛生法第二条の改正規定(同条第三項の改正規定を除く。)、同法第五条、第十四条及び第十五条の改正規定、同法第十六條の次に一条を加える改正規定、同法第十八條、第十九條の二及び第十九條の三の改正

規定、同法第十九條の四の改正規定(各号列記以外の部分を改める部分に限る。)、同法第十九條の五、第十九條の十三及び第十九條の十五の改正規定、同法第二十三條の改正規定(若しくは第二項、第十五条第三項を)、第十五条第四項に改める部分に限る。並びに同法第三十一条の改正規定(同条第三号の改正規定を除く。)、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(既存添加物に関する経過措置)

第二条 厚生大臣は、次に掲げる添加物(第一条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧食品衛生法」という。))第二条第三項に規定する化学的合成品たる添加物並びに第一条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。))第二条第三項に規定する天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。の名称を記載した表(以下「既存添加物名簿」という。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内

に公示しなければならない。

一 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている添加物

二 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは

は陳列されている製剤又は食品に含まれる添加物

何人も、前項の規定により公示された既存添加物名簿に關し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生大臣に申し出ることができる。

3 厚生大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を既存添加物名簿に追加し、又は既存添加物名簿から削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による追加又は削除を行った既存添加物名簿をこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))の一月前までに公示しなければならない。

第三条 前条第四項の規定により厚生大臣が公示した既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第六條の規定は、適用しない。

(指定検査機関に関する経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第十四条第一項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けている者及びこの法律の施行の際現に新食品衛生法第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けている者に対する新食品衛生

法第十九条の十二の規定の適用については、施行日から起算して一年間は、同条中「第十九条の四第二号から第五号まで」とあるのは、「第十九条の四第二号、第四号又は第五号」とする。

(営業の許可に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第二十一条第一項の許可(同条第三項の規定により有効期間が付けられたものに限る。)を受けている者に対する当該許可に係る新食品衛生法第二十三条の規定の適用については、当該有効期間が経過するまでの間は、同条中「に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」とあるのは、「又は第二十一条第三項」とする。

(特殊栄養食品に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の栄養改善法(以下この条において「旧栄養改善法」という。)第十二条第一項又は第十七条の二第一項の規定による許可又は承認(乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適合する旨の標示に係るものに限る。)を受けている者は、第二条の規定による改正後の栄養改善法(以下「新栄養改善法」という。)第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による許可又は承認を受けた者とみなす。

2 旧栄養改善法第十二条第一項又は第十七条の二第一項の規定による許可又は承認(栄養成分の補給ができる旨の標示に係るものに限る。)に係る食品については、施行日から起算して一年

間は、引き続き旧栄養改善法の規定に適合する標示がされている限り、新栄養改善法第十七条第一項の栄養表示基準に適合する表示がされているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、国民の栄養摂取の状況並びに新栄養改善法第十七条及び第十七条の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(十二)の二及び別表第四第一号(三)中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「に定める栄養食品の標示」を「の規定に基づき、特別用途表示」に、「する」を「行い、及び栄養表示基準を定める」に改め、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定に基づき、総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を行い、及びその承認を取り消すこと。

第六條第二十号中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」を削る。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため免許を受けることができ者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、電波利用料について口座振替の方法による納付を実施しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、電波の効率的な利用における無線従事者の果たす役割の重要性にかんがみ、その育成に努めるとともに、電波利用技術の急速な進展に対応し、無線従事者に関する施策について適宜見直すこと。

一、電波利用環境の向上に資するため、監視システムの整備など電波監視体制の一層の強化を図るとともに、周波数の有効利用の促進、新たな周波数資源の開発にさらに積極的に取り組むこと。

一、マルチメディア社会における無線通信の重要性にかんがみ、広く国民の意見を聴取し、時代を見据えた電波行政を推進すること。
右決議する。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「一」を「いづれかに」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の資格(郵政省令で定めるもの

に限る。)ことに次に掲げる学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく学校の区分に応じ郵政省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者

イ 大学(短期大学を除く。)

ロ 短期大学又は高等専門学校

ハ 高等学校

第四十一条第二項に次の一号を加える。

四 前条第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る。)ことに前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として郵政省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

第四十一条第三項を次のように改める。

3 前項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第四号に該当する者であつて郵政省令で定めるものが行う無線従事者の免許の申請は、それぞれこれらの規定に該当するに至つた日から三箇月以内に行わなければならない。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四十一条第二項第二号及び第三号」を「第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号」に改める。

第二百三条の二第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 郵政大臣は、免許人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機

関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

8 前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二百三条の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の第四十一条第二項第三号の規定による認定を受けている者であつて無線従事者の免許を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしていない者に対する無線従事者の免許については、なお従前の例による。

審査報告書

電気通信事業法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十五日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、業務に関する標準契約約款制を導入しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、マルチメディア社会における国民のニーズの多様化、技術革新の進展、国際的なネットワークの構築等の状況を踏まえ、時代にふさわしい電気通信行政の推進に努めること。

一、料金の届出に当たっては、提出書類の簡素化等可能な限り事業者の負担を軽減するとともに、均衡を欠くなど不当な料金設定があつた場合には適切に対処すること。

一、標準契約約款の制定・変更に当たっては、利用者の保護に十分配慮すること。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年四月十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「(料金の認可等)」に改め、同条第一項中「その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。第三十八条第二項において同じ。)」について契約約款を「第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。」に改め、同条第二項第一号中「料金が」を削り、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第六項中「第三項及び第四項を」第四項及び第五項に、「提供に係る提供条件を」料金に、「第三項中」同項の認可を受けた」とあるのは「第五項の規定により届け出た」とを「第四項中」に、「次項」を「次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「その他の提供条件」、「事項に係る」及び「について契約約款を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「契約約款で定める」を「第一項の規定により認可を受け又は第三項の規定により届け出た」に

官 報 (号 外)

改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「契約約款で定めるべき提供条件を」認可を受けるべき料金又は前項の規定により届け出るべき料金」に、「同項の認可を受けた契約約款を」それぞれ第一項の規定により認可を受け又は前項の規定により届け出た料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ)の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金(第一項の郵政省令で定める料金を除く)を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。
(契約約款の認可等)

第三十一条の二 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金並びに郵政省令で定める事項及び第四十九条第二項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

二 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む)において、第一種電気通信事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

4 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、第三十八条第二項の認可を受けた契約により第二種電気通信事業者が電気通信役務を提供する場合は、この限りでない。

5 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金及び郵政省令で定める事項に係るものを除く)について契約約款を定

め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款によらなければならない。電気通信役務を提供してはならない。

第三十二条の見出しを「(料金等の揭示)」に改め、同条第一項中「前条第一項を」第三十一条第一項の規定により認可を受け若しくは同条第三項の規定により届け出た料金又は同条第六項の規定により届け出た料金並びに前条第一項に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「第三十一条第一項又は第六項の郵政省令で定める料金及び」を加える。

第三十六条第一項中「電気通信役務の料金その他の提供条件を」第三十一条第一項の認可を受けた料金又は第三十一条の二第一項の認可を受けた契約約款で定める電気通信役務の提供条件」に、「第三十一条第一項の認可を受けた契約約款を」当該料金又は契約約款」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 郵政大臣は、第三十一条第三項の規定により届け出た料金が利用者の利益を阻害しているとき、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

第三十八条第二項中「その提供条件が第三十一条第一項の規定により認可を受けた契約約款で定

める提供条件を」その提供条件(第三十一条第一項の郵政省令で定める料金、第三十一条の二第一項の郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く)が第三十一条第一項の規定により認可を受けた料金、同条第三項の規定により届け出た料金及び第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件」に改める。

第九十四条第四号中「契約約款を」料金」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十一条の二第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

六 第三十一条の二第三項に規定する標準契約約款の制定、変更又は廃止

第九十五条中「第三十六条第一項若しくは第二項を」第三十六条」に改める。

第一百七七条第三号中「第三十一条第三項を」第三十一条第四項又は第三十一条の二第四項」に改め、同条第四号中「第三十六条第一項若しくは第二項を」第三十六条」に改める。

第一百八条第三号中「第三十一条第六項を」第三十一条第七項」に、「同条第三項を」同条第四項又は第三十一条の二第六項」に改める。

第一百十一条第二号中「契約約款を」料金又は契約約款」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法(以下「旧法」という。)第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて改正後の電気通信事業法(以下「新法」という。)第三十一条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第三十一条第二項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款に定める料金は、新法第三十一条第六項の規定により届け出た料金とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第三十一条の二第五項の規定により届け出た契約約款とみなす。

7 この法律の施行の際現にされている旧法第三

十一条第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第三十一条第一項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした届出と、新法第三十一条の二第一項の契約約款に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「国民」と総称する。)が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もつて我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とする。

(啓発活動)
第四条 国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案
提出者
農林水産委員長 青木 幹雄
参議院議長 原文兵衛殿
平成七年四月二十五日

(定義)
第二条 この法律において「森林整備等」とは、次の各号に掲げる活動をいう。
一 森林の整備
二 緑化の推進
三 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

第二章 都道府県緑化推進委員会
第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 都道府県緑化推進委員会(第五条―第十二条)
第三章 国土緑化推進機構(第十三条―第十五条)
第四章 緑の募金(第十六条―第二十三条)
第五章 雑則(第二十四条―第二十六条)
附則

2 この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限つて緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であつて、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいう。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進委員会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

第三章 国土緑化推進機構(第十三条―第十五条)
第十三条 国土緑化推進機構は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたつて人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

第三条 森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたつて人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 緑の募金(第十六条―第二十三条)
第十六条 緑の募金は、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

第三章 森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたつて人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

6 都道府県知事は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

官 報 (号 外)

一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業を行うこと。

四 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運営協議会)

第七条 都道府県緑化推進委員会は、運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(事業計画書等)

第八条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、第六条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 前条第一項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第三章 国土緑化推進機構

(指定)

第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を

図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第十四条 前条の指定を受けた者(以下「国土緑化推進機構」という。)は、緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものと認め、農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものと認め、農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。

四 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

五 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。

六 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(準用)

第十五条 第五条第二項から第四項まで及び第七条から第十二条までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「前項」とあるのは「第十三条」と、同条第三項及び第四項、第七条第三項並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条中「寄附金」とあるのは「寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金」と、第十条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第六条」とあるのは「第十四条」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第五条第一項」とあるのは「第十三条」と、同項第一号中「第六条」とあるのは「第十四条」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替へるものとする。

第四章 緑の募金

(緑の募金の性格)

第十六条 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(意見の聴取)

第十七条 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行うおとす地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

(寄附金の使途)

第十八条 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。

3 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第十四条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。

(計画の公告及び届出)

第十九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

第二十条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号(同条第二号を除く)に掲げる業務)とその業務の実施に要する経費に充てたる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使

途)とその使途に充てたる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならない。

(結果の公告及び届出)

第二十一条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行つた緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号(同条第二号を除く)に掲げる業務)とその業務の実施に要する経費に充てたる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途)とその使途に充てたる当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途」とあるのは「当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七

条第一項」と、第二十一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途」とあるのは「当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

第二十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条(第二十二條)において準用する場合を含む)の規定による公告又は届出をしなかつた者

二 第二十一条(第二十二條)において準用する場合を含む)の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者

三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に對して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、平成七年六月一日から施行する。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に對して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に對して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

平成七年四月二十六日 参議院会議録第十九号(その二)

六八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
(税) 九円
(送料別)